

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
教育委員会 教育企画課	育英事業	・有用な人材を育成するため進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金を貸与します。	【目標】 ・進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を貸与し、有用な人材を育成します。 【効果】 ・有用な人材の育成に寄与します。	・進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を貸与し、有用な人材を育成します。	・貸与 貸与金額(無利息):高校生 年36万円(上限) / 大学生 年60万円(上限) 貸与期間:在学する学校の正規の修学年限を超えない期間 貸与実績:高校生 32名 大学生 225名 貸与総額 142,600,000円 ・返済 貸与を受けた年数の2倍の年数の期間内にその受けた奨学金を返済する。ただし、特別な事情により教育委員会が認めた場合は、4倍まで延長することができる。 返済実績:383名 104,048,950円 滞納額:13,868,250円 【効果】 ・H27年度は選奨生選考委員会にて選考し、新規に高校生10名と大学生69名に修学上必要な資金を貸与し、有用な人材の育成に寄与することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を貸与することができた。 ・H27年度貸付件数 257件 ・H27年度返済分回収率 95% ・新規貸付者 H26年度72人 H27年度79人	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H26年度と比べ新規貸与者は増加していることから、進学の意欲があるが経済的理由により修学が困難な子どもに対するニーズに対応できており、必要性、有効性については高く評価できる。 ・奨学金が社会問題化している現状を反映するように、貸与総額の約10%の滞納額となっており効率性の面での課題といえる。 ・回収リスクは貸付時点から存在しているとはいえ、後年度の貸付原資を調達するためにも滞納額の減少が必要である。滞納の現状把握・分析等のほか、収納管理室との連携を行う必要がある。
教育委員会 教育企画課	小学校大規模改造事業	・小学校施設のエデュケーション環境の均衡を図ります。 ・児童が安全で快適な学校生活を過ごせる環境を整備し、学習環境の改善を図ります。	【目標】 ・H27年度～H28年度 西小学校大規模改修 【効果】 ・児童が快適な学校生活を過ごせる環境が整備され、快適な教育環境・学習環境の改善につながります。	・小学校施設の多くは建築後25年以上経過し老朽化が深刻化していることから、「学校施設長寿命化改修計画」に基づき、快適な教育環境・学習環境改善のため、小学校施設を計画的に整備します。	・西小学校8号棟の大規模改修工事を実施 鉄筋コンクリート造4階建 延床面積A=2,616㎡ 外部補修 屋根(防水補修) 外壁(クラック補修、塗装補修) 内部補修 床(フローリング、研磨、塗装) 壁(塗装、腰壁木質化) 天井(取替、塗装補修) グリーンニューデール事業分 太陽光発電システム(20kw/h)、蓄電池(15kw/h)、屋内運動場照明LED取替 【効果】 ・児童が快適な学校生活を過ごせる環境が整備され、快適な教育環境・学習環境の改善につながります。 ・グリーンニューデール事業における太陽光発電システム(20kw/h)、蓄電池(15kw/h)、屋内運動場照明・各教室等の照明のLED取替により月平均100千円節減できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・西小学校8号棟大規模改修工事は改修対象3棟のうち1棟2,617㎡の改修工事を完了した。 ・子ども達が安全で快適に学校生活ができる環境が整えられた。 ・夏休みを利用して児童に一番影響の少ない時期で短期に安全安心に施工を行うことができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・今後も児童の学習環境の向上が必要であることから、「学校規模適正化計画」と連動した「長寿命化改修計画」の見直し、大規模改修、維持補修計画を作成し、優先順位を付けた実施が必要である。 ・外部評価においても、工事が完了した校舎の長寿命化が図られ、事業効果が顕現したことから、「効果的に実施されている事業」との評価がされている。
教育委員会 教育企画課	中学校大規模改造事業	・中学校施設のエデュケーション環境の均衡を図ります。 ・生徒が安全で快適な学校生活を過ごせる環境を整備し、学習環境の改善を図ります。	【目標】 ・H27年度 加子母中学校大規模改修工事設計 【効果】 ・生徒が快適な学校生活を過ごせる環境が整備され、快適な教育環境・学習環境の改善につながります。	・中学校施設の多くは建築後25年以上経過し老朽化が深刻化していることから、「学校施設長寿命化改修計画」に基づき、快適な教育環境・学習環境改善のため、中学校施設を計画的に整備します。	・H27年度加子母中学校大規模改修工事実施設計の実施。 ・今後は学校規模等適正化の事業進捗に合わせて長寿命化改修を進めます。 【効果】 ・実施設計を行うことで、学校規模適正化に合わせた長寿命化改修の対応ができます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・加子母中学校大規模改修工事設計委託業務を実施しました。 ・今後の大規模改修事業は学校規模適正化の進捗に合わせて改修を進める。 ・加子母中学校の大規模改修は設計まで行ったが、設計ストックとして今後活かす。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・今後も生徒の学習環境の向上が必要であることから、「学校規模適正化計画」と連動した「長寿命化改修計画」の見直し、大規模改修、維持補修計画を作成し、優先順位を付けた実施が必要である。
教育委員会 教育研修所	子ども自立援助事業	・増加の傾向にある不登校児童生徒の学校復帰を目指し、支援を行います。 ・不登校児童生徒の自己肯定感の醸成を行い、学校復帰に対する支援を行います。	【目標】 ・前年度の国の不登校児童生徒出現率を下回るようにします。(出現率:1000人当りの年間30日以上欠席者数)H27年度 小学校 市5.14%(国4.2%) 中学校 市23.7%(国28.3%) ・年間50日以上欠席児童生徒(病休を除く:H27年度57人)の適応指導教室通室率の向上を目指します。H27年度24.6% → H30年度 50% 【効果】 ・学校不適応児童生徒数の減少やその状況の改善が図られます。	・不登校傾向のある児童生徒の不登校未然防止や、不登校児童生徒の学校復帰を目指すため、校内支援員等の配置や、適応指導教室において教育相談員を配置し、支援を行います。 ・心理カウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカー、メンタルフレンド、個別相談アシスタントの派遣を行い、個々の状況にあわせてきめ細かな支援を行います。	・適応指導教室へ教育相談員を配置。(かやの木教室4人、あけぼの教室3人) ・メンタルフレンド(3人)、個別相談アシスタント(4人)、心理カウンセラーの配置。 全小中学校を対象に必要な配置 ・支援を必要とする児童生徒の在籍する学校へスクールカウンセラーの時間外配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、また学校内適応指導教室への支援員の配置。 全小中学校を対象に必要な配置にて派遣 ・全小中学校で30日以上欠席の子どもの人数 H26年度:85名→H27年度:77名 【効果】 ・学校不適応児童生徒数の減少及び状況の改善が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・近年、増加傾向にある不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、教育相談員・心理カウンセラーの適応指導教室への適正配置、また個別相談アシスタント等の学校配置により、不登校児童生徒の早期発見・早期対応が可能となり、不登校児童生徒の減少や状況の改善が図られた。 ・適応指導教室利用者 H26年度 H27年度 かやの木 14人 11人 あけぼの 9人 7人 ・不登校児童の出現率 小学校 H26年度:市 3.2%(国3.9%) H27年度:市5.14%(国4.2%) 中学校 H26年度:市30.0%(国27.6%) H27年度:市23.7%(国28.3%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・適応指導教室への通室児童人数が減少し、不登校児童の出現率が中学校についてはH26年度と比べ大幅に低下しているため、一定の改善が図られたと評価できる。ただ、小学校については出現率が増加し国平均を上回っていることから改善の余地がある。 ・市単独での専門職員の配置、適応指導教室の開設箇所数など、より手厚い支援を実施しているため、児童・生徒、家庭、学校との連携の強化につながる効果が期待できる。
教育委員会 学校教育課	学力向上支援事業	・学ぶ意欲を高めることで、生涯にわたって学び続ける市民の育成につなげます。 ・県費の教員だけでは対応できない多様な支援を要する児童生徒に、それに合わせた支援に係る人材を配置します。 ・学力向上等について研究指定校を定めて、深く研究推進を行い、その実績を全小中学校に発信します。	【目標】 ・指定校研究発表 4校以上/年 (H27年度実績:4校) ・早寝早起き朝ごはんの定着率 90%以上 (H27年度小学校 実績:起床 6時半まで79%、朝食 94%) (H27年度中学校 実績:起床 6時半まで67%、朝食 90%) 【効果】 ・知識と知恵を身につけた子どもたちが育成されます。	・子どもの学力向上のため、小中学校において学力を高める研究と実践を行います。 ・児童生徒の状況に合わせた支援を行うため、人材の適正配置を行います。 ・家庭での生活習慣や学習習慣を向上させるため、学校と家庭が連携したプログラムを実践します。	・学力アッププログラムに関わるシートの作成 対象:幼保全園児、小中全児童生徒 ・幼・保・小連携事業の実施 ・指導助手の配置 のびのび学習指導助手16人、特別支援学習指導助手12人、個別相談指導助手5人、介助員11人 特別支援アシスタント57人 ・各学校図書館へ学校司書の配置 9人 ・小中学校へALT(英語指導助手)の配置 業者委託7人、直接雇用3人 ・学力検査の実施と分析 対象:小学校2年生、4年生、中学校1年生 ・教師の指導力向上を図る研究校の指定 ・研究成果の全小中学校での活用を図る研修会の実施 1回以上 【効果】 ・各校の現状にあわせた人材の適正配置により、学力の向上を図ることができました。 ・学校と家庭の連携プログラムの実践により、生活及び学習習慣の向上を図ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・学力アッププログラムにより、学校と家庭が連携し、児童生徒の「早寝・早起き・朝ごはん」の定着や家庭学習の定着に向けた研究・実践を行った。 ・結果、家庭生活及び家庭学習の向上を図ることができたが、さらなる定着を図る余地がある。 ・早寝早起き朝ごはんの実施状況 H26年度 実施率 83.7% H27年度 実施率 82.5% ・朝ごはんの定着率 H26年度 幼保 小学校 中学校 94.5% 93.9% 90.2% H27年度 95.0% 94.0% 90.0% ・学力検査の分析(関心意欲:全国比) 小学2年生 国語 算数 H26年度 92 88 H27年度 90 91 小学4年生 国語 算数 H26年度 89 89 H27年度 94 95 中学1年生 国語 数学 英語 H26年度 95 91 96 H27年度 96 91 97	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・「早寝・早起き・朝ごはん」の定着率については、H26年度に比べて若干低下した結果となっているが、学力検査についてはほとんどの教科で伸びが見られる。 ・事業を継続するなかで、学校現場・保護者への学力アッププログラムの本質的な定着を図ることが必要である。それにより、学校と家庭との連携が強まり効果の向上が期待できる。 ・「早寝・早起き・朝ごはん」の定着率の把握や「学力検査の分析」等の事業効果の測定もできており成果の検証もできている。引き続き長期的な目標値を定めて事業効果のさらなる向上を図ることが重要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
教育委員会 幼児教育課	公立保育所事業	・幼児期は健全な心身の発達に向けた生活の基礎・基本を習得する重要な時期であり、保護者の就労等により保育が必要な児童を公立保育所で保育し、たくましい子に育つための支えとします。	【目標】 ・保育を必要とする児童を全て受け入れます。(受入数/希望数=100%) 【効果】 ・市の未来を担う子どもたちの健やかな成長が見込まれます。	・公立保育所において、児童一人ひとりの成長の状況を踏まえながら、ルールのある遊びや集団での行動、運動、自然とのふれあいなどを通じて、生活の基礎・基本を習得できるように保育と環境整備を行い、「生きる力」の基となる心情、意欲、態度などを総合的に育みます。	・公立保育所17園での保育実施(H27.4.1 園児数1,133名) ・保育士の雇用・人事管理(正規85人、常雇76人、日々雇用113人) ・入退園受付・調整、利用者負担額の決定及び徴収 ・保育士・調理員の知識向上のための研修実施(保育士年19回、調理員年8回) ・施設維持管理、安全管理、備品配置 【効果】 ・未満児保育の充実によりH28.1.1の待機児童を0人とすることができました。 ・保育士・調理員の研修会の実施により、専門知識が高まり、園児が生活の基礎・基本を習得することができました。 ・施設改修や備品配置などで安全・安心な保育環境を整えることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・未満児や支援児を中心とした保育ニーズが年々高まっているなか、私立との連携の下で待機児童を0人とできるなど受入体制が整ってきた。今後も私立と連携して、さらなる受入体制の充実を図る。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・自部門評価コメントにあるように、私立との連携の下で待機児童を0人とできたことなどが高く評価できる。効率性の面では、私立との連携によりさらに高めていく余地があると思われる。 ・保育士の更なるスキルアップによる保育内容の充実を図るとともに、計画的な保育士の採用、施設改修等を進め、多様な保育ニーズに対応できる体制づくりを図っていくことが必要である。
教育委員会 幼児教育課	法人保育所事業	・幼児期は健全な心身の発達に向けた生活の基礎・基本を習得する重要な時期であり、法人保育所との連携と役割分担の下で受入体制を充実していく方針に基づき、保護者の就労等により保育が必要な児童の受け入れを行います。	【目標】 ・民間においてできる部分はお願いし、手厚い支援を必要とする児童の保育などは公立が担う協働と役割分担を進め、保育の受入体制を充実します。 毎年、保育を必要とする児童の全ての受け入れ実施 受入数/希望数=100% 【効果】 ・市の未来を担う子どもたちの健やかな成長が見込まれます。	・法人保育所へ保育の委託や財政的な支援を行い、法人保育所に入所する児童がたくましい子に育つための支えとします。	・法人保育所(7園)への児童の受け入れ委託(H27.4.1 園児数503人) ・民間保育所従事者共済事業(7園) ・低年齢児保育促進事業(7園) ・延長保育事業(7園) ・障害児保育対策事業(7園) ・一時預かり事業(4園) ・読み聞かせ読書活動事業(7園) ・定員増対策事業(4園) ・施設整備交付金(1園) 【効果】 ・未満児保育の充実によりH28.1.1の待機児童を0人とすることができました。 ・法人保育所への委託や財政的な支援により、保育環境を整えることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・公立と私立が連携と役割分担をして、待機児童を0人とできるなど保育ニーズへの対応ができてきた。今後も更に連携を深めていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・公立と私立の連携と役割分担により、待機児童を0人とできたことは高く評価できる。 ・国県の負担もあり、効率の面においても優れており、事業効果は高い。 ・学校規模等適正化基本計画に基づき、公立・私立園の連携、役割分担を進めるなかで、高まる保育ニーズに対応していただけるよう連携を図っていくことが必要である。
教育委員会 幼児教育課 (教育委員会 施設計画推進室)	保育園規模適正化推進事業	・市内のどこに住んでいても等しい幼児教育・保育が適正な集団規模の下で受けられるようにするため、また、増加・多様化する幼児教育・保育ニーズに対応するため、民間と協力して受入体制の充実を進めます。	【目標】 ・施設配置の見直し計画(統廃合計画)の策定 ・小鳩保育園の民営化 H28年度(財政効果約20,000,000円/年) ・市全体のバランスを考慮しながら更なる民営化を検討します。 【効果】 ・園児が適正な集団規模の下で、安全安心に過ごせる環境が確保されます。	・小鳩保育園の民営化に向けた引継ぎを行うため、移管先法人の職員派遣費用を負担します。 ・民営化で見込まれる人的・財政的なメリットを活かして、阿木保育園で3歳未満児保育を開始します。 ・保育環境の向上と園運営の効率化を図るため、坂本幼稚園と合せて坂本保育園の将来的な移転に向けた検討を進めます。	・小鳩保育園民営化に向け、移管先法人から保育士3名を派遣し、引継ぎ保育を実施。 ・H28年4月1日から、小鳩保育園の民営化を実現。 ・民営化により約20,000,000円/年の運営経費を削減。 ・阿木保育園未満児保育の開始(未満児4人以上受け入れ) H27年4月～ ・坂本幼稚園と合わせた坂本保育園の将来的な移転に向けた関係者協議 ・坂本地区幼児教育施設の計画候補地の決定。 【効果】 ・民営化により生み出された保育士を阿木保育園へ充て、未満児保育を開始しました。 ・阿木地域の未満児保育に対するニーズに応えることができました。 (H27年4月現在の未満児の受け入れ 5人)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・小鳩保育園の民営化について、引継期間における大きなトラブルもなく、スムーズに移行することができた。 ・阿木保育園の未満児保育をスムーズに開始することができた。 ・坂本地区におけるこども園整備については、建設候補地を決定した。今後は地域及び関連事業との調整を図りながら、事業を行っていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H28年度からの小鳩保育園民営化準備の一環で実施した「引継ぎ保育」により生じた保育士人員を阿木保育園にシフトし、未満児保育の開始につながるという成果があった。 ・坂本地区におけるこども園整備については、建設候補地を決定した。今後は地域及び関連事業との調整を図りながら、事業を行っていく必要がある。
教育委員会 幼児教育課	公立幼稚園事業	・幼児期は健全な心身の発達に向けた生活の基礎・基本を習得する重要な時期であり、幼児教育を希望する児童を公立幼稚園で受け入れ、たくましい子に育つための支えとします。	【目標】 ・私立の幼稚園と協力しながら、幼児教育を希望する児童を全て受け入れます。(受入数/希望数=100%) 【効果】 ・市の未来を担う子どもたちの健やかな成長が見込まれます。	・児童一人ひとりの成長の状況を踏まえながら、ルールのある遊びや集団での行動、運動、自然とのふれあいなどを通じて、生活の基礎・基本を習得できるように幼児教育と環境整備を行い、「生きる力」の基となる心情、意欲、態度などを総合的に育みます。	・公立幼稚園(6園)での幼児教育実施(H27.4.1 園児数243名) ・幼稚園教諭の雇用・人事管理(正規23名、常雇6名、日々雇用14人) ・入退園受付、利用者負担額の決定及び徴収 ・幼稚園教諭の知識向上のための研修実施 年12回 ・施設維持管理、安全管理、備品配置 【効果】 ・幼児教育を希望する児童を全て受け入れることができました。 ・幼稚園教諭の研修会の実施により、専門知識が高まり、園児が生活の基礎・基本を習得することができました。 ・施設改修や備品配置などで安全・安心な環境を整えることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・私立との連携の下で、入園希望者を100%受け入れることができた。今後もさらに連携を深めていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・幼稚園教諭の更なるスキルアップによる教育内容の充実を図るとともに、計画的な幼稚園教諭の採用、施設改修等を進め、幼児教育ニーズに対応できる体制づくりを図っていくことが必要である。
教育委員会 幼児教育課	私立幼稚園助成事業	・幼児期は健全な心身の発達に向けた生活の基礎・基本を習得する重要な時期であり、私立幼稚園との連携と役割分担の下で受入体制を充実していく方針に基づき、園及び保護者に対して財政的な支援を行います。	【目標】 ・毎年、幼児教育を必要とする児童を全て受け入れます。受入数/希望数=100% 【効果】 ・幼児教育を受ける機会を広く提供でき、市の未来を担う子どもたちの健やかな成長が見込まれます。	・私立幼稚園の運営への補助と保護者への財政支援を行い、幼児教育を受けやすい環境を整えて、私立幼稚園に入園する児童がたくましい子に育つための支えとします。	・私立幼稚園(4園)H27.4.1 園児数549人 ・私立幼稚園助成事業(特別支援児対応補助) 4園 ・私立幼稚園就園奨励費事業(授業料等補助) 4園 ・読み聞かせ・読書活動助成事業 4園 【効果】 ・幼児教育を希望する児童を全て受け入れることができました。 ・私立幼稚園の運営への補助と保護者への財政支援により、幼児教育を受けやすい環境を整えることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・私立に入園しやすい支援を行ったことで、入園希望者が100%受け入れられた。今後も私立と連携して、受入体制を整えていく。 ・H26年度:542人 ⇒H27年度:549人 ・公立から私立への移行も進んでいる。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・H27年度は、私立の園児数も増加、公立から私立への移行も進んでおり、事業の有効性等高く評価できる。 ・今後も、学校規模等適正化基本計画に基づき、公立・私立園の連携、役割分担を進めるなかで、幼児教育ニーズに対応していただけるよう連携を図っていくことが必要である。
健康福祉部 健康医療課	母子保健事業	・安心して子どもを産み子どもが健やかに成長するために、ライフステージに合わせた継続的な支援を実施します。	【目標】 ・次世代を担う子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。 ・15～49歳の女性1人が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率をH31年:1.8人を目指します。 (H26年:市1.62人、国1.42人、県1.42人) 【効果】 ・子どもの健やかな成長発達を促し、安心して子育てができます。	・安全な妊娠・出産、子どもの健やかな成長・発達を支援するために、健診・相談・訪問・費用助成等を行います。	<妊婦健診受診券助成事業> ・1人14回助成。発行実人数 602人、発行総数 8,302枚 <乳幼児健診> ・3か月児 42回 629人、1歳6か月児 24回 615人、3歳児 24回 640人 ・乳幼児健診受診率 97%以上 <相談事業> ・6か月児 42回 622人、1歳児 30回 585人、2歳児 24回 608人 ・なんでも相談 144回 2,864人 <こどもには赤ちゃん事業> ・対象:生後1～4ヶ月までの乳児 訪問人数 612人 <特定不妊治療費助成事業> ・申請件数 79件(実件数 51件) ・妊娠成立 20件(成功率 25.3%) 【効果】 ・子供を安心して産み育てられる環境づくりが向上したことにより、合計特殊出生率はH26年は1.62人、県1.42人、国1.42人と比べ高い状況です。 ・子どもたちの健やかな成長、発達の支援に結びつけることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子どもの数)H26年1.62と全国、県とも1.42と比べ高い。 ・特定不妊治療費助成事業では妊娠成立20件であった。少子化対策には今後も継続していくとともに制度活用をPRしていく。 ・安心して妊娠、出産、子育てできる環境づくりを継続して推進する。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・国や県より高い出生率を今後も維持すべきである。また、目標数値達成に向けた取り組みとして、不妊治療の支援があることを周知していく必要がある。 ・本母子保健事業は、安心して妊娠、出産、子育てできる環境づくりの部分を担当しているが、結婚活動支援等は定住推進部、子育て支援等は教育委員会が担当している。そのため、子どもを増やすというこれらの一連の取り組みがうまく機能してつながるように、関係部間の連携をさらに強化し、一つのパッケージとしてわかりやすい形でのPRが必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
教育委員会 子育て政策室	子育て支援事業	・子どもを持つ保護者が、家庭や地域において子育てに対して感じている不安を軽減し、安心して子育てできる環境づくりを行います。	【目標】 ・子育て支援センターの増設 H26年度:5か所 H31年度:7か所 ・「利用者支援事業」のH28年度開設に向けて協議・検討を行い、職員の質の向上を図ります。 【効果】 ・地域のニーズに応じた子育て支援策を充実することで、安心して子育てができる環境が整います。	・育児に対する不安を持つ家庭が増えており、安心して子育てができるようにするため、乳幼児を中心とした子育て支援を行います。	・子育て支援センターの運営 5か所(直営2か所、委託3か所) 年間延べ利用者32,434人、相談件数490件 ・子育て支援センター職員の質向上を図る研修会の開催 4回 ・利用者支援専門員養成講習受講 職員1名 ・子育て支援ネットワークシステムを活用し、子育て支援関連情報の提供 ・安心・子育てガイドを作成・配布し、子育て支援施策のPR(1,500部作成) ・児童館・児童センターの運営管理 4館(指定管理:4館一括) 年間利用者78,952人 ・ファミリー・サポート・センター事業の運営 運営委託:社会福祉協議会 利用会員364人、サポート会員180人) 【効果】 ・各種子育て支援策を実施し、子育てに関する不安や負担の軽減を図りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・育児に対する不安や悩みを持つ保護者の増加に伴い、軽減につながる支援策(子育てなんでも相談窓口の新設、子育て支援センターの増設)の強化・拡充が必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・子育て中の親子への重要な支援策であり「子ども・子育て支援事業計画」に基づき強化・拡充が必要である。 ・そのため、スタッフのスキルアップ、地域との連携などによる支援内容の充実を図るほか、子育て支援ネットワークを活用することで効率的な情報提供、事業内容のPRを図る必要がある。 ・実績を評価するには相談等の件数よりもむしろ相談者の満足度が重要であることから、そうした点の把握に努め改善を図ることが重要である。 ・外部評価で相談窓口設置について、事業効果はH28年度以降に出るとの指摘があり、「順調に進捗している事業」との評価がされている。
教育委員会 子育て政策室	放課後児童クラブ運営事業	・保護者が就労等により居間家庭にいない児童に対して、適切な遊びや家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	【目標】 ・既存クラブの施設整備、未開設校区での開設を進め放課後の子どもの安全安心な居場所を確保します。 ・放課後児童の居場所の確保 H25年度実績:17クラブ H30年度:18クラブ 【効果】 ・市が運営支援を行うことによって、安定的に父母会が運営でき、保護者の負担が軽減されます。	・公設民営の考え方の下、老朽化等による施設整備の優先順位を付ける中で、学校施設等の活用を視野に入れながら、順次施設整備を進めます。 ・父母会が運営する放課後児童クラブの会計処理等の事務処理や運営状況を把握し、運営の適正化に向けた支援をします。	・学校の余裕教室などを活用した施設整備 施設整備箇所数:3か所(南学童保育所、坂下学童クラブ、東学童保育所) ・放課後児童クラブ運営委託の実施 18クラブ ・放課後児童クラブへ訪問、会計処理事務、運営状況の確認、運営支援。 訪問回数:18クラブ×年1回以上 ・指導員の人材バンクの立ち上げ、指導員確保体制に向けた関係団体等との協議実施。 中京学院大学、シルバー人材センター 【効果】 ・子どもたちが、安全で安心して過ごせる場の提供を行い健全育成を図りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・ニーズに応じた支援を進めているが、増加するニーズに応えるために、放課後の子どもの居場所確保の観点から、全ての子どもが利用できる放課後子ども教室との一体化など事業の展開を図る必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・市民のニーズへの適応、上位施策の成果への貢献のいずれも高く、指導員の待遇改善等の課題は存在するも事業効果は大きい。 ・自部門評価のとおり、放課後子ども教室との一体化などの事業展開を図ることが重要であり、学校施設の活用を原則とし、学校規模適正化計画、学校施設の整備計画との整合に努める必要がある。 ・運営団体への財政的支援の拡充だけでなく、併せて運営上の課題解決等のソフト面の支援充実を図る必要がある。
教育委員会 子育て政策室	子ども・子育て事業	・「子ども・子育て関連3法」に基づき『子ども・子育て支援新制度』が創設され、H27年4月からスタートすることに合わせ策定した、「中津川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、H27からH31年度までの幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援策を計画的に実施します。	【目標】 ・中津川市子ども・子育て会議を定期開催します。5回/年 ・「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別し、子ども・子育て支援事業計画に基づきサービスを提供します。 【効果】 ・中津川市子ども・子育て支援事業計画により、子育て支援策を計画的に進めることができます。 ・子ども・子育て会議で検討をすることによって、施策に市民の声を反映することができます。	・「子ども・子育て支援新制度」のH27年度スタートにあわせ策定した「中津川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援策を計画的に実施します。	＜子ども・子育て会議の開催＞ ・子ども・子育て支援事業計画の進捗管理。 ・子育て支援のあり方、支援策の協議・検討 委員21名、会議開催回数:全体会2回、部会6回 ＜保育環境充実への取り組み＞ ・ファミリー・サポート・センター事業の充実に向けた協議 ・病児・病後児保育事業の新規開設についての協議(市民病院、法人保育所協議) ＜子ども・子育て支援システムの改修＞ ・社会保障・税番号制度の導入に伴う総合行政システム内の「子ども・子育て支援システム」を改修 【効果】 ・計画に基づく支援策の実施に向け法人との協議や連携を図り、H28年度の具体的な取り組みにつなげました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理及び早期実施に向け、子ども・子育て会議委員を2つの部会に分け、子育て支援施策のうち認定子ども園、病児・病後児保育をテーマに、視察や検討を行い、子ども・子育て会議の意見としてまとめた。 ・病児・病後児保育の開設について、関係団体との協議、病児・病後児保育所での職員研修の受講等の取り組みが実施できた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・子ども・子育て会議からの意見に基づき、関係部署との連携を強化することで支援策の充実を図る必要がある。
定住推進部 定住推進課	子どもを増やすための事業	・結婚の晩婚化、共働き家庭の増加などの社会情勢の変化に伴い、結婚・出産・育児の多様な市民ニーズへの対応が求められています。 ・少子化には様々な要因があるなかで、特に、結婚、出産、子育て、就労支援という一連の流れをサポートすることが極めて重要であることから、総合的な支援を進めています。	【目標】 ・安心して出産・育児に取り組むことができる環境を整え、中津川市の少子化対策の強化を図ります。 婚活イベント実施回数 H27年度:5回 H28年度:5回 H29年度:6回 【効果】 ・独身者の結婚意欲の上昇や、子育てにおける不安や負担の軽減により、出生数の向上が見込まれます。(効果指標) H30年度:出生数700人	・子育て支援サービスや働き方、出産・育児等の課題について研究し、集約した情報発信事業を実施します。 ・結婚を望む方の婚活を支援するため、セミナーの開催やイベント等の支援を行います。	＜結婚相談事業＞ ・結婚相談所の開設、月2回相談員(6名)による日常的な電話相談を実施 ＜婚活セミナー・婚活パーティー事業＞ ・婚活に有効なスキルを学ぶセミナーの実施及び各種婚活イベントを実施 婚活セミナー 2回(市主催1回、社会福祉協議会1回) 婚活パーティー 1回 ＜地域等の結婚活動支援事業＞ ・地域や団体が主体となって取り組む婚活イベントを支援(区長会等団体3団体) ＜パンフレット作成＞ ・子育て世代向けパンフレット(3種)の作成 【効果】 ・婚活パーティーでのカップリング数 7組(市主催5組、地域等主催2回) ・成婚数 3組(現在まで14組)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・婚活相談所への登録会員は増えているが、相談所の利用回数が減ってきている。 H26年度 会員数66人利用回数58回 H27年度 会員数85人利用回数49回 ・登録したきりの会員が増えていることもあり、H28年度に会員の更新を行なう。女性の登録が少ないので工夫が必要である。 ・今後近隣市町村との広域的な運営を検討していきたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒C効率でない 総合評価⇒C縮小/見直	・自部門評価でも触れているように、婚活相談所へ登録したきりの会員が増えるなど期待される効果が出ていない。婚活は子どもの増加に間接的にはつながるものの目的達成の手段としては効率が悪い。こうした事業に取って行政が踏み込むよりも、むしろ民間や団体の参画を促す方が合理的である。 ・多くの自治体が「婚活」に取り組んでいる現状を踏まえれば「横並び」も仕方ない面があるが、職員の労力も含め費用対効果を重視し、より効果的な事業にシフトしていく必要がある。
健康福祉部 健康医療課 (健康福祉部健康寿命対策室)	8万人のヘルスアップ事業	・日常的な介護を必要とせずに、自立した生活ができる「健康寿命」を延ばす取り組みを推進します。 ・医療費等の費用を削減するため、住民が予防活動を自主的に行っている仕組みを構築します。	【目標】 ・健康なかつがわ21計画(健康増進計画)H34年度までの目標値 生活習慣病による年齢調整死亡率の減少 10万人当たり75歳未満のがん:73.9 脳血管疾患:男性41.6・女性24.7 運動習慣者の割合の増加 30～64歳:男性36%・女性33% 65歳以上:男性58%・女性48% 【効果】 ・市民の健康づくりの自主的な取り組みを広げることにより、生活習慣病の発症・重症化予防となります。	・健康なかつがわ21計画(健康増進計画)H25～H34年度に基づいて実施 ・文化スポーツ部、商工観光部、教育委員会など関係各課と連携すると共に、地域、関係団体などと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境を作っていきます。 ・乳幼児期から高齢者まで、ライフステージに応じて健康づくりに取り組めるよう、情報提供を行います。	・健康づくり宣言募集、健康づくりPR活動(リーフレット、ステッカー配布等) ・健康福祉まつり(六歳市とのコラボ)93団体参加 5,000人参加 ・健康情報サイト「健康なび」の開始 ・「広報なかつがわ」に毎月記事を連載 ・けんばち弁当の開発と普及等 13回 ・食生活改善推進員による減塩方法の普及 ・出前講座 63回 1,704人 ・運動栄養教室 2教室 22回延べ237人 ・3歳児健診での尿中塩分測定と栄養指導 524人 ・小中学校健康指導 7校 ・健康推進員活動 87回 延べ1,072人 ・小中学生対象に防煙教育チラシ配布と受動喫煙防止ポスターコンクールの実施 ・運動習慣者の割合の増加 30～64歳:男性26%・女性22% 65歳以上:男性43%・女性42% 【効果】 ・健康意識の向上により、国保特定健康診査受診率がアップ(H26年度36.2%→H27年度37.7%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・平均寿命及び健康寿命の延伸とその差の縮小のためには必要な事業ではある。 ・目標数値はH29年度に算出予定のため不明であるが、75歳未満のがん・脳血管疾患・急性心筋梗塞の死亡数(率)は減少している。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・外部評価では、多くの取り組みがあるにもかかわらず市民に知られておらずPRが不足しているなどの指摘がされており、「進捗の遅れへの対応または事業内容の見直しが必要な事業」との評価がされている。 ・平均寿命と健康寿命との乖離を抑えるという高齢化時代のニーズにマッチした事業であるが、外部評価で指摘されているように、せっかくの取り組みも市民に認知されていないのは十分な効果が得られない。 ・そのため、外部評価委員会からの提案事項に加え、スポーツ分野とのコラボも含め様々な機会を捉えた活動の強化やPRに努める必要がある。そうした観点から有効性と効率性で「B高める余地がある」の評価とした。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 健康医療課	地域医療対策事業	・住み慣れた地域で安心して生活できる医療体制を維持します。	【目標】 ・医療従事者を確保し、持続可能な地域格差の少ない地域医療体制を目指します。 【効果】 ・地域医療体制が確保されます。	・住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、保健、医療、介護、福祉が連携し、一体的な切れ目のないサービスを提供できる仕組みづくりを進めます。また、必要な医療が受けられるよう、医師の確保や地域医療体制を整備します。	<東濃地域医師確保奨学資金貸付事業> ・貸付状況:新規0名、継続7名 ・名古屋大学と連携した地域包括ケア等の推進(寄附講座)及び地域総合医療センターを運営。 医師の確保状況:常勤医師4名、非常勤医師3名、研究員1名 ・公立病院と民間医療機関の連携が推進し、紹介率と逆紹介率がアップ。 中津川市民病院:紹介率 H26年度41.2%→H27年度41.6% 逆紹介率 H26年度25.0%→H27年度28.6% 坂下病院:紹介率 H26年度23.5%→H27年度23.6% 逆紹介率 H26年度13.2%→H27年度14.8% 【効果】 ・医師の確保ができたことで、中津川市民病院地域総合診療科の継続と阿木診療所の医療体制が充実しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・寄附講座により医師を確保することができ、中津川市民病院地域総合診療科の継続と阿木診療所の医療体制を充実することができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・名大への寄附講座が終了するが、診療所への医師派遣は継続的な医療体制として維持されることが必要である。
健康福祉部 川上診療所 (健康福祉部 蛭川診療所)	川上内科一般管理費	・地域住民が安心して住み続けられるよう、医療の面から地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした診療所の運営を行います。	【目標】 ・週3日の診療を維持し地域医療の格差是正を図ります。 【効果】 ・民間医療機関のない地区で医療の面から地域住民の安全安心が確保されます。	・医師の確保に努め、地域医療を確保します。 ・地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアの取り組みを推進します。	・中津川市地域総合医療センターとの連携により医師を確保し、週3日の診療を実施 診療日数 117日 (4月～9月非常勤医師3名、週3日診察、10月より非常勤医師2名、週2日診察) 診療件数 2,357件(うち在宅診療 112件) ・保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアを推進 連絡会議の開催 9回。(参加者 保健師・在宅介護支援センター・ケアマネージャー・総合事務所) ・集中型一般介護予防事業(通称:あんきなくらぶ事業)の受託 実施回数 44回、参加者 335人 ・予防接種と健康診断を実施 【効果】 ・週3日の診療日を維持し医療面から地域医療の安全安心が確認できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・患者は減少傾向となり、また医師退職により10月から3日診療から2日診療に急遽変更になった。 ・そのため、収入の減少が大きく見込まれたが、予約診療の患者を2日に割り当て診療したことで収入の減少を最小限に食い止めることができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域住民のための医療機関としての必要性は高い。 ・ただし、診療日が減少したことで収入が減少する現状を踏まえ、将来にわたって診療所を維持できるか検証する必要がある。
健康福祉部 加子母歯科診療所 (健康福祉部 蛭川診療所)	加子母歯科一般管理費	・地域歯科医療の格差をなくし、民間歯科医療機関のない地区で地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした歯科診療所の運営を行います。	【目標】 ・週5日の歯科診療を維持し地域歯科医療の格差是正を図ります。 【効果】 ・民間歯科医療機関のない地区で歯科医療の面から地域住民の安全安心が確保されます。	・地域歯科医療を確保します。 ・地域住民の口腔ケアのため、歯科検診、歯科保健指導を推進します。	・週5日の歯科診療 診療日数 217日(常勤嘱託歯科医師1名 週5日診療) 診療件数 6,014件 ・保育園、小、中学校、乳幼児、妊婦、成人の歯科検診を実施 歯科検診 7回 ・保育園、小、中学校の歯科保健指導を実施 歯科指導 4回 ・2歳、3歳児歯科検診 4回 ・はみがき教室 4回 【効果】 ・診療をはじめ地区内の予防活動を実施し歯科保健予防・早期治療を推進できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・若干ではあるが患者数は減っており、収入も若干減っている。 ・2年後の診療所のあり方を考えたうえで、今すぐ必要な機器以外は購入しないなどの対策をし健全な診療所運営に努めた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域住民のための医療機関としての必要性は高い。 ・ただし、診療所の健全な運営には一般管理費についてコストをできる限り抑えていくことが必要である。
健康福祉部 蛭川診療所	蛭川内科一般管理費	・地域住民が安心して住み続けられるよう、医療の面から地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした診療所の運営を行います。	【目標】 ・週5日の診療を維持し地域医療の格差是正を図ります。 【効果】 ・民間医療機関のない地区で医療の面から地域住民の安全安心が確保されます。	・医師の確保に努め、地域医療を確保します。 ・地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアの取り組みを推進します。	・週5日の診療 診療日数 231日(常勤医師1名 週5日診療) 診療件数 7,271件(うち在宅診療96件) ・保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアを推進 居宅療養管理指導 46件 ・予防接種と健康診断を実施 【効果】 ・診療日を維持し医療面から地域住民の安全・安心が確保できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・患者数は年々減少傾向であるため、診療収入も若干減少しているが、一患者あたりの収入を増やすことができた(週5日診療を実施)。 ・収入が減っているため支出割合の多い施設経費の削減を図り、健全な診療所運営に努めた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域住民のための医療機関としての必要性は高い。 ・ただし、診療所の健全な運営には一般管理費についてコストをできる限り抑えていくことが必要である。
健康福祉部 蛭川診療所	蛭川歯科一般管理費	・地域歯科医療の格差をなくし、民間歯科医療機関のない地区で地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした歯科診療所の運営を行います。	【目標】 ・週5日の歯科診療を維持し地域歯科医療の格差是正を図ります。 【効果】 ・民間歯科医療機関のない地区で歯科医療の面から地域住民の安全安心が確保されます。	・地域歯科医療を確保します。 ・地域住民の口腔ケアのため、歯科検診、歯科保健指導を推進します。	・週5日の歯科診療 診療日数 234日(常勤歯科医師1名、非常勤歯科医師1名 週5日診療) 診療件数 4,784件 ・デイサービス、保育園、小、中学校、乳幼児、成人の歯科検診を実施 歯科検診 19回 ・保育園、小、中学校の歯科保健指導を実施 歯科指導 9回 ・2歳、3歳児歯科検診 8回 【効果】 ・診療をはじめ地区内の予防活動を実施し、歯科保健予防、早期治療を推進することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・患者数はほぼ横ばい状態であるが、診療加算を見直すことにより診療点数が増え収入を増やすことができた。 ・支出経費を抑え健全な診療所運営に努め週5日の診療を実施した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域住民のための医療機関としての必要性は高い。 ・ただし、診療所の健全な運営には一般管理費についてコストをできる限り抑えていくことが必要である。
健康福祉部 阿木診療所 (健康福祉部 蛭川診療所)	阿木内科一般管理費	・地域住民が安心して住み続けられるよう、医療の面から地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした診療所の運営を行います。	【目標】 ・週2日の診療を維持し地域医療の格差是正を図ります。 【効果】 ・民間医療機関のない地区で医療面から地域住民の安全安心が確保されます。	・医師の確保に努め、地域医療を確保します。 ・地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアの取り組みを推進します。	・中津川市地域総合医療センターとの連携により医師を確保し、週2日の診療を開始 診療日数 97日(非常勤医師2名 週2日診療) 診療件数 2,407件(うち在宅診療 14件) ・保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアを推進 居宅療養管理指導 23件 ・予防接種と健康診断を実施 【効果】 ・所管変更により国保診療所となりましたが継続的に医師派遣をうけ診療体制が維持でき、医療面から地域住民の安全安心が確保できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・4月から中津川市民病院の診療所から国保診療所へと運営主体が移管した。 ・それに伴い診療日も3日から2日に減少したものの若干ではあるが患者数を増やすことができ、混乱もなく移行することができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域住民のための医療機関としての必要性は高い。 ・ただし、診療所の健全な運営には一般管理費についてコストをできる限り抑えていくことが必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 高齢支援課	高齢者活動推進事業	・高齢者の社会参加を推進する団体に対し活動の活性化と安定的な組織運営を支援します。 ・長寿の高齢者に敬意を表し、お祝いすると同時に存命確認をする機会を確保します。	【目標】 ・老人クラブ活動を通じて高齢者の健康づくりや生きがいづくり、文化活動を推進します。 ・シルバー人材センターの運営により、高齢者の経験を生かした就労を確保します。 ・敬老祝いを通して対象者の存命確認を実施します。 【効果】 ・高齢者の多様な活動の場が出来ることで、介護予防や健康づくりにつながります。 ・高齢者所在及び生活状況の確認ができます。	・老人クラブやシルバー人材センターなどが継続して活動ができるよう支援します。 ・長年にわたり地域につけてきた高齢の方を敬愛し、ご長寿をお祝いのため、敬老祝事業を行います。	・老人クラブに対する助成 活動支援補助金(H27年度:141クラブ、会員数11,379人)(H26年度:144クラブ、会員数11,745人) 連合会活動支援補助金 活性化交付金(健康増進・文化活動・環境友愛) ・中津川シルバー人材センターに対する運営事業交付金(会員数501人、受託件数 公共257件、民間2,304件、計2,561件) ・市内の長寿年齢上位5名・100歳・88歳の方に、市長、市職員が訪問し祝品を贈呈(88歳の方へは坂下高校の生徒が作成した敬老祝品を合わせて贈呈) 年齢上位5名、100歳26名、米寿563名 合計594名 【効果】 ・高齢者が地域の多様な場で活動する機会ができることで、生きがいづくりや健康づくりが図れました。 ・長年にわたり地域につけてきた高齢の方への感謝を示すとともに、所在や生活状況の確認ができました。 ・敬老祝品作りを通じ、高校生に福祉への意識向上が図れました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・高齢化が進む中で、高齢者自身が生きがいを持って活動する機会があることが健康寿命の増進にもつながっている。 ・また地域での貴重な人材として、高齢者方の経験とお力を発揮していただくことがますます求められており、活動に対する支援を継続する必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・老人クラブやシルバー人材センターへの活動支援は、高齢者の生きがいづくり、健康づくりの中核的な事業であり継続していく必要がある。 ・本事業は補助金交付が主体であるが、各老人クラブに対し8万人ヘルスアップの取り組みを周知し、活用していただけるよう積極的な働きかけが必要である。 ・高校生が作成する祝品の贈呈については、他の学校にも波及させていくことが求められる。
健康福祉部 高齢支援課	在宅介護支援センター運営事業	・高齢者が住みなれた地域で、尊厳のある、その人らしい生活を続けていくために、高齢者やそのご家族が地域の身近な場所で、地域の様々なサービス、支援、在宅介護等に関する相談ができる在宅介護支援センターを運営します。 ・地域で支援の必要な高齢者等を見守り支えていくために、地域住民や関係機関の連携拠点としての役割を担います。	【目標】 ・高齢者等が地域の身近な場所で、相談支援を受けることができようになります。 ・地域で高齢者等を見守る体制をつくりまします。 【効果】 ・高齢者等が地域の身近なところで介護等の相談でき、早期に相談支援につながることにより、安心して生活を送ることができます。	・地域での高齢者等の相談支援の機関として、市内13か所での在宅介護支援センターを運営します。	・高齢者の総合相談 延べ12,418件 ・高齢者の実態把握訪問調査 延べ4,258件 ・介護予防教室の実施 412回開催、参加実人員1,190人(延べ5,362人) ・地域住民との連携作りとして相談協力員を各在宅介護支援センター毎に設置 相談協力員懇話会の実施 13地域(主な構成員:区長、民生委員、社協支部、老人クラブ、交番、郵便局、薬局、JA、新聞店など) ・介護保険制度、福祉サービス申請代行及び調整 2,859件 【効果】 ・各地域に相談窓口があることにより高齢者等が相談しやすく、必要な支援につなげることで不安の軽減が図れています。 ・実態把握訪問により、独居高齢者世帯などの生活状況等の把握ができています。 ・高齢者が介護予防に取組むことにより、閉じこもり予防や健康維持につながっています。 ・地域住民等との連携することにより、見守り支援の体制作りが進んでいます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・高齢化が進むなかで、地域の身近な場所で高齢者等の総合相談ができる場所としての役割を担っている。 ・今後も機能充実を図るために、地域包括支援センターへの移行を含め継続可能な体制作りを行う必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・高齢者の総合相談ができる場所であり、今後も継続することが求められるが、地域住民や関係機関の連携拠点としての機能をより充実していくための組み立てが必要がある。
健康福祉部 高齢支援課	高齢者福祉施設等運営事業	・安全で安心して各施設を利用してもらう環境を整え、計画的に修繕・工事を実施し、老朽化・突発事故等を防ぎます。 ・養護老人ホーム清和寮は老人福祉法に規定された施設であり、居室において養護を受けることが困難な方を市が措置します。	【目標】 ・健康増進及び教養の向上、生きがいづくり、ボランティア活動・介護予防・サークル活動の場所として、安全かつ安心して施設利用が出来るよう施設運営を図ります。 ・修繕、備品、工事計画に多額の費用を要するため施設ごとに修繕計画等を立て実施します。 【効果】 ・各施設の安全性、機能性を確保できるように、施設を有効に利用することができます。	・福祉施設の安定的な事業運営ができるよう、必要な維持管理を行います。	・施設運営に必要な経常的な維持管理経費を計上し、市内26施設の維持管理を実施。 指定管理施設 17施設(清和寮、坂下・付知・蛭川福祉センター、デイサービスセンター 10施設、ショートステイ事業所 2施設、グループホーム 1施設) 主な維持管理委託施設 5施設(川上保健福祉施設がたらいの里、福岡健康増進施設ほっとサロン、地域福祉センターゆうらく苑、老人福祉センター、介護実習センター) ・多額な費用を要する修繕・備品・工事等は施設ごとの計画を立て実施。 H27年度は主に、加子母第2デイサービスセンター特殊浴槽の更新 坂下福祉センター浴槽水漏れ改修工事 デイサービスセンターゆうらく苑トイレ改修工事 ・市有財産運用管理マスタープランに沿い、民間移譲・地域移譲の調整を進め、H28.4.11に福岡デイサービスセンター、ショートステイ事業所及び介護実習センターを社会福祉法人五常会へ移譲。 【効果】 ・計画的に修繕等の維持管理を行うことにより、利用者が安心して施設を継続利用することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・適切な施設運営管理を行うことにより、市民の健康増進等の活動場所として、安全安心な施設利用が図られている。 ・ただし、各施設の老朽化に伴う修繕等の増加が課題である。 ・マスタープランに沿って民間移譲の調整をすすめ、H28年度には3施設が民間移譲となる計画である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・日頃から施設や設備の点検に努め、各施設の状態を把握し計画的な維持管理に努める必要がある。また、必要に応じて長寿命化を図ることが重要である。 ・市有財産(施設)運用管理マスタープランに基づいて民間移譲を計画的に進め、維持管理経費の低減に努める必要がある。
健康福祉部 高齢支援課	成年後見活用安心事業	・認知症等により判断能力が衰え日常生活に支障が出る高齢者等が増加しているため、市民の権利を守り、安心して生活が送られるよう成年後見制度を適切に利用できるようにするため、相談支援を提供する機関を設置します。 ・低所得の方でも制度が利用できるようにします。	【目標】 ・成年後見制度について総合的な相談支援を提供する成年後見センターを設置運営することにより、申請手続きや受任者の問題で制度利用ができない方を無くします。 【効果】 ・市民が成年後見制度について、専門的な相談支援を受けられることで、早期に同制度の利用につながり、安心して生活を送ることができます。 ・委託先法人が法人として後見等受任機関になる事により、後見人の担い手の確保ができます。	・成年後見制度に関する相談・支援業務を委託します。 ①専門相談窓口を設置、巡回相談の実施 ②親族で申立てる場合その事務負担により申立てに至らないケースを支援し貢献の普及を図る事業 ③市長申立を行う場合、申立てに係る事務の支援を行う。 ④以上に係る広報啓発活動事業	①相談員数 4名(常勤3名、非常勤1名) ①相談件数 270件 ②巡回相談 12回 ③受任人数 109人(後見46人、保佐48人、補助15人) 【効果】 ・経済的な理由で、制度の利用につながりにくい方も制度利用することができました。 ・高齢者だけでなく、障がい者の方への相談支援にもつながり、安心して生活することができました。 (受任人数中50人が障がい者)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・認知症等により成年後見制度が必要とされている方や親族に対して、成年後見制度を利用についての専門相談期間としての役割を担うことができた。 ・また、成年後見センターが法人後見として後見人を受任できることで、特に低所得者等に対応する後見人の担い手不足の課題解決につながることができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・相談窓口を設置し、制度の利用という点では一定の成果が得られている。 ・ただし、コストに見合った相談件数や制度利用があるかの判断については、検証する必要がある。
健康福祉部 介護保険室	介護サービス給付費	・高齢者が住みなれた地域で、健康で、生きがいをもって、いつまでも安心して尊厳を持ち、自立した暮らしができるまちづくりを行います。 ・地域全体で支え合う持続可能な福祉社会を実現するため、自助・共助・公助の考え方に基づくサービスを提供します。	【目標】 ・団塊の世代が75歳以上になるH37年以降を見据え、第6期介護保険事業計画をH27～H29年度までの3年間、それ以降も3年毎に事業計画を作成し、介護サービスを提供していきます。 【効果】 ・支援が必要な高齢者が必要な居宅サービスを受けることで安心して尊厳を持ち、自立した暮らしが実現します。	・介護保険法に基づき、要介護に判定された方が受ける介護サービスの費用のうち、所得状況によって9割又は8割を給付します。	・自宅などで受ける訪問介護、デイサービス、訪問入浴、福祉用具貸与、地域密着型サービス、特定有料老人ホーム等に掛かる介護給付費の支払。 年間利用件数 89,259件 主な介護サービス利用件数 訪問介護 6,522件 デイサービス 19,891件 訪問入浴 1,287件 福祉用具貸与 15,968件 地域密着型サービス 2,601件 特定有料老人ホーム 1,142件 【効果】 ・自助、共助、公助の考え方に基づくサービスを提供し、支援が必要な高齢者が必要な居宅サービスを受けることで、自立した暮らしが実現しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・介護サービスの安定的な供給ができるよう、介護保険事業の施設整備計画に基づき地域密着型サービス事業所が2か所増え、また、認定者数が増えたことにより、H26年度より4816件の増となった。 ・介護給付の適正化を図るため、介護認定調査員の資質向上のための研修や情報交換の会議の開催、給付費適正化支援システムを活用したケアプランの点検、介護支援専門員や全事業者に対する適正化研修を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域密着型サービス事業所が増加したことで、認定者数の増加に対応できた。 ・法に基づく必要なサービスであり、制度の趣旨を踏まえた適切な運用が求められるが、特に自部門評価にあるように介護認定調査員の資質向上、介護支援専門員や事業者に対する指導が重要である。 ・限られた財源の枠組みのなかでは、8万人のヘルスアップ事業をはじめトータル的な市民の健康づくりの推進により、給付費の抑制につながっていくことが必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 介護保険室	施設介護サービス給付費	・高齢者が、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、介護保険制度の持続可能性を高めていきます。	【目標】 ・地域全体で支え合う持続可能な福祉社会を実現するため、自助・共助・公助の考え方に基づくサービスを提供します。 【効果】 ・支援が必要な高齢者が必要な施設サービスを受けることで、安心した生活が続けられます。	・介護保険法に基づき、要介護に判定された方が施設に入所して受ける介護サービス費用のうち、所得状況によって9割又は8割を給付します。	・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に掛かる給付費の支払。 ・年間利用件数 8,986件(25件増) 介護老人福祉施設 5,874件 介護老人保健施設 2,897件 介護療養型医療施設 215件 【効果】 ・自助、共助、公助の考え方に基づくサービスを提供し、支援が必要な高齢者が必要な施設サービスを受けることで、安心した生活ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・介護報酬の改定により、H26年度より1.1%の減額となった。 ・介護給付の適正化を図るため、介護認定調査員の資質向上のための研修や情報交換の会議の開催、給付費適正化支援システムを活用したケアプランの点検、介護支援専門員や全事業者に対する適正化研修を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく必要なサービスであり、制度の趣旨を踏まえた適切な運用が求められるが、特に自部門評価にあるように介護認定調査員の資質向上、介護支援専門員や事業者に対する指導が重要である。 ・限られた財源の枠組みのなかでは、8万人のヘルスアップ事業をはじめトータル的な市民の健康づくりの推進により、給付費の抑制につなげていくことが必要である。
健康福祉部 介護保険室	住宅改修費	・高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、介護保険制度の持続可能性を高めていきます。	【目標】 ・地域全体で支え合う持続可能な福祉社会を実現するため、自助・共助・公助の考え方に基づくサービスを提供します。 【効果】 ・住みなれた自宅で、自立した生活を続けることができます。	・介護保険法に基づき、要介護に判定された方が、住宅の改修を行った費用のうち20万円までを所得状況によって9割又は8割を給付します。	・要介護者が住宅改修をした費用を給付費として支払。 年間支払件数 173件(8件減) 【効果】 ・自助、共助、公助の考え方に基づくサービスを提供し、住みなれた自宅で自立した生活を続けられました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	一部介助の必要な方の改修が増えたが、全介助の必要な方の改修は減り、H26年度より8件の減となった。 ・住宅改修の点検を行い、給付費の適正化に努めた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく必要なサービスであり、制度の趣旨を踏まえた適切な運用が求められる。
健康福祉部 高齢支援課	介護予防・日常生活支援総合事業	・高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を送られるよう、介護予防を取り組む環境を整備します。 ・介護保険制度改正に伴い、従来予防給付で実施していた要支援認定者に対する訪問介護、通所介護をH27年度より介護予防・日常生活支援総合事業へ移行して実施します。	【目標】 ・H29年度までに従来型の訪問介護、通所介護以外に、要支援者等向けに地域資源を活用した新たなサービスについて検討、実施を目指します。 ・地域の各介護予防教室について再編調整を実施し、あきなくらぶ事業等を柱として一般向け介護予防教室の体制の拡充を図ります。 【効果】 ・高齢者が要介護状態にならないよう予防することにより、住み慣れた地域で自立した生活が継続できます。	・要支援認定者への介護予防・生活支援サービス事業を行います。 ・地域で介護予防に取り組む機会として各種教室を開催し個別支援も行います。 ・地域で介護予防のボランティアとして活動していただける方を育成します。	<介護予防・生活支援サービス事業> ・要支援等に対し訪問サービス及び通所サービスを提供 提供件数6,367件 <一般介護予防事業> ・集中型一般介護予防事業(あきなくらぶ) 実施回数1,381回、参加実人員 381人 ・在宅介護支援センター介護予防教室 実施回数 412回、参加実人員1,190人 ・各地域での運動教室、水中運動教室、訪問指導等 実施回数 152回、参加実人員 140人 ・健康福祉まつり、出前講座等による普及啓発 実施回数 105回、参加実人員 660人 ・介護予防サポーターの養成講座 実施回数 5回、養成者人員 26人 【効果】 ・要介護状態になる恐れのある高齢者が、日常的に介護予防に取組む機会ができることで介護予防を図ることができています。 ・一般介護予防事業への参加者数は前年度より約20%(289名)増加し、より多くの方が介護予防に取組むことができています。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・一般介護予防事業には2,371人の高齢者が参加されており、高齢者の方が地域で介護予防に取り組む機会として必要であり有効である。 ・H27年度は新たに介護保険給付事業より移行した要支援認定者への介護予防・生活支援サービスについては適切に実施することができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・要介護にならないよう介護予防を充実させていくことは重要であり、制度の周知・PRや参加者の増加を図ることが必要である。 ・介護予防事業は、8万人のヘルスアップ事業と強く関連するため、事業間のいっそうの連携を図る必要がある。
健康福祉部 高齢支援課	包括的支援事業	・高齢者が住み慣れた地域で、尊厳をもって安心して生活ができるよう、地域包括支援センターが中心となって高齢者の保健、医療、福祉、介護、権利擁護の関係機関と連携した体制づくりを進め、高齢者等の相談支援に継続的に対応します。	【目標】 ・地域包括支援センターを継続運営し、高齢者等の総合相談、虐待等の権利擁護について対応できる体制を維持します。 ・医師会等と連携し、医療介護等従事者の連携体制の取り組みを実施します。 ・認知症予防、家族支援を目的とした認知症地域支援推進員を設置します。 【効果】 ・高齢者等の総合相談、支援をすることで地域で安心して過ごすことができます。	・高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、介護保険法に位置付けられた総合相談、権利擁護、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、家族支援などの在宅支援の事業を行います。	・高齢者総合相談対応 相談件数1,194件 ・独居高齢者等への実態把握 訪問件数4,258件 ・高齢者虐待通報対応 通報件数 33件、虐待事案21件 ・おむつ等購入費助成事業 対象者数 252人 ・ねたきり高齢者等介護者慰労金 対象者数 112人 ・配食サービス事業 利用数 402人、30,915食 ・介護相談員派遣(相談員7名) 面談者数3,580人、訪問事業所数66事業所 ・認知症地域支援推進員 嘱託保健師1名配置 ・介護給付等費用適正化事業 介護給付費分析、研修会2回実施 【効果】 ・高齢者等の総合相談機関としての地域包括支援センターを設置運営し、在宅介護支援センターと連携した体制とすることで、相談支援・高齢者虐待に対応することができています。 ・おむつ購入費助成や配食サービスなど実施することにより、在宅介護支援や安否確認が図れています。 ・認知症地域支援推進員の配置により、認知症相談の充実や認知症カフェの実施、若年性認知症の把握など新たな取り組みを行うことができました。 ・高齢者やその家族が地域で安心して生活することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・多様化する高齢者等に関する、保健、医療、介護福祉等の総合相談に対応する機関として地域包括支援センターを運営、事業継続する必要がある。 ・継続的な運営のための体制整備、人材確保について計画的に取組んでいくことが必要であり、課題となっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域包括支援センターは、高齢者の総合的な相談機関として、また支援の内容としても多岐にわたり必要な事業である。 ・自部門評価のとおり一定のサービスを継続していくための体制整備や人材確保が課題であるが、支援メニューについてもニーズとのマッチングを検証し、見直しを図る必要がある。
健康福祉部 国民健康保険課	後期高齢者保健事業	・生活習慣病発症予防及び重症化予防を行うことにより、健康の確保と医療費の適正化に取り組みます。 ・歯肉の状態や口腔清掃のチェックを行うことにより、健康の確保と医療費の適正化に取り組みます。	【目標】 ・生活習慣病の発症や重症化を予防するため保健指導を実施します。 ・歯肉の状態や口腔清掃のチェックを行います。 【効果】 ・健康の確保と医療費の適正化が図られます。	・生活習慣病の発症や重症化を予防するため、75歳以上の後期高齢者を対象とした健康診査を実施します。 ・口腔機能の低下や肺炎等の疾病予防のため、75歳以上の後期高齢者を対象とした口腔健康診査を実施します。	・血液検査、尿検査等による生活習慣病の早期発見(ぎふ・すこやか健診) 対象者 13,239人 受診者数 449人 ・口腔内診査や口腔機能の評価による高齢者の口腔機能の維持、異常の早期発見(さわやか口腔健診) 対象者 13,239人 受診者数 123人 【効果】 ・健康の確保と医療費の適正化につなげる取り組みとなりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・後期高齢者健診受診率は、H26年度3.11%、H27年度は3.39%に向上した。 ・新規にさわやか口腔健診を実施できた。引続いて生活習慣病の発症や重症化の予防等に取り組んでいく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・病気の早期発見や重症化を防ぐことは、高齢者の健康維持はもとより長期的な観点で医療費の抑制につながることから、今後も引き続き取り組みを強化する必要がある。
健康福祉部 障害支援課	児童扶養手当事業	・児童扶養手当法に基づき、離婚・死亡などでひとり親となった世帯や保護者が重度の障がいを持つ世帯などの対象者に対して手当を支給します。	【目標】 ・手当を必要とする母子・父子世帯等の受給資格者に対して適切に手当を支給します。 ・児童扶養手当法に基づいた継続事業です。 【効果】 ・手当を支給することにより、受給者世帯の生活の安定と自立の支援につながります。	・児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健全な成長に寄与します。 ・児童扶養手当法に基づいた継続事業です。 ・全額支給4,200円/月、一部支給41,990円～9,910円/月(所得により変動)、加算額 第2子:5,000円、第3子～:3,000円	・手当額 H27.4月～ 全額支給 42,000円、一部支給 41,990円～9,910円 ※加算額 2子:5,000円 3子～:3,000円 ・対象者・人数 H27年度受給者数 492人、対象児童数 774人 ・支払月 4月、8月、12月(年3回) 【効果】 ・対象の世帯に手当を支給することにより、受給者世帯の生活の安定と自立につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進が図られた。 ・対象者の状況を正確に把握し、公正公平な執行に努める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく事業として手当の支給は必要ではあるが、その他事業と同様、効率的な執行については常に留意する必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 福祉相談室	児童福祉総務事業	・通告、相談をしやすい環境を整え、児童虐待を早期発見して適切に対応することで児童の権利、命や心を守り虐待の重度化、世代間連鎖等を予防します。 ・ひとり親家庭からの相談を受け、課題解決に向けて助言指導を行い、各種制度を利用した自立支援を実施して、ひとり親家庭が安心して子育てできる環境を整えます。	【目標】 ・家庭児童相談、ひとり親家庭に関する相談体制を維持します。 ・ひとり親世帯が安定した収入を得て自立するための支援を行います。 【効果】 ・児童虐待を早期発見し、適切な対応がとれます。 ・ひとり親世帯の経済的自立が可能となります。	・児童の権利、命や心を守り児童虐待の発生を減らすために虐待通告や相談をしやすい環境を整え、児童虐待を早期に発見して適切に対応します。 ・ひとり親家庭の自立促進のため、ひとり親家庭等に関する相談等の支援を行います。	・家庭児童相談事業 67件 ・子育て短期支援事業 2件 ・ひとり親家庭相談事業 558件 ・母子生活支援施設扶助事業 1世帯 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 新規貸付 2件 ・母子家庭就業支援事業 高等職業訓練促進給付金 3件 自立教育訓練給付金 1件 ・要保護児童・DV防止対策地域協議会の開催 代表者及び実務者会議 5回 ケース会議 55回 【効果】 ・児童虐待等について、関係機関と連携することにより、虐待の予防及び早期解決につながりました。 ・ひとり親世帯の経済的自立につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・児童虐待をはじめ女性や児童等の安全安心のため、相談を行うなかで適切な支援へとつなげることが重要であり、関連部署とも連携を密にし、引き続き事業を進める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・相談窓口を設置し、体制整備や制度利用という点では一定の成果が得られており、相談体制や支援は今後も継続していく必要がある。
教育委員会 発達センター	児童発達支援事業	・児童数が減少していく中で、つくしんぼ・どんぐりへの通所児の人数はH23年度から多少の増減はあるものの、横ばいの状態が続いており、療育の必要な児童割合は増加傾向にあります。 ・障がい児あるいは発達の気になる児童に対しては早期発見・早期療育が大原則です。 ・どの児童も発達の経過に個人差はあるものの、適切な療育指導によって発達が保障されます。	【目標】 ・発達相談等により支援が必要であると判断された児童すべてを通所支援につなげます。 ・理学療法士等専門スタッフによる指導を計画的に実施します。 【効果】 ・早期発見、早期療育により、発達が促されます。 ・通常の療育では行き届かない指導が期待できます。	・障がい児や乳幼児期の発達が気になる子どもとその保護者等に対して、自立した生活ができるように通所施設での指導や適応訓練等、子どもの発達段階に応じた療育支援を行います。	・通所による療育指導（個別指導、グループ指導） 通所児数：つくしんぼ 157人、どんぐり 79人(H27年度末実績) ・岐阜県認定音楽療法士による音楽療法指導 ・坂下病院スタッフによる理学療法・作業療法・言語療法の実施 実施回数：つくしんぼ 年44回、どんぐり 年35回 ・保護者支援のための学習会等の開催（つくしんぼ、どんぐり合同 年5回開催） ・療育関係職員支援の研修会の開催（つくしんぼ、どんぐり合同 年3回開催） ・どんぐり5教室の統合に向けた保護者の方との協議等 【効果】 ・早期発見、早期療育により、発達が気になる子どもと保護者に対して適切な療育支援を行うことができ、発達の促進につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・発達支援センターでは、心身の発達につまづきのある子どもに対して、「早期発見、早期支援」を行い、子どもの健やかな発達を保護者とともに促すことを目的としている。 ・分散型で行っている「どんぐり」は一貫した指導、保護者支援が困難なため、より充実した支援を行うために統合を進めていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・関係機関との連携のもと、どんぐりの各教室を統合し、効率的な運営を図ることが必要である。(H29年度統合の予定)
教育委員会 発達相談室	子ども相談・支援事業	・子どもの発達に関する相談窓口が求められ、かつ丁寧な聞き取りや助言等が重要になっていることから、身近で分かりやすい相談窓口の構築を図ります。 ・子どもの成長や発達について悩みや不安を抱える方が身近で気軽に相談でき、必要に応じた助言や支援を受けられることが必要です。	【目標】 ・相談窓口の担当部局と連携し、ワンストップ化のシステムを構築します。 ・障がい等の早期発見や適切な支援のため、保護者や関係機関との連携を図ります。 ・発達相談、検査を行います。(H27年度 1,704人⇒H30年度 2,000人) 【効果】 ・早期発見、早期対応することで、保護者の見通しをもった子育てや児童が適切な支援を受けることが可能となります。	・児童の心身の障害や発達の遅れを早期に発見するために相談、検査を行います。 ・成長や発達に不安を持つ保護者が見通しを持って子育てができるようサポートします。 ・職員のスキルアップ・市民向けの理解促進研修会・講演会を実施します。 ・関係機関との連携を図るための会議を実施します。(4回/年)	・発達相談及び必要に応じた発達検査の実施。相談：延べ1,704人、発達検査：延べ368人 ・早期発見や適切な支援を行うため幼保・小中学校等の依頼を受け訪問指導等を実施。 272回、延766人 ・市民、保護者、職員を対象とした研修会や講演会の開催 14回 521人参加 ・連携強化のため「発達支援連絡会・システム実務担当者会議」を開催 4回/年 【効果】 ・発達に不安のある児童等の相談を受け、療育につながるなど関係機関と連携して支援を実施しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・成長や発達に不安を持つ家庭も増えており、相談を行う中で早期の発見により適切な支援へとつなげることが重要であり、関連部署とも連携を密にし引き続き事業を進める。 H26年度実績 相談：延べ 1,649人 発達検査：延べ 339人 幼保・小中学校訪問指導 305回、延べ723人	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・相談、発達検査、幼保・小中学校への訪問指導による連携により早期発見の成果が見られる。関係機関とのさらなる連携強化を図る必要がある。
健康福祉部 障害支援課	乳幼児等医療費助成事業	・子どもの医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と子育て世帯の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境を整えます。	【目標】 ・子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる少子化対策を実施します。 ・中学校卒業までの子どもに対し保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成して経済的負担を軽減します。 【効果】 ・次世代を担う子ども達の健全な育成を支援します。	・子どもの傷病の早期治療を促進し、子育ての経済的な負担を軽減するため、中学校卒業までの子どもに対し、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成します。(所得制限なし)	・中学校卒業までの子どもに対し保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成しました。 助成対象者数 10,379人(県単独分:4,314人、市単独分:6,065人) 県単独分(0歳児～未就学児) 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 806 250,444,160 30,750,156 外来 73,629 537,839,505 106,609,805 合計 74,435 788,283,665 137,359,961 市単独分(小学生～中学生) 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 239 62,859,597 13,140,837 外来 78,499 622,625,397 174,271,464 合計 78,738 685,484,994 187,412,301 【効果】 ・次世代を担う子ども達の健全な育成を支援しました。 ・子どもの医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と子育て世帯の経済的負担軽減が図られ、安心して子育てができる環境の向上につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市民福祉医療費助成金支給条例に基づき医療費の支給を実施した。 ・対象者数は減少しているが、受診件数、医療費は増加している。重症化を防ぐための早期受診もしくは診療報酬の改定と考えられる。 前年度対比 対象者 98% 受診件数 101% 医療費 103% ・早期受診は重症化を防ぐためにも重要であるが、事業費の増加原因の可能性が伴うため課題となっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・子育て世帯の経済的負担軽減の観点から必要な事業であり、早期受診と早期治療を推進することで重症化を防ぎ、将来的な医療費の抑制に期待できる。 ・しかし、対象者数が減っているにもかかわらず医療費が増加しているところが懸念される。適切で節度ある受診を呼びかける必要がある。 ・助成対象年齢等の条件については県内市町村の水準も上がってきたことから、市町村間バランスはとれているが、事業費が拡大していくようであれば助成条件や運用方法等事業内容の見直しの検討が必要である。 ・県内ほぼ同様の制度となっている状況では、市負担となっている部分について県補助となるよう強く要望していく必要がある。
健康福祉部 障害支援課	ひとり親医療費助成事業	・母子家庭、父子家庭等のひとり親世帯の医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と世帯の負担軽減を図り、安心して生活できる環境を整えます。	【目標】 ・ひとり親世帯の経済的負担を軽減し、安心して生活できる環境を整えます。 ・母子家庭の母子、父子家庭の父子、両親不在の遺児に対し、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成して経済的負担を軽減します。 【効果】 ・子育て環境の整備に寄与します。 ・医療機関への早期受診が促され、ひとり親世帯に安心感を与えます。	・ひとり親世帯の経済的負担解消のため、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成します。(所得制限あり)	・母子家庭の母子、父子家庭の父子、両親不在の遺児(子、遺児については18歳到達後、最初に到来する3月31日まで、父母については、末子の資格期限まで)に対し、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成しました。 助成対象者数 1,345人(母子:1,327人 遺児:2人 父子:106人) 母子家庭 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 73 26,137,066 3,137,270 外来 17,001 146,744,918 39,918,069 合計 17,074 172,881,984 43,055,339 父子家庭 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 14 6,346,710 595,300 外来 1,109 9,971,978 2,770,755 合計 1,123 16,318,688 3,366,055 【効果】 ・次世代を担う子ども達の健全な育成を支援しました。 ・医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と世帯の経済的負担軽減となり、安心して生活ができる環境の向上につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市民福祉医療費助成金支給条例に基づき医療費の支給を実施した。 ・対象者数は減少しているが、受診件数、医療費は増加している。重症化を防ぐための早期受診もしくは診療報酬の改定と考えられる。 前年度対比 対象者 99% 受診件数 102% 医療費 101% ・早期受診は重症化を防ぐためにも重要であるが、事業費の増加原因の可能性が伴うため課題となっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・ひとり親世帯の経済的負担軽減の観点から必要な事業であり、早期受診と早期治療を推進することで重症化を防ぎ、将来的な医療費の抑制に期待できる。 ・乳幼児等の助成事業と同様に、対象者は減っているにもかかわらず医療費が増加しているところが懸念される。適切で節度ある受診を呼びかける必要がある。 ・事業費が拡大していくようであれば助成条件や運用方法等事業内容の見直しの検討が必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 障害支援課	障害者総合支援給付事業	・障がい者が地域で自立した生活をするには様々な支援を必要とするため、障害者総合支援法に基づいて適切な障害福祉サービスを提供します。	【目標】 ・障害福祉サービスを提供し、在宅で安心した生活ができるよう支援します。 ・施設サービスを提供し、常時の介護や医療行為を受けながら安心した生活ができるよう支援します。 ・障がいや発達の遅れがみられる就学前の児童へ早期に専門的な療育支援を提供します。 【効果】 ・障害福祉サービスを提供することで障がい者の自立した生活や社会参加が促進されます。	・障がい者が安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づいたサービスや計画相談支援、就労・居住支援、補装具支給、更生医療費等の支援を行います。	・訪問系サービス(訪問介護等)実人数62人 利用時間24,932時間 ・通所系サービス(生活介護、就労継続支援等)実人数585人 利用回数90,354回 ・入所系サービス(施設入所支援等)実人数173人 利用回数57,257回 ・計画相談支援(計画相談支援、障害児相談支援)実人数712人 利用回数1,249回 ・障害児通所支援(児童発達支援等)実人数348人 利用回数10,186回 【効果】 ・障害福祉サービスの提供により、障がい者が在宅で安心して生活でき、また施設サービスを利用することで常時の介護や医療行為が必要な、自宅では生活できない障がい者も介護を受けて生活できます。 ・障害者施設で就労訓練や集団生活への適応訓練を受けることで、障がい者の自立や社会参加が促進されます。 ・障がいや発達の遅れがみられる児童へ就学前に専門的な療育を行うことで、早期に日常生活や集団生活能力が向上します。 ・障害サービスを提供したことにより、障がい者の自立した日常生活、社会参加生活が促進されました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・障がい者に対し、障害者総合支援法に基づいたサービスや計画相談支援、就労・居住支援、補装具支給、更生医療費等の支援をして地域で生活ができるよう支援を行った。 前年対比 対象者 99% 扶助費 107% ・各サービス利用量が増加しており適切なサービスの提供を行い抑制に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・さまざまな福祉サービスの給付があるなかで、予算的には拡大推進していくものではないことから、現状維持とすべきである。今後も事業費が増加していくのであれば事業内容の見直しが必要である。
健康福祉部 障害支援課	地域生活支援事業(障がい者)	・障がい者が地域で自立した生活をするためには様々な支援を必要とするため、障害者総合支援法に基づき地域の特性に応じた障害福祉サービスを提供します。	【目標】 ・障害福祉サービスを提供し障がい者が自立した生活を送るために必要なサービスがきめ細かく利用できるよう支援します。 【効果】 ・障害福祉サービスを提供することで障がい者が安心して自立した日常生活または社会生活を送ることができま	・地域において障がい者が安心して自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、地域生活支援事業による障害福祉サービスを提供します。	・相談支援事業 相談件数 825件 ・日中一時支援事業 利用回数 5,568回 実利用人数 83人 ・移動支援事業 利用回数 619回 実利用人数 11人 ・訪問入浴事業 利用回数 500回 実利用人数 10人 ・日常生活用具給付事業 利用件数 2,098件 実利用人数 251人 ・意思疎通支援事業 利用件数 143件 実利用人数 18人 ・手話奉仕員養成講座 1講座(20回) ・点字・声の広報なかつがわ発行 各12回(12か月分) など 【効果】 ・障がい者が安心して自立した日常生活または社会生活を送ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・障がい者に対し、障害者総合支援法に基づき、地域の特性に応じた障害福祉サービスを提供し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援を行った。 前年対比 対象者 105% 扶助費 104% ・サービス利用量が増加しており、事業を効率的、効果的に実施し抑制に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・対象者も増えており事業の必要性は高いと考えられるが、自部門評価コメントにもあるように、サービス利用量が増加していることから、増加したサービス項目や地域別の状況等内容の分析を行ったうえで効果的な対策を講ずる必要がある。 ・今後も事業費が増加していくのであれば、事業内容の見直しが必要である。
健康福祉部 障害支援課	重度心身障害者医療費助成事業	・障がい者の医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と世帯の負担軽減を図り、安心して生活できる環境を整えます。	【目標】 ・障がい者の経済的負担を軽減し、安心して生活できる環境を整えます。 ・重度心身障がい者に対し、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成して経済的負担を軽減します。 【効果】 ・医療機関への早期受診が促され、障がい者の健康の保持と生活環境の向上が期待できます。	・障がい者の経済的負担軽減のため、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成します。(所得制限あり) 県単独分 (身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B1、精神障害者保健福祉手帳1～2級) 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 3,693 1,754,061,023 117,581,633 外来 83,829 2,652,792,339 283,162,036 合計 87,522 4,406,853,362 400,743,669 市単独分(身体障害者手帳4級、療育手帳B2) 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 748 388,591,794 24,570,289 外来 29,832 523,852,403 73,172,750 合計 30,580 912,444,197 97,743,039 【効果】 ・医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と世帯の経済的負担軽減となり、安心して生活できる環境の向上につながりました。	・重度心身障がい者(身障手帳1～4級、精神手帳1～2級、療育手帳A1～B2所持者)に対し、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成しました。 ・助成対象者数 3,980人(県単独分:2,897人、市単独分:1,083人) 県単独分 (身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B1、精神障害者保健福祉手帳1～2級) 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 3,693 1,754,061,023 117,581,633 外来 83,829 2,652,792,339 283,162,036 合計 87,522 4,406,853,362 400,743,669 市単独分(身体障害者手帳4級、療育手帳B2) 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 748 388,591,794 24,570,289 外来 29,832 523,852,403 73,172,750 合計 30,580 912,444,197 97,743,039 【効果】 ・医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と世帯の経済的負担軽減となり、安心して生活できる環境の向上につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市民福祉医療費助成金支給条例に基づき医療費の支給を実施した。 ・対象者数は減少しているが、受診件数、医療費は増加している。重症化を防ぐための早期受診もしくは診療報酬の改定と考えられる。 前年度対比 対象者 99% 受診件数 102% 医療費 102% ・早期受診は重症化を防ぐためにも重要であるが、事業費の増加原因の可能性が伴うため課題となっている。 ・この事業により、健康の保持と経済的負担軽減となり、安心して暮らせる環境が向上した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・障がい者の経済的負担軽減の観点から必要な事業であるが、助成水準が県内市町村のなかでも特に高いグループに入っており、今後の高齢化の進行を踏まえ見直しを図る必要がある。 ・例えば身体障害者手帳所持者については、本市は4級までを対象としているが、多くの市町村は3級まで若しくは4級であっても所得制限が年齢制限がかけられるなど条件が厳しくなっている。 ・現行制度の条件設定は、合併協議に基づくもので10年以上経過しているが、医療費については今後も増加が見込まれるため、他市とのサービスバランスも踏まえ見直すことが必要である。
健康福祉部 障害支援課	生活保護事業	・生活保護法により、あらゆる資産・能力等を活用しても、なお生活に困窮する方に、最低限度の生活を保障し支援を行います。 ・被保護者への経済的自立のための就労支援、健康管理など日常生活支援、社会とのつながりを作る社会的支援など総合的な支援を行います。	【目標】 ・必要な方には確実に保護を実施するとともに、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化、他法制度の活用指導等を継続して行い、本制度が市民の信頼に応えられるようにします。 【効果】 ・最低限度の生活を保障し、被保護者への経済的自立のための就労支援、健康管理など日常生活支援、社会とのつながりを作る社会的支援を行うことで自立につながります。	・生活に困窮する方の最低限度の生活を保障するため、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立に向けた支援を行います。	・被保護者の必要に応じた各扶助費の支給。 各扶助費(生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費、医療扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費、介護扶助費、中国残留邦人支援扶助費) ・家庭訪問等による生活実態の把握、就労支援員による就労相談、就労支援等。 <H27年度の状況(H28.3月現在)> ・生活保護世帯数 177世帯、212人 ・保護率 0.26% ・相談件数 83件 ・生活保護開始世帯 29世帯(36人)、廃止世帯27世帯(43人) ・家庭訪問実施件数 延べ1,019回 ・就労支援により就労に至った人数 14人 【効果】 ・最低限度の生活を保障し、被保護者への経済的自立のための就労支援、健康管理など日常生活支援、社会とのつながりを作る社会的支援を行ったことにより、自立した日常生活につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・被保護者への経済的自立のための就労支援、健康管理などの日常生活支援、社会とのつながりを作る社会的支援に努めた。 ・就労支援、収入申告の徹底を図り、保護費の削減、不正受給等の防止に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく扶助であるため事業としては必要であるが、拡大して推進していくのではなく、現状維持とすべきである。 ・生活保護者に対して過度な保護とならないよう、引き続き公平公正で適正な努める必要がある。
健康福祉部 障害支援課	生活困窮者自立支援事業	・社会情勢の変化による生活困窮者の増加を背景に、H27年4月1日から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の生活困窮者への各種支援を行います。 ・福祉事務所には「自立相談支援事業」として相談窓口の設置と相談員の配置などが義務付けられました。	【目標】 ・生活困窮者(生活保護に至る前の方)に対し、自立に向けた相談や就労に向けた支援など、相談員を配置して必要な支援を行います。 【効果】 ・生活困窮者の早期自立を促進し、増加する生活保護費の抑制を図ります。	・生活困窮者(生活保護に至る前の方)に対し、訪問支援や就労支援、住居確保に係る給付金の支給などを行い早期自立を図ります。	<生活困窮者自立相談支援事業/就労準備支援事業> ・社会福祉協議会へ委託 ・支援員3名(①主任相談支援員、②相談支援員、③就労支援員) ・新規相談件数150件 (相談内訳:就労48件、生活費34件、ひきこもり17件) 税金3件、病気8件、家計6件、家族問題11件 その他23件) ・対応状況 就労件数 20件、他機関へ引継 14件、支援終了 32件 <生活困窮者住居確保給付金(家賃給付)> ・申請者数5人(5世帯) 給付金額387,500円 【効果】 ・生活困窮者からの各種相談を受け、支援員が改善に向けて支援を行うことで、本人の生活に関する不安の解消が図られました。 ・就労に向けた支援を行ったことにより、生活困窮者の自立につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・生活困窮者に対し早期自立を図って、訪問支援や就労支援、住居確保に係る給付金の支給などを行った。 ・相談窓口「ういず」のPRと、民生員・ハローワーク及び関係機関との連携をより強め、情報共有・就労支援事業所等の掘り起しが必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・生活保護者の増加を防ぐ事業として必要性は高い。 ・自立支援により生活保護費の抑制につなげていくことが必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 国民健康保険課	医療費拠出金	・県内保険者が医療費負担を共有し、互助する共同事業の財源として、拠出金を支出します。	【目標】 ・保険者間の医療費負担の格差を軽減します。 【効果】 ・市町村国保の保険料の平準化及び財政の安定化が図られます。	・岐阜県国民健康保険団体連合会を共同事業の実施主体として、県内各保険者が拠出金を出し合い、医療費の実績に応じて交付金を受ける事業で、保険者間の医療費負担の格差を軽減します。	・共同事業の財源として、岐阜県国民健康保険団体連合会に拠出金を支出し、医療費の実績に応じて連合会から交付金が交付 ・高額共同事業拠出金 （1か月80万円を超える高額医療費を対象とした拠出金） ・保険財政共同安定化事業拠出金 （1か月1円以上80万円未満の医療費を対象とした拠出金） 【効果】 ・国民健康保険が負担する医療費の格差が軽減され、財政の安定が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27年度は、163,643千円の拠出金超過となったが、県内各保険者の保険者間の医療負担割合の格差を軽減することができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・制度として負担が求められるものであり市の裁量の余地はない。 ・事業としての必要はあるが、H30年度の広域化により廃止となる事業であることから、それまでは現状維持とする。
健康福祉部 国民健康保険課	特定健診事業	・「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者に義務付けられた事業で、生活習慣病発症予防及び重症化予防を行うことにより、健康の確保と医療費の適正化に取り組めます。	【目標】 ・特定健診及び指導対象者の継続受診の受診率向上に取り組めます。 ・受診率 H25年度実績:36.3% H29年度:40% ・生活習慣病の発症や重症化予防を行います。 【効果】 ・健康の確保と医療費の適正化が図られます。	・生活習慣病の発症や重症化を予防するため、30歳代及び40歳から74歳の被保険者を対象とした健康診査を実施します。	・血液検査、尿検査等により生活習慣病を早期発見(特定健診) ・保健師や管理栄養士による生活習慣病改善の支援 ＜特定健診事業、保健指導＞ ・市内指定医療機関と各地区集団健診にて実施。 健診対象者 13,184人 受診者 4,968人 受診率37.68%(H28.6.1速報値) ＜30歳代健康診査、保健指導＞ ・各地区集団健診にて実施 健診対象者 1,191人 受診者数 205人 【効果】 ・「特定健康診査、保健指導」、「30歳代健康診査、保健指導」を実施したことにより、健康の確保と医療費の適正化につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・特定健診の受診率は、1.5ポイント向上した。 H26年度実績36.2%、 H27年度実績37.7% ・引続き受診率向上と生活習慣病の発症や重症化予防に取り組む。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・特定健診の受診や保健指導により、病気の早期発見や重症化を防ぐことにつながっており、受診率も1.5ポイント向上した。H29年度の40%達成を目指す。 ・長期的な観点では、医療費の抑制にも寄与しており、事業としての有効性は高い。
定住推進部 市民協働課	コミュニティ助成事業	・自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業で、地域コミュニティ活動のための必要な設備等を整備します。	【目標】 ・地域コミュニティ活動のための必要な設備等を整備します。:採択件数1件以上/年 【効果】 ・助成金を活用して、地域に必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備を実施します。 100万円～250万円(補助率10/10)	○一般コミュニティ助成 ・住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備を実施します。 100万円～250万円(補助率10/10)	・馬籠地域峠地区自治会において除雪機2台の購入の補助 H25年度 要望件数:5件 採択件数:4件 H26年度 要望件数:6件 採択件数:3件 H27年度 要望件数:7件 採択件数:1件 【効果】 ・今回2台の除雪機を購入したことにより、集落内の別の場所で同時に除雪作業を行うことができるため、より早く生活道路の安全安心を確保することができるようになりました。 ・高齢化の進む集落において降雪時に孤立することを防ぎ、また共同で除雪機を管理し住民相互に協力して除雪作業を行うことで、互助共助の機運が高まり、コミュニティ組織の連携強化が図られ、地域住民が安心して生活することができるようになりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・事業が採択されれば、自治センターより助成金を獲得することができるため、非常に有効である。 ・また特定財源が確保できる事業であることや、地域が必要とする機材等が整うことにより地域活動活性化されるため、継続することが重要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るための貴重な財源となるため、非常に有効な事業である。 ・要望の採択が厳しくなる傾向ではあるが、財源確保のため粘り強く要望を上げることにより地域活動活性化されるため、継続することが重要である。 ・自治会等への制度の周知と、市としての採択基準をより明確にし、公平性に留意することが必要である。
定住推進部 定住推進課	苗木交流センター整備事業	・現苗木公民館(苗木事務所)は、S41年建設の建物で、現行の耐震基準に適合しておらず、利用者の安全性の確保に問題があります。更に利用者駐車場が少なく自動車来場者に不便をかけています。 ・安全性の確保と利便性の向上のために、新たな地域拠点施設として苗木交流センターを建設します。	【目標】 ・地域住民に親しまれる施設整備を図ります。 ・建設定例会議の実施回数 H27年度:32回 【効果】 ・地域拠点施設を中心とした、地域活動が活発になり地域コミュニティ活動の推進が図られます。 ・(効果指標) 公民館利用者数 H30年度:25,000人 公民館利用団体数550団体	・地域活動の拠点創出のため、苗木交流センターの建設を進めます。併せて災害時に地域住民が安心して避難できる防災機能も備えます。	・苗木交流センター整備事業(最終年度)を実施 ・H28年1月から供用開始 ・建物建設工事や駐車場整備、既存建物取壊工事 ・再生可能エネルギー等導入施設整備 (太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電池、燃料電池、薪ストーブ、ペレットストーブ) ・マンホールトイレ設置5か所 ・防災備蓄倉庫整備 ・利用実績 H28年1～3月 9,219人(H27年1～3月 2,431人) 【効果】 ・供用を開始したことにより、地域活動、地域コミュニティ活動が推進されました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・H27年12月に完成、H28年1月4日から供用開始し、目標達成率100%となった。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	【外部評価対象事業】 ・事業完了 ・供用開始の目的は達成をできているため、整備事業としては完了した。なお、外部評価でも完成した交流センターが供用開始され多くの利用があることから「効果的に実施されている事業」と評価された。 ・今後は、維持経費が過大になることに留意して、地域の活動拠点及び防災拠点として有効に活用するほか、モデル事例として広くPRに努めることが必要である。
定住推進部 定住推進課	阿木交流センター整備事業	・市内で2番目に古い阿木公民館(S46年建築)を阿木地区のコミュニティや地域防災、生涯学習の拠点となる施設として整備します。 ・使いやすく地域に親しまれるコミュニティ施設として「居場所と出番づくり」の拠点機能が果たし、地域防災の拠点機能としての役割も同時に果たします。	【目標】 ・地域住民に親しまれる施設整備を図ります。 ・地元協議実施回数 H27年度:5回 H28年度:10回 H29年度:10回 H30年度:10回 【効果】 ・地域拠点施設を中心とした地域活動が活発になり、地域コミュニティ活動の推進が図られます。 ・(成果指標) 地域公共施設利用者数 H30年度:13,000人 公民館利用団体数750団体	・持続可能な地域活動の小さな拠点創出のため、既存施設の活用を前提とした基本プランの策定を行います。	・地元区長会との懇談会を実施 2回 H29年度 ・建物実施、敷地造成設計 ＜全体計画＞ H28年度 ・基本構想の決定 ・阿木交流センター(事務所、公民館、診療所等)建設 H30～31年度 ・道路改良工事、附帯工事、備品購入、既存建物取り壊し 同上 【効果】 ・地元と市の今後の建物整備に向けた協議方針の決定したことによる事業の進捗が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・H27年度は、阿木地区区長会と懇談会を2回開催し、早期の施設整備に向けた阿木地域の期待・要望を受けた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・財政状況の厳しいなかで類似施設の老朽化に伴う更新が今後も続くことを踏まえ、必要最小限の機能・規模を基本に、合理的な施設整備に努める必要がある。 ・地元要望が強い案件ではあるが、要望をすべて反映することは困難なため、丁寧に協議を行い地元の理解を得ながら予算と折り合いをつけながら進めることが必要である。
定住推進部 定住推進課	集落支援員事業	・まち協等地域と行政が連携し、地域の課題解決に取り組む人材が必要となるが、ボランティアでその役割を担う人材を確保することが困難です。地域では人口減少、少子高齢化が深刻な問題となっているため、各地域へ集落支援員を配置することで、コミュニティの維持活性化を図ります。	【目標】 ・地域の課題を解決するための仕組みづくり。 ・まちづくり組織等の各種団体の支援を行います。 ・各地域への配置 H30年度:13人 【効果】 ・各地域ごとの課題解決に取り組むことが出来ます。	・人口減少、少子高齢化が著しい地域において、住民と住民、住民と行政が連携し、地域の維持及び活性化対策を推進することを目的として集落支援員を配置する。	＜各地域での活動＞ ・落合(2名) 活動時間:494時間 主な活動内容:各団体の活動支援、地域行事の支援、地域防災力の強化、空き家調査 ・阿木(1名) 活動時間:683時間 主な活動内容:地域財産の掘り起し、市事業への協力、子育て活動の支援 ・神坂(1名) 活動時間:905時間 主な活動内容:高齢者の生活環境の把握と情報提供、地域行事支援 ・蛭川(1名) 活動時間:716時間 主な活動内容:まち協支援、地域行事支援、空き家情報収集 ＜地域のあり方についての意見交換会＞ ・各地域の集落支援員による、それぞれの地域の現状、課題、取り組みの意見交換会の開催(2回) 【効果】 ・各地域団体及び地域行事の維持	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・各地域での課題解決のため、集落支援員が地域と行政の橋渡しとして機能し、地域のコミュニティ維持のための重要な役割を担った。今後も引き続き活動を継続することが必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・人口減少により地域コミュニティが縮小していく中で集落支援員の担う役割は大きくなっていくと思われる。 ・それと同時に今の体制では地域コミュニティを維持し続けることが困難になることが予想されるため、その際に熱意のある集落支援員を今以上に確保、育成できるかが課題である。 ・“人の力”が事業効果を左右する定型的な事業であることから、活動の量的評価だけでなく、アウトカムとしての成果検証が必要である。 ・他の事業と合わせてより効率的にコミュニティを維持していくことを検討していくべきと考え、本事業のあり方を見直す必要もあることから、この評価とした。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
定住推進部 市民協働課	自治会活動支援事業	・地域と行政が連携し、より住みやすいまちづくりを推進するための地域支援や、事務連絡等を円滑にするため、自治会活動を支援します。 ・地域に住む人々が日常生活において、その地域の課題を協働・連携し自ら解決していくための支援をします。	【目標】 ・自治会加入率 H27年度：79.0% H30年度：79.0%（現状維持） 【効果】 ・行政と地域が互いの情報を共有することで、相互理解を図ることができま す。 ・地域に住民が日常生活において、その地域の課題を協働・連携し自ら解決していくための支援をします。	・協定を締結して、広報配布・委員選出など6項目を担っていただいています。 ・地域の自主的な活動を支援するため、各種会議の開催や情報提供を行います。 ・地域活動を支援するため、各地域へ自治会活動支援交付金等を交付します。 ・自治会集会所の整備工事及び耐震化工事について補助金を交付します。	・各地区区長会(15地区)等へ自治会活動支援交付金を交付。 ・区長会連合会の総会(1回)及び理事会(3回)の開催。 ・区長業務や地域活動に関する課題等を解決するため、区長会検討部会(6回)を開催し、市内で実施されている地域づくりの取り組みの事例発表を行いました。 ・まちづくりに関する研修会(テーマ:リニア開業に向けたまちづくり)を開催(H27.11月)。 ・自治会集会所整備に関する補助金を交付(新築2件:阿木10区・阿木6区)。 【効果】 ・理事会等を定期的に開催し、行政と自治会との情報共有や市内の他地区の自治会活動等の状況を把握することにより相互理解を図ることができました。 ・広報配布が円滑にできました。 ・行政からのお知らせや依頼について、速やかに(地域住民へ)伝達することができました。 ・地区住民からの要望等について、行政に速やかに伝達することができました。 ・自治会活動の運営等が円滑に、また地域コミュニティの活性化ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・自治会と行政は、よりよい地域環境を作るための対等なパートナーであり、この事業を通じ互いの連携が図れている。 ・また地域の代表が集まり、情報交換等を行うことで互いの取り組みを知ることができ、それぞれの活動に活かすことができ、行政からの情報も円滑に伝達することができるため、今後も継続することが重要である。 ・全市に広げる取り組みとしては、優れた取り組みを行っている地域活動団体の取り組みを発表してもらい意見交換を行っているほか活動団体のパネル展示やパンフによる周知を行っている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・地域と行政、異なる地域の住民相互の情報共有・連携を行うために貴重な取り組みである。 ・検討部会の開催等により行政側からの一方通行ではなく、課題解決に向けた協働の取り組みがより具体化したと考えられる。 ・個々の地域の優れた取り組み等を全市的に広げられるよう、さらなるステップアップに努める必要がある。
定住推進部 市民協働課	がんばる地域サポート事業	「自助」「共助」「公助」の適正な分担と柔軟な組み合わせを進め、人の力を活かす、地域の力を活かすことで地域課題の解決や地域の活性化につなげます。 ・そのために、地域力を向上させる取り組みの実施や仕組みづくり、また「地域づくり」に役立つ活動に参加しやすい環境をつくります。	【目標】 ・支援する団体数 H27年度:29団体 H30年度:25団体以上 ・支援した延べ団体数 H27年度末:133団体 H30年度末:145団体 【効果】 ・地域課題の解決に取り組む人材や団体が育成されます。 ・地域の特性を生かした地域の活性化につながります。	・地域活動の活性化のため、各地域等の創意工夫を生かした地域づくり活動に対して補助金を交付します。	・「絆部門」は、地域内での課題解決の取り組みに対し、20万円以内の範囲で助成。(最長3年)22団体 (内訳)中津南:2団体、苗木:1団体、落合:5団体、阿木:3団体、山口:1団体、坂下:1団体、川上:1団体、加子母:2団体、付知:1団体、福岡:1団体、蛭川:4団体 ・「協働部門」は、団体と行政が共通の課題に取り組むに対し30万円以内の範囲で助成。(1年)2団体 ・「立ち上げ部門」は、新たな部門としてH27年度より新設。団体の立ち上げやNPO法人化に対し、5万円以内の範囲で助成。(1年)5団体 (内訳)団体立ち上げ:4団体、NPO法人化:1団体 【効果】 ・H27年度は、29の団体が地域課題解決のために取り組むことができました。 ・この事業を通じ、地域課題に取り組む人材や団体が育成され、地域の活性化につながり、また地域の特色を活かした取り組みが実施されています。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・住民が団体を立ち上げ、地域課題のために活動することは、地域の人材育成につながるため必要な事業であり、その結果、活力ある地域づくりにつながるため有効である。 ・また、地域住民自らが課題に取り組むことは、地域が望む姿に向かって速やかに取り組むことができるため、効果的であるため、継続していくことが重要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・課題解決に向けて地域の自立を促すことは、地域の活性化に繋がるだけでなく、自立できていない地域に対して行政が今後担っていくことになる補助や支援費用を抑制するための先行投資となり得るので、現時点で効果的に行うことが望まれる。 ・ただし、団体を立ち上げるだけでなく、行政が支援した挙句、多くの団体が乱立し、どれも持続しなくなっていくことには注意が必要があり、団体の自立性・継続性に留意した制度改正も検討していくことが必要である。
定住推進部 市民協働課	市民協働推進事業	・協働のまちづくりを進めるため、地域リーダーの発掘や人材育成を図ります。 ・地域の活性化や人材育成を進めるため、大学と地域の継続的な連携を図ります。	【目標】 ・人材育成に関する学習会を開催した地域 H27年度実績:2地域 H30年度:10地域 ・地域に関わった学生等の延べ人数 H27年度実績:4,679人 H30年度まで:3,000人以上/年間 【効果】 ・協働によるまちづくりにより、地域の活性化につながります。 ・地域の特性を踏まえた地域の自主・自立化が促進されます。	・人材(団体)育成を進めるため、地域づくり型生涯学習講座や団体交流会等を実施します。 ・協働の意識を高めるため、協働指針を活用した市民及び職員向けの研修等を実施します。 ・地域の活性化や人材育成を進めるため、域学連携事業を展開します。	・市民の方に参加していただき、ワークショップを実施し、協働の指針(概要版)を作成。 ・職員研修の一環として、協働の指針(概要版)を活用した研修を開催。 ・概要版を各種会議等にて配布・説明。(配布枚数:1,000枚) ・大学教授等の専門家が継続的に地域に入り、下記2地区の団体・人材育成の支援、学習会の開催。 (付知地区:地域の活動団体による座談会を行い、まちづくりMUZINが発足) (蛭川地区:地域の活動団体と蛭川振興会(まち協)による座談会を開催) ・域学連携の取り組み 加子母地域(木匠塾他)13大学、述べ3,840人 全域(中京学院大学)述べ436人 蛭川・阿木・坂本・馬籠地域(至学館大学、岐阜大学他)6大学、述べ403人 【効果】 ・地域に関わった学生等の延べ人数 4,679人(20大学) ・協働意識の醸成を図るとともに、協働の取り組みについての理解を深めることができました。 ・地域内の団体同士の相互のつながりを助長することができ、連携が活発になりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・この事業により、地域の課題に応じて、地域づくりを支援する手法(域学連携等)を選択している。その取り組みを展開している地域では、地域住民自らが解決しようとする動き(自主・自立化)へと変わってきている。この動きを加速させるには、継続することが重要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・事業目的にもあるようにリーダー等の人材育成は今後のコミュニティ存続のために必要である。 ・外部評価では、「団体交流と学習会の開催」が達成率66%に留まっていることなどから、「進捗の遅れへの対応または事業内容の見直しが必要な事業」との評価がされている。学習会や交流会が終わった後の進展が重要、また域学連携は取り組む地域数ではなく何に取り組むかが重要との指摘があり、取組内容を改めて検証し改善を図る必要がある。 ・活動に対する効果が目に見えにくいところだが、課題や成果について大学、地域双方から意見を聴取しながら、より効果的な手法を取り入れ継続実施していくことが必要である。
定住推進部 定住推進課	地域活性化推進事業	・人口減少や高齢化に伴い地域コミュニティの維持が大きな課題となっているなかで、地域活動を活性化するため、地域や各種団体の創意工夫による魅力づくりや地域での助け合いを促進する活動に対して支援を行います。 ・地域交付金をととして、各地域の自主自立に向けた活動が活発化し、まちづくりへの参加意識が醸成されます。	【目標】 ・地域づくりへの関心を高め、地域づくり意識を醸成します。 ・地域交付金充当事業数 H26年度実績:0 H27年度:33 H28年度:35 H29年度:37 H30年度:39 【効果】 ・段階的に各地域の自主自立に向けた活動が活発化し、まちづくりが推進されます。	・地域活動の活性化のため、地域課題解決のための活動や地域の特性を生かしたイベント活動、地域づくり組織等の支援を行い、地域の絆づくりのための様々な活動の継続性や地域住民や地域団体等の協働により安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。	<地域交付金事業> ・地域で実施する特徴的な地域イベントや地域づくり団体を支援 交付件数:12地域 <三宿連携事業> ・中津川宿・落合宿・馬籠宿が連携して三宿街道祭りを実施 交付件数:1件(実行委員会) <協働による生活環境づくり事業> ・地域が協働により、生活環境の改善や地域課題の解決を図る際に原材料等を支給 交付件数:11地域(約50事業) 【効果】 ・イベントや事業毎に分かれていた補助金を地域交付金としてまとめて交付することで各地域での事業継続活動の側面支援が図られた。 ・地域づくり団体の主体的な活動が図られた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・地域イベント、まちづくり組織の運営支援、地域課題解決のための取組に対する支援金を一括交付することが効果的であると考え、主に地域で実施する特徴的なイベント、地域づくり団体への支援33事業、協働による生活環境の改善事業に伴う原材料費等の支給約50事業に対し交付し、協働によるまちづくり意識の醸成を図った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・外部評価では、地域活動の主体であるまちづくり協議会や区長会の力をつけていく必要があり、市の支援が必要との指摘がされている。評価としては「順調に進捗されている事業」とされている。 ・現状、各地域での事業継続活動の促進のための側面支援は行政として必要であるが、交付金総額について現状維持が厳しい状況を踏まえれば、それぞれの地域が事業の財源を自立的に確保できるようにしていくことが次の課題と考えられる。 ・H27年度から「地域交付金」として一本化したことは評価できるが、H28年度から実施している一括交付金の算定基準については、合併前からの経緯を踏まえてもさらなる改善の余地があると考えられる。
生活環境部 市民課	戸籍住民基本台帳事業	・戸籍法、住民基本台帳法に規定された各種手続き及び記録の管理等を行います。	【目標】 ・戸籍法、住民基本台帳法により市が取り扱う業務を円滑に進めるとともに法改正等にも遅滞なく対応し適切かつ正確に遂行します。 【効果】 ・市民生活に不可欠な個人情報の記録及び証明等により市民サービスの向上が図られます。	・戸籍システム及び住民情報システムを利用し、法令に沿った管理及び運用を行います。	・社会保障・税番号制度施行に向けた住基システム改修 ・社会保障・税番号制度施行による個人番号カード交付1月交付開始、3月末までの交付件数 634件 ・戸籍システム及び住民情報システムの管理及び運用による届出処理、証明書発行等 戸籍・住民異動届出の処理 19,203件 戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明等の発行 87,049件 ・東濃5市での証明広域発行 本市が行う他市の証明発行 759件 他市が行う本市の証明発行 1,258件 【効果】 ・社会保障・税番号制度による個人番号カード交付及び戸籍・住民情報に係る届出の適切な処理により市民生活に不可欠な個人情報の記録及び証明等ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・社会保障・税番号制度に係るシステム改修を行い、個人番号カード交付を適切に行うことができた。 ・戸籍関係業務では、戸籍システム等を活用し各種証明発行等を適切に行うことができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・戸籍関係業務は法定受託事務であり市の裁量はほとんどないが、現状維持ないし業務効率化を今後も図ることが肝要と思われる。 ・今後、社会保障・税番号制度に対し、様々な業務や制約が発生すると考えられることから、国・県からの情報に留意し、的確な対応に努めることが必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
定住推進部 定住推進課	地域交通推進事業	・自動車などの交通手段のない地域の高齢者等が買い物や通院などで移動する手段を確保するため、コミュニティバスの運行や自主運行バス、明知鉄道の運営を支援します。	【目標】 ・交通弱者の移動手段として、安全安心な輸送の確保と効率的で利便性の高い交通網の構築を図ります。 ・1便当り利用人数2.5人以下の地区数 H27年度:6地区 H30年度:すべての路線の利用者数2.5人以上 【効果】 ・公共交通機関などを利用できない方の通学、通院、買い物等日常生活に必要な移動手段が確保されます。	・市民の交通の便の継続的確保のため、自主運行バスの運行を支援します。 ・異なる交通機関の乗り継ぎを円滑化し、公共交通の必要性をPRするため利用促進を図ります。 ・明知鉄道の存続のため、運営費・維持修繕費等を支援します。	・自主運行バス等運行補助(3路線) 川上線(中津地区)、夕森公園線(川上地区)、市民病院直通便(加子母発市民病院行) ・コミュニティバス運行事業(9地区) ・コミュニティバス車両の更新(坂下地区:1台) ・公共交通利用促進イベント開催(1回) ・明知鉄道の安全運行に必要な運営費・維持修繕費等への補助 【効果】 ・コミュニティバスの交通事業者等による本格運行を開始(H27年10月～)し、公平で永続的な交通体系の整備が図られた。 ・コミュニティバス H27年度利用者数 24,770人	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・コミュニティバスは交通事業者等に全地区委託(H27年10月～)し、安心・安全の確保に努めた。併せて合わせて全線有料化(1回200円)し、公平で永続的な交通体系の整備を図った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・コミュニティバスについては、有償化したことによる公平で永続的な交通体系の整備という点では、一定の成果を得られた。 ・中津川市のように行政区域が広く、広範囲に集落を抱えながら高齢化が進んでいる自治体の場合、公共交通機関は一定の層に対しては必要不可欠なものでありながら、コストに見合うだけの需要があるかどうかは判断が難しいところである。 ・収入は増えても利用者が減少している現状を踏まえ、乗車率などの合理的な基準を設定したうえで、将来にわたってサービスを持続できるのかを検討する必要がある。
文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	スポーツ政策事業	・スポーツは、健康増進・体力向上はもとより、市民の生きがいや子どもの生きる力を育み、地域の交流を促進するなど大きな力を持っており、市全体で推進します。 ・特に高齢者等にとってスポーツに取り組むことは、生きがいづくりや生活習慣病予防、健康維持の効果が健康寿命の延伸につながります。	【目標】 ・一市民1スポーツの推進(スポーツ実施率の向上) H25年度実績:31.2% H32年度:50% 【効果】 ・スポーツを実施することで健康増進につながりさらには、福祉・医療費の抑制が図られます。	・スポーツを楽しむ機会を増やすため、スポーツ教室、イベント、大会等を開催します。 ・誰もがスポーツ活動に取り組めるようライフステージに応じたスポーツ教室を開催します。 ・仲間づくりや自発的なスポーツ活動の発展のため、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブとの連携を図りスポーツ活動の活発化を推進します。	・一市民1スポーツを目指し、体育協会の活動を支援(15支部)。 ・各地域にて元旦マラソン、マレットゴルフ大会、軽スポーツ大会等を開催。 ・第15回スポーツフェスティバル(中津川)開催 H27.11.1(日)東美濃ふれあいセンターにて(約781名参加) ・第5回ビーチボール大会を開催 H28.3.13(日)東美濃ふれあいセンターにて(32チーム/250人参加)。 ・各地域のスポーツ推進のコーディネーター役である、スポーツ推進委員(42人)の活動を支援定例会や研修会などの開催 31回 【効果】 ・市内全域において、市民がスポーツに触れる機会を提供することができました。 ・一市民1スポーツの推進及びウォーキングを推奨することで、ノルディックウォーキングやポールウォーキング等の教室の参加者数が前年から180名増加しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・行政と地域の橋渡し役であるスポーツ推進委員の地域での活躍により一市民1スポーツが少しずつ浸透してきている。 ・また、主催行事のみならず各種行事の調整役として活躍しており、今後の活躍が益々期待される。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・前年度対比で教室参加者が増加しており、スポーツに触れる市民の増加につながったといえる。 ・スポーツを楽しむ機会をつくることは、子どもから高齢者までの心と身体の健康づくりに直結しており非常に大切である。引き続き体育協会等の関係団体やスポーツ推進委員との協力体制の強化を図りながら、市民が自主的にスポーツを楽しめるような取り組みを充実していくことが必要である。 ・また、8万人のヘルスアップ事業とのタイアップなど健康福祉部と連携した事業の組み立てが必要である。
文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	子どもの夢推進事業	・運動離れが進んでいるため、運動やスポーツに親しめる環境を創出します。 ・子どもたちが「自信」と「誇り」を持ち豊かな心を育むため、各活動で優秀な成績を収めた子どもを称えます。 ・将来の夢を持っていない子どもが増えていると言われている時代において、夢を持つことと努力をすることの大切さを学びます。	【目標】 ・市内全小学校5年生を対象とした『夢の教室』実施率 100% ・『子ども金メダル』の対象者の増加 H25年度実績:232人 H30年度:270人 【効果】 ・トップアスリートと触れ合うことで、夢を持つこと、努力することの大切さを学び、青少年の健全育成が図られます。 ・子ども金メダルの対象者を増やすことで、多くの子どもたちの豊かな心と郷土愛が育まれます。	・子どもたちの体力向上、人間形成を図るため、スポーツ少年団活動を支援します。 ・優秀な成績を収めた子どもたちに『子ども金メダル』を贈呈し、その頑張りを称えます。 ・『夢』『仲間』を考える機会をつくるため、トップアスリートから学ぶ機会を提供します。	・スポーツ少年団活動を支援するため交付金を交付 6支部・全34回、 加入数:団員765人、指導者:210人 ・子ども金メダル授与式を前期・後期の年2回開催し、メダルを贈呈 243人/40事業 前期:10/19 153人/25事業、後期:3/24 90人/15事業 ・市内全小学校の5年生を対象に、JFAこのプロジェクト『夢の教室』を開催 25教室、725人が参加 【効果】 ・子ども達の郷土愛を育み、夢について真剣に考える機会が提供できました。 ・スポーツ少年団活動ならではの多様な経験の機会が提供できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・ここのプロジェクト「夢の教室」事業は授業の前後で子どもたちにアンケートを実施しており、「夢を持ちたい、実現したい」と考える子は授業前後で25～30%増加している。 ・子ども金メダル事業では、文化スポーツ活動をとおして、子ども達に「夢と希望」を提供しており、授与者についても目標達成率101%であった。 ・スポーツ少年団行事について、団員の減少や活動内容のマンネリ等の課題があり、少年団本部を含め、改善に向けた余地があるため協議を行って行く必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・外部評価では、「効果的に実施されている事業」との評価がされている。「事業効果はすぐには出ないが長い目で事業実施が必要」との指摘がある。 ・スポーツ少年団の活動は、身体だけでなく強い心の育成にも寄与しており、外部評価の指摘のとおり継続的な支援が必要である。引き続き保護者へのPRに努めていくことが重要である。 ・「夢の教室」についてはアンケート結果のとおり、青少年健全育成に寄与している。事業効果を検証するうえで参加者を対象としたアンケート実施は有効であり、他の事業においても参考にすべきである。 ・子ども金メダルについては対象人数が多く、単価も高いことから見直す余地はある。
文化スポーツ部 図書館	読書推進事業	・いつでも、どこでも、だれでもが読書に親しめる環境づくりと読書活動を行うため、『中津川市民読書基本条例』『中津川市子ども読書活動推進計画の実施計画』に基づき、家庭・地域・学校・行政・関係団体が相互に連携をとりながら、読書活動を推進します。	【目標】 ・図書館ボランティア養成講座開催 H28年度:16回 H30年度:20回 ・読み聞かせサポーター養成数 H28年度:80人(累計546人)H30年度:100人 【効果】 ・図書館の各種行事を通じて、読書の啓発が図られます。 ・読書活動は、心豊かな生きる力となり、人々がかがやき、いきいきと暮らす効果を生み出します。	・読み聞かせの大切さを伝えるため、ブックスタートやお話し会を開催します。 ・図書館をいっそう市民に身近なものとするため、企画展や行事を市民協働で開催します。 ・読み聞かせや図書館サポーター養成講座を開催し、ボランティアを育成します。	・ブックスタートの実施 健康福祉会館(24回、453名)坂下・福岡・付知3総合事務所(各6回、176人) ・絵本で子育て人づくり事業(幼稚園・保育園への訪問お話し会の開催24回、1,700人) ・図書館ボランティア養成講座の実施(19回、受講者88人) ・読み聞かせサポーター養成数 85人(累計336人) ・図書館ボランティアとの協働事業(図書館まつり3,049人、(はがきコンクール2,044人、えほんジャンボリー325人) ・ボランティアによるお話し会や子ども向け各年代に向けた行事の開催 ・H27年度入館者数:200,958人 【効果】 ・行事等の開催によって、入館者数を増加させ、より多くの市民が図書館と資料を利用することに結びつけました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・6月に策定された『中津川市教育振興基本計画』には「読書」による人づくりを掲げており、『中津川市民読書基本条例』『中津川市子ども読書活動推進計画』に基づく取り組みによって、全市民的読書活動をすすめている。 ・読書活動をすすめることで、地域づくりや心豊かな人づくりにつながっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・「図書館くらぶ」をはじめとする多くのボランティアの協力を得ることで、仮に高額の予算を投入したとしても得ることのできない、真に市民が主役の読書推進活動が進められている。 ・蔵書の充実はもとよりボランティア組織との協力関係を発展させることで、市民にとってさらに魅力のある図書館としていくことが大切であり、そうした観点から拡充/重点化の評価とした。
文化スポーツ部 文化振興課	芝居小屋管理事業	・芝居小屋は、地域の娯楽の殿堂として建てられ、コミュニティの拠点として地域の人々に大切に受け継がれてきており、また近年では見学者も多く訪れるようになってきました。芝居小屋を後世に遺すとともに有効活用を図るため、地域と協働による管理と観光の活用を行います。	【目標】 ・芝居小屋利用者数の増加 H26年度実績:14,997人 H30年度:16,400人 【効果】 ・芝居小屋を保存し、観光資源としても活用することで、地域住民の誇りや愛着の高揚を図り、地歌舞伎などの伝統芸能が活性化させ、個性あふれるまちづくりにつなげます。	・施設改修及び芝居小屋での舞台芸術などのイベント開催により、市内外へその魅力を発信するとともに、見学者への施設公開を行います。	<明治座管理運営事業> ・明治座保存修理工事の実施、工期:H26年11月～H27年9月 ・工事概要:屋根改修 樽葺(くれぶき)屋根の復元 788㎡(樽板85千枚)、柱壁改修等一式。 ・明治座の管理、公開、地歌舞伎公演などでの活用。 ・H27年度利用者数 9,077人 <常盤座管理運営事業> ・常盤座の管理 公開、地歌舞伎公演、常盤座演劇フェスティバルなどでの活用。 ・H27年度利用者数 8,194人 【効果】 ・芝居小屋の大規模改修により、明治時代の姿に復元され見学者が増加したことにより、市内外に芝居小屋の魅力を発信することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27年度明治座保存改修工事が完了した。樽葺屋根への改修及び耐震補強も行い明治末期の姿を復元するとともに、多くの見学者を安全に受け入れる設備が整えられた。 ・改修前に比べ見学者が増加したことにより、市内外に芝居小屋の魅力を発信することができた。 ・今後は、地域の伝統芸能地歌舞伎の継承、伝統文化発信の拠点として施設のPRに努めていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・明治座保存改修工事の完了により、地歌舞伎などの魅力発信の拠点としての環境が充実したため、H27年度に見学者が増加するなど、集客・魅力発信などの効果は着実に出ている。 ・自部門評価コメントにあるように、地域文化の継承活動に必要な財源を確保するためにも、観光事業とも結びつけていくことで、自立的かつ持続的な活動を可能とする運営体制の構築が必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
文化スポーツ部 文化振興課	美術展開催事業	・郷土の偉人である前田青邨画伯、熊谷守一画伯を顕彰し、全国公募展を開催することにより、業績や魅力を発信し、美術創作活動の普及向上を行います。 ・市民が気軽に出品できるよう市民展を開催し、市民の創作活動を高めます。	【目標】 ・応募作品(審査対象)数の増加 青邨大賞公募展 H27年度実績:228点H30年度:235点 守一賞公募展 H25年度実績:593点H31年度:620点 市民展 H26年度実績:250点H30年度:220点 【効果】 ・前田青邨画伯、熊谷守一画伯の功績等を市内外に発信することにより、住みたまいまち、訪れたいまちにつなげます。市民展の開催により、市民の創作意欲を高め、レベルの向上につなげます。	・日本を代表する日本画家で近代日本画の発展に大きな貢献を果たし、名誉市民でもある前田青邨を顕彰するため、全国公募絵画展を開催し、芸術文化に対する市民の理解や認識を深めるとともに、中津川市を全国にPRします。 ・市民の創造活動を向上させるための機会として、市民展を開催します。	・日本画の全国公募展である第7回前田青邨記念大賞を開催 展覧会期:H27年5月30日～6月14日 会 場:東美濃ふれあいセンターアリーナ 応募作品数(審査対象):228点 ・第64回中津川市民展を開催 展示会期:H27年11月28日～12月6日 会 場:にぎわいプラザ5階 応募作品数(審査対象):192点 【効果】 ・前田青邨画伯の名声・功績により全国から質の高い作品が集まり、市民に全国レベルの技術を味わっていただくことができました。また、市民展は、芸術に取り組み市民の発表の場として、芸術活動を継続する多くの市民の目標となっています。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・前田青邨画伯の名声、功績により全国から228点の質の高い作品が集まり市民に全国レベルの技術を味わっていただくことができました。 ・市民展については、芸術に取り組み市民の発表の場として7部門に192点の作品が集まり、芸術活動を継続する多くの市民の目標となった。 ・学芸員による市内小中学校への出張授業、前田青邨記念大賞を見る会など、市民に対して芸術文化に触れる機会を提供した。 ・課題としては、全国公募展の大賞等受賞者が、市外の方で占められており、税の還元性を問われると評価がされにくい。公募展のPRのほか、絵画を鑑賞するための工夫に力を入れていこうにしたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・青邨大賞と守一大賞で異なる賞金の設定について、有識者の意見を踏まえたうえで見直すことが必要である。 ・過去からの受賞者はほとんどが市外在住者であることから、中津川市民の応募を増やすようなPR活動も必要である。 ・学芸員による市内小中学校への出張活動により芸術文化への潜在的なニーズを掘り起こす機会になっていると思われるが、単年度の活動で効果を出すのは難しい。次年度以降も継続的に行うとともに、興味をもった子どもが将来にわたり芸術活動を深めるための環境を整えていく必要がある。
文化スポーツ部 文化振興課	文化財保護事業	・街道文化が栄えたまちとしての魅力を引き立たせるため、文化財の保存整備を実施し、磨きをかけます。 ・その地域の歴史や文化の証とも市内外への魅力発信を行います。	【目標】 ・地域にある文化資源を保存・整備し、観光資源としても有効活用します。(落合宿本陣の整備及び公開) ・無形民俗文化財を保存継承するとともに市内外への魅力発信を行います。 (恵那文楽、坂下の花馬、蛭川の杵振踊など) 【効果】 ・貴重な文化財の姿を後世に伝えるとともに、郷土の歴史に対する愛着を深めます。	・地域に伝わる貴重な文化財を後世に継承していくため、文化財の保護・保存を行い、公開を進めます。	・落合宿本陣の整備計画策定に向けた委員会の開催(2回)、石垣内部状況調査、調度品記録調査 ・指定文化財管理謝礼の支払い(140件) ・各種開発に伴う埋蔵文化財の調査 ・無形民俗文化財の保存・継承に対する支援 ・新たな指定文化財として「王滝新道(附)王滝新道記念碑」(付知)を指定。(指定後件数:290件) 【効果】 ・指定文化財等の保存・整備を行うことで地域の文化を絶やすことなく後世に伝え、地域の人たちの文化財への愛着にもつなげています。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・王滝新道の新規指定について、延べ6日の現地調査、視察を行った後、市指定文化財に指定した。これにより指定文化財は290件となった。今回王滝新道の指定に伴う調査により、旧付知村と王滝村の物流や、村の発展について明らかになった。 ・今後は、指定に尽力してもらった地元の方々との連携を切らさず、観光や地域の歴史学習に誘導していきたい。 ・課題としては、多くの指定文化財のうち、特に建造物の管理が難しく、個人所有者が保存管理を市の補助に依存していただくことがあげられ、重要度が高いものから管理計画及び整備計画を立てていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒C効率でない 総合評価⇒C縮小/見直	・街道文化が栄えたまちとして、王滝新道の保存を進めながら、今後は調査結果を魅力発信・観光資源のために有効活用するべきである。 ・文化財保護の重要性については議論するまでもないが、市として多くの文化財を抱えている現状がある以上、限られた財源の枠組みのなかで計画的な事業推進が必要である。 ・国指定等に伴い大きな制約がかかることなども踏まえ、今後の文化財の国県指定については十分な議論と慎重な合意形成に努める必要がある。
文化スポーツ部 文化振興課	苗木城跡整備事業	・中津川市の魅力を引き立たせ、市民の郷土愛を育むため、他には無い貴重な歴史文化遺産を後世に遺していきます。 ・近年のお城ブームにより苗木城跡にも全国から観光客が訪れており、遺構や環境の整備を行い、観光客の利便性を高めます。	【目標】 ・事業進捗率(石垣底辺延長) H26年度実績:78.2% H30年度:86.8% ・苗木城跡周辺の歴史的環境を一体的に整備し、観光サイドや地元地域とも連携して苗木城跡を中心に周辺にまで拡大した観光ルート化を目指します。 【効果】 ・修復により文化財的価値を維持し、国史跡「苗木城跡」を後世に遺します。	・国史跡に指定され、本市の貴重な歴史文化遺産である苗木城跡の魅力より向上させるため、「史跡苗木城跡保存管理計画策定書」に基づき、計画的に石垣の修復や遺構の整備などを行うことで、歴史資源と観光資源両面から磨きをかけていきます。	・二の丸跡領主居間石垣撤去工事 A=58㎡(～H29年度) ・苗木城跡城山西面支障木伐採委託 伐採28本 【効果】 ・計画に沿った整備が進められており、文化的価値を維持しつつ後世に残されていきます。 事業進捗率:H27年度実績73% ・整備完了箇所が年々増えており、戦国時代から伝わるいしえの姿が観光客の日本文化の心に響き、訪れる観光客も急増しています。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27～29年度にかけて行う、二の丸領主居間石垣整備事業の初年度であり、孕みの見られる石垣の撤去を行い(26m、57㎡分)、次年度以降の整備事業につなげられた。 ・今回整備を行っている二の丸跡領主居間石垣は、享保3年(1718)の地震で崩れており、現在の姿はそのとき積み直されたものである。約300年の年月により孕みが見られるようになり、今後復元整備を続け、何百年にわたり積上げられた当時の状態を保っていく。 ・また、整備保存をベースとして観光要素として魅力のある活用のアイデアを考えていきたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・苗木城跡は文化財としてだけでなく観光資源としても中核的な役割を果たしており、事業計画に基づき昭和年代から継続して進めてきた整備を継続的に行っていくことが重要である。
文化スポーツ部 文化振興課	郷土資料調査活用事業	・古文書等の紙史料は時間とともに劣化・消滅してしまいます。これら歴史資料を後世に遺すために、目録化、デジタルアーカイブ化して記録として遺していきます。 ・市内に残されている個人や行政の所有する資料を調査し、目録の作成を行い、保存の依頼または保存を行い、郷土の資料を後世に遺していきます。	【目標】 ・郷土資料の調査を進め、公開できる約130点の歴史資料をデジタルアーカイブ化し、順次公開します。 ・インターネットでの公開資料数 H26年度末 0点→H29年度末 約130点 【効果】 ・インターネットによる公開により、利用者は日時を問わず好きなときに閲覧することができます。そのため、市民にとっても地域の歴史を知る機会が増え、市民のふるさとに対する学習意欲の向上に資することができます。	・図書館振興財団による助成事業については、130件の資料のインターネット公開を行います。 ・郷土資料については、個人や行政が所有する資料を調査し、目録を作成します。	・行政文書や旧家所蔵の古文書等を調査し、目録の作成。 ・古文書51点の文字の解読を行い、読み下し文を作成。 ・H28年度公開に向けて、絵図・文書等のデータベース化作業。 絵図14点、古文書114点の高精細撮影、中津川市史中巻、福岡町史、山口村誌のデジタル化の業務委託。 【効果】 ・歴史資料をデジタル化し、インターネット公開することができれば、多くの方に中津川の所蔵資料を見ていただけるとともに、検索機能を使い学習目的として利用しやすくなります。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・デジタルアーカイブ化事業については、古文書、絵図、市町村史のデータ入力を行った。これにより、H29年度からのインターネット公開で、資料検索に便宜が図られるようになる。 ・地域資料の目録作成事業は、約5,400点の資料の目録を作成し、資料所在の確認と整理を行った。 ・地道な作業により資料調査を進めていき、市制70周年をスタートとして、市制100周年の完成を目指し、合併後の統一市史編さんにつなげていけるかを課題としてあげたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・本事業は歴史資料の保存を目的としており、H29年度からのインターネット公開に向けて、継続的に進めていくものである。 ・自部門評価のとおり整理した資料を有効に活用するとともに、コストを最小限に抑えていくことが必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
文化スポーツ部 文化振興課	文化施設管理運営事業	・優れた音楽、演劇等の鑑賞の機会を提供し、市民の文化活動及び芸術活動を支援するため、中津川文化会館・アートピア付知交芸プラザ・福岡ふれあい文化センターの管理運営を行います。	【目標】 ・文化施設3館の利用者数 H26年度実績: 80,608人 H30年度: 85,000人 【効果】 ・地域における文化、芸術活動の拠点として、市民に音楽、演劇等鑑賞の機会を提供し、市民の文化活動や芸術活動の発表の場として、文化の質の向上、発展につなげます。	・施設利用者が安全、安心、快適に利用できるよう中津川文化会館、アートピア付知交芸プラザ、福岡ふれあい文化センターの運営、維持管理を行います。 ・古典芸能、演劇、音楽コンサート、ミュージカル、映画などの優れた芸術文化の鑑賞機会を市民参加、参画の中で提供していきます。	<施設の管理運営> ・中津川文化会館 H27年度利用者数 56,093人 指定管理先:(一社)中津川市文化協会(H27年度から指定管理者制度を導入) ・アートピア付知交芸プラザ H27年度利用者数 14,909人 ・福岡ふれあい文化センター H27年度利用者数 8,413人 <自主文化事業> ・東美濃ふれあいセンターを含む4館で実施 ・コンサート 2事業、演劇等 3事業、伝統芸能 1事業、映画 3事業、市民参加事業 【効果】 ・中津川文化会館は、中津川市文化協会が指定管理者となり、舞台公演を増やし、新たに文化講座も開設したことにより、市民の文化活動の向上につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27年度から中津川文化会館は中津川市文化協会が指定管理者となり運営している。芸術文化鑑賞事業では、舞台公演数を増やし、新たにロビーコンサート、文化講座を企画・開催した。 ・舞台公演に限ると、入場者1人あたり経費は、H26年度が7,303円/人(入場者2,548人、支出18,607,918円)がH27年度5,857円/人(入場者2,918人、支出17,091,279円)と効率的な舞台公演が行われていた。 ・課題は、築44年になる老朽化した施設の耐震化及び高齢者・障がい者に対応した改修に費用がかかることである。 ・また、付知、福岡の施設については、公民館の指定管理と併せて、文化施設の指定管理を推進し、地域として一体的な管理を進めていくことが課題である。なお、福岡については、施設マスタープランに従い用途廃止に向かって進めていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27年度からの指定管理化に伴い、舞台公演数の増加や新たな企画を開催するなど、集客数の向上への取り組みを積極的に行っており、今後も継続的に事業を進めていく必要がある。 ・いずれの施設も老朽化に伴い緊急的な修繕等の事例が多く発生している。常日頃から施設や設備の点検に努め、各施設の状態を把握し計画的な維持管理に努めることが必要である。 ・市有財産(施設)運用管理マスタープランで用途廃止と定めた施設については、実施計画に基づいて計画的に作業を進め、維持管理経費の低減に努める。
文化スポーツ部 館物博物館	中山道歴史資料館事業	・江戸時代には江戸と京都・大阪を結ぶ重要な街道であった中山道の中津川宿は商業・文化面から木曾路との接点あるいは江戸と京都との接点とある重要な役割を果たしてきました。 ・その中津川宿に残る江戸時代から明治初期にかけての古文書等の資料を中心とした調査・研究・収蔵品を企画展の開催や出前講座、講演等により広く市民に対して公開します。	【目標】 ・中山道歴史資料館利用者数 H25年度実績: 11,619人 H30年度: 20,100人 ・収蔵資料の保存・調査研究により、資料の散逸を防止、蓄積された資料情報とともに後世に伝えます。 ・収蔵資料を活用した企画展を開催し、古文書や収蔵品に関する教室や出前講座・講演等の普及活動を積極的に実施します。 【効果】 ・広く市民の興味・関心や知識・情報活用力を高めることができます。	・江戸時代から明治時代の中山道に関わる古文書等の資料の収集・研究・展示等を行うとともに、市民の生涯学習や文化活動等を積極的に支援します。 ・地域文化の紹介に努め、ボランティア活動の場の提供など、「人々がかがやくまち中津川: 歴史文化に魅力があるまち」を目指します。	・館の管理・運営 ・開館日数 305日、利用者 21,474人、H26年度: 14,235人→7,239人増 ・学校等団体利用者 97件 3,228人 ・企画展の開催 2回 観覧者10,529人 ・古文書講座の開催 24回 参加者延437人 ・歴史講座の開催 24回 参加者延472人 ・講演会等の開催 1回 参加者57人 ・無料デーの開催 5/17(日)国際博物館の日91人、11/3(祝)文化の日190人 5/3(日)春の中山道まつり476人、11/1(日)秋の中山道まつり1,182人 六斎市(毎月第1日曜日)5,607人、1/10(日)十日市843人 ・中学生職場体験等受入れ 10人 ・脇本陣森家の建造物の紹介 来場者4,436人 【効果】 ・収蔵資料を用いた出前講座、出前授業等館外での普及活動をおこない、多くの利用者の興味や関心を得ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・学校等からの依頼により館長が出前講座に出向いたり、テレビや新聞等での広報活動を行うことにより、利用者は増加している。(H26年度比150%) ・また、中山道中津川宿に関わる古文書等の貴重な資料を保存・研究・展示等をおこなっている施設であり、広く市民に興味・関心や知識・情報活用力を高めることができるため継続する必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・予算が限られたなかで、積極的にイベントや講座に出向いており、その結果がH26年度比150%と利用者の増加につながっている。事業を継続的に行うことで、今後よりいっそうの利用者増加が期待できる。 ・ただし、本資料館は貸借建物であり高額の賃料によりコストパフォーマンスの面で不利な状況にある。契約更新の時期が近づいており、契約の期間や条件を見直し見直しが必要である。
文化スポーツ部 館物博物館	青柳記念館事業	・H21年12月から休館中であり、青柳記念館の再整備が計画されています。 ・市有財産(施設)運用管理マスタープランにおいては「用途廃止」となっており、維持管理費も必要であることから早急に取り壊します。	【目標】 ・市有財産(施設)運用管理マスタープランに沿って早急に青柳記念館を取り壊します。 【効果】 ・維持管理費を削減します。	・現在閉鎖中である青柳記念館を解体します。	・青柳記念館建物解体工事の実施 鉄筋コンクリート造 平屋建 A=259.2㎡ ・道路案内標識目隠し業務委託 5か所 【効果】 ・解体工事を実施し、維持管理費(151,404円/年)の削減を図りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・建物解体工事は終了したが、日本を代表する前田青柳画伯の貴重な絵画等の資料を保存し、展示・紹介するため、今後再整備が必要不可欠である。	・事業完了 ・青柳記念館事業としては、施設の取り壊しにより終了となった。 ・再整備については今後の議論となるが、文化振興の側面からだけでなく観光振興、中心市街地活性化等の様々な側面から検討を行い、計画的に進めていくことが必要である。	
文化スポーツ部 館物博物館	苗木遠山史料館事業	・苗木遠山家史料や旧苗木藩領内の文化的遺産を中心に調査・研究・収蔵品を公開することが史料館の使命です。 ・国指定史跡である「苗木城跡」のガイダンス施設として、全国からの観光客、見学者のためのガイドや資料提供等を行います。	【目標】 ・苗木遠山史料館利用者数 H25年度実績: 11,755人 H30年度: 37,000人 ・収蔵資料の保存・調査研究により、資料の散逸を防止、蓄積された資料情報とともに後世に伝えます。 ・収蔵資料を活用した企画展を開催し、古文書や収蔵品に関する教室等の普及活動を実施します。 ・国指定史跡「苗木城跡」に関する情報・知識を提供します。 【効果】 ・広く市民の興味・関心や知識・情報活用力を高め、また多くの観光客を呼び込むことができます。	・苗木遠山家史料や旧苗木藩領内の歴史的・文化的遺産を中心に、市民の生涯学習や文化活動を積極的に支援し、地域文化の紹介に努め「人々がかがやくまち中津川: 歴史文化に魅力があるまち」を目指します。 ・サポーターポイント制度によるボランティアを充実し、親しみやすい運営・活動を展開します。	・館の管理・運営 ・開館日数 306日、利用者36,535人、H26年度23,803人→12,732人増 ・企画展の開催 4回 観覧者10,957人 ・学校等団体利用者 14件 717人 ・講座等の開催 23回 延408人 ・無料デーの開催 5/17(日)国際博物館の日 263人 8/9(日)友政18年ぶりに苗木城を奪還した日 244人 11/3(祝)文化の日 677人 ・友の会、案内ボランティアとの連携 ・中学生職場体験等受入れ 15人 【効果】 ・苗木城跡見学者の増加に伴い、利用者が増加し、郷土の歴史への興味・関心を高めることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・全国的なお城ブームの高まりを受けて、苗木城跡と共に苗木遠山史料館の利用者数が増加しており(H26年度比153%)、 ・また苗木遠山家や苗木藩領内の貴重な資料の保存・紹介をしており、広く市民に興味・関心や知識・情報活用力を高めることができるため継続する必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・自部門評価にあるように、利用者数がH26年度比153%と大幅な伸びをみせており、高く評価できる。 ・苗木城跡との相乗効果で利用者数が増加しているからこそ、仮に「お城ブーム」が下火になったとしても、予算の範囲のなかで効果的な広報活動を行い安定した集客を確保することが必要である。
文化スポーツ部 館物博物館	子ども科学館事業	・次世代を担う子どもたちが気軽に立ち寄り、実験や体験を通して科学に触れ合うことができ、また砂防(防災)に関する情報を提供することで、子どもたちの科学への興味・関心、防災意識を向上させ、同時に市民の生涯学習や文化活動を支援するために、科学館の教育普及活動を行います。	【目標】 ・子ども科学館利用者数 H25年度実績: 16,857人 H30年度: 17,800人 ・電気・力・音の分野に関する実験・体験装置を設置し、実際に科学の仕組みに触れて体験し学習することができ ます。 ・教室等の普及活動を実施します。 【効果】 ・市民をはじめ来館者、特に次世代を担う子どもたちの科学への興味・関心を育てることができます。	・子どもたちの科学への興味を高めることを中心として、市民の生涯学習や文化活動を積極的に支援し、「人々がかがやくまち中津川: 歴史文化に魅力があるまち」を目指します。 ・身近で楽しめる科学館を目指した企画・教室等を開催します。	・館の管理・運営 ・開館日数 309日、利用者16,449人 ・学校等団体利用者 64件 2,740人 ・教室の開催 13回 延176人 ・夏休み工作相談 ・科学館まつりの開催 11/23(祝)318人 ・無料デーの開催 5/17(日)国際博物館の日 320人、11/3(祝)文化の日 448人 ・中学生職場体験等受入れ 4人 <末松安晴博士顕彰事業> ・光ファイバー説明パネルの作成・展示 6枚作成(子ども用)。 【効果】 ・各教室等を行ったことにより、子どもたちの科学への関心を高めることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・文化勲章を受賞された末松安晴博士は中津川市出身の博士であり、その功績を広く市内外に顕彰し伝えることは、中津川市として栄誉なことであり、今後顕彰していくことが必要である。 ・また子どもたちの科学への興味を高め、学習支援等もおこなっており、継続が必要である。 ・H27年度利用者数は16,449人(H26年度比93.9%)であり、集客に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・利用者数がH25年度よりほぼ横ばいとなっており、このままではH30年度の目標には到達が難しい。 ・末松安晴博士顕彰事業を効果的にPRすることで、子ども科学館の集客に努める必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
文化スポーツ部 鉱物博物館	鉱物博物館事業	・国内有数の鉱物産地を背景とした博物館で、他には無い学術的にも貴重な標本資料を多数収集し、これらの貴重な資料を後世に伝えていきます。 ・活断層を市域に抱える市として、地震・活断層についての啓発など、自然科学に対する市民の理解度向上のために、博物館の教育普及活動を行います。	【目標】 ・鉱物博物館入館者数 H25年度実績：14,014人 H30年度：15,800人 ・自然科学を中心にすえた教室等の教育普及活動を実施します。 ・市民が参加できる活躍の場を提供し「参加型博物館」の推進に努めます。 【効果】 ・標本資料の散逸が防がれ、蓄積された資料情報とともに後世に伝えられます。 ・次世代を担う子どもたちの自然に対する興味・関心や知識・情報活用力を高めます。	・長島鉱物コレクションや苗木地方の鉱物の保存・展示や活断層に関する普及・啓発など、自然科学に関する諸活動を展開し、市民の生涯学習や文化活動を積極的に支援します。 ・情報提供の充実を図るとともに教育普及・学校への学習支援を行い、魅力ある館の運営に努めます。	・館の管理・運営 ・開館日数 304日、利用者14,581人 ・学校等団体利用者 104件、4,675人 ・企画展開催 1回 観覧者7,947人、講演会1回 参加者27人 ・私の展示室開催 2回 観覧者3,027人、展示説明会参加者 27人 ・教室等の開催 22回 延べ697人参加 ・ストーンハンティング実施 延べ202日 参加者8,707人 ・ミュージアムフェスタの開催 7/26(日)1,241人 ・無料デーの開催 2回 5/17(日)440人、11/3(祝)736人 ・コンサートの開催 2/14(日)93人 ・博物館協議会の開催 2回 ・友の会との連携 ・広報活動(学校へのチラシ配布 5回、「恵那山」4回等) ・博物館実習 1人、中学生職場体験 2人受入れ 【効果】 ・企画展・各教室等の開催により自然科学への関心を高めることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・教室・講座を積極的に実施し、活断層や地質について市民・利用者の知識・理解を深めることに大きく寄与している。 ・全国でも数少ない地質系の登録博物館として、長島コレクションや苗木地方の鉱物など貴重な資料を後世に伝えていく責務をはたすために不可欠な施設であり、継続拡充していく必要がある。 ・H27年度利用者数は14,581人(H26年度比94.6%)であり、利用者数の増加に努めたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・入館無料日やイベントの開催、市民への周知などにより、利用者確保しているが、親子や子どもを対象としたイベントが多く、少子化による影響で学校等の団体客が減少していくが見込まれる。 ・市民の中にも一度も鉱物博物館へ出向いたことのない人は多く存在するため、そこをターゲットにPRし集客を図ることが必要である。
文化スポーツ部 鉱物博物館	東山魁夷心の旅館事業	・日本を代表する東山魁夷画伯の貴重な絵画等を展示・紹介することにより、郷土にゆかりのある文化人を広く市内外に顕彰し、豊かな文化を伝えます。	【目標】 ・東山魁夷心の旅館利用者数 H25年度実績：5,568人 H30年度：7,500人 ・収集する絵画等を展示・紹介します。 【効果】 ・広く市民に地域の文化を伝え、生涯学習や文化活動を支援します。	・中津川市山口とゆかりのある東山魁夷画伯の絵画を展示・紹介することにより、市民の生涯学習・文化活動を積極的に支援し、「人々がかがやくまち中津川：歴史文化に魅力があるまち」を目指し、地域文化の紹介に努めます。 ・市民や観光客が親しみやすい運営に努めます。	・館の管理・運営 ・開館日数 305日、利用者7,610人 ・展示替え(4回) ・無料デーの開催 5/17(日)国際博物館の日 233人 8/2(日)開館記念日 288人 11/3(祝)文化の日 378人 ・20周年記念事業 9/2(水)式典 参加者54人、 9/13(日)朗読会&ミニコンサート&おしゃべり鑑賞会 参加者23人 10/4(日)美術館でコンサート(ヴィオラ奏者 吉鶴洋一他) 参加者85人 ・山口小学校児童絵の制作、作品展 参加者延べ87人 ・市内小中学校への出張展示 5校 観覧者 503人 【効果】 ・出張展示等をおこない、収集する作品等を広く(参加・観覧者590人)紹介することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・郷土にゆかりのある東山魁夷画伯の貴重な絵画を広く市内外に伝えることは中津川市として必要である。 ・H27年度利用者数は、7,610人(H26年度比134.7%)であり、利用者が大幅に増加した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・開館20周年記念行事等の効果もあり、利用者数がH26年度比134.7%と大幅な伸びをみせており、高く評価できる。 ・隣接する道の駅「睦月」の利用者の取り込みを図ることが必要である。PRを強化しH30年度の目標入館者数の上方修正を図りたい。
総務部 行政管理課 (財務部 資産経営課)	庁舎耐震整備事業	・市役所本庁舎(S47年建築)は、耐震基準を満たしておらず、大規模地震が発生した際には倒壊の恐れがあります。 ・防災拠点としての機能確保と行政機能の継続性を確保するため、耐震化を図ります。	【目標】 ・H29年度末までに耐震補強及び必要最小限の改修工事を実施します。 ・Iso値(※1)＝0.99以上 【効果】 ・大規模地震発生時等に防災拠点としての機能確保と行政機能の継続性が確保できます。	・防災拠点としての機能確保と行政機能の継続性を確保するため、耐震補強工事を実施します。 ・本庁舎は建築後44年が経過しており施設が老朽化しているため、必要最小限の改修工事を実施します。	・本庁舎の耐震化に向けた実施設計を策定しました。 ・現状のIs値(※2)：南北方向が0.45～2.16、東西方向が0.69～2.21であり耐震基準を満たしていません。 ・必要最小限の改修工事：屋根、トイレ、給排水設備、議場排煙対策、電話交換機更新等。 ■全体計画 H26～H29年度 ・H26年度：基本設計 H27年度：実施設計 H28～29年度：耐震改修工事 【効果】 ・実施設計の完成により、H28年度から耐震改修工事に着手できます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・熊本地震でも耐震化の重要性が証明されており、早期に本庁舎の耐震化を図り、防災拠点施設を確保する必要があります。 ・本庁舎に求められる耐震性能は、市民の安全、生活を守る重要な拠点であり、災害対策本部の設置など総合的な防災拠点としての十分な機能確保が求められることから、庁舎の耐震化基準である重要度係数1.5、Is値0.9以上の基準を目標とした設計が策定できた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・厳しい財政状況、他の投資的業務の推進を踏まえるなかで費用対効果を重視し、改築ではなく耐震整備を選択したことは市民の利益につながるものとして評価できる。 ・熊本地震により庁舎が倒壊した自治体もあったことから、庁舎の防災拠点としての重要性が再認識されている。こうした点からも前期事業実施計画どおりに本事業が着手できたことは評価できる。 ・整備箇所については最低限に抑えているため、今後工事対象外の部分で不具合の出ることも考えられるが、必要な対応を行いながら長寿命化を図ることが重要である。
生活環境部 防災安全課	自主防災組織育成事業	・ハード対策だけでは、被害を防ぎきれない場合や「防災」「減災」を図るためには限界があることから、ソフト対策を可能な限り推進しハード・ソフトを組み合わせた防災対策を実施していきます。そのために、市民一人ひとりの防災意識(自助・共助)の高揚を図ることや災害に対する心構えの啓発、避難に関する知識の普及により地域防災力の向上を目指します。	【目標】 ・市民の防災に対する意識の向上 防災訓練参加率 H26年度実績：25.2% H30年度：27% ・防災士の育成 H26年度末実績：160人 H28年度末目標：250人 H30年度末目標：265人 【効果】 ・地域防災力の向上により「災害に強いまち」が形成されます。	・自主防災会を育成して地域の防災力を高めるため「避難所開設運営マニュアル」の作成や防災士養成講座(中津川市地域防災リーダー育成講座)を実施するとともに、各地域の防災訓練の支援を行います。 ・災害発生に備えた防災訓練などを行い地域防災力の強化を図るとともに、自主防災会の育成や防災士を養成するための機会を提供します。	・自主防災組織育成のための防災訓練の実施(H27年8月30日 参加人数：18,748名) ・自主防災会リーダー研修会の開催(4回) ・防災講演会の実施(H27年7月6日 参加人数：301名) ・防災士養成講座(中津川市地域防災リーダー育成講座)の実施(4日間：61名) ・「避難所開設運営マニュアル」の作成 【効果】 ・防災士(地域防災リーダー)の養成により、平常時から災害時までのリーダーが、地域の防災力の向上を図ることができました。(H27年度末：221名)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・自主防災会リーダー研修や防災士養成講座、防災講演会の実施により、地域の防災力の向上を図ることができた。 ・防災士(地域防災リーダー)の養成について、H26年度末の実績160人からH27年度末は221人に増員し、地域の防災力が向上した。今後は防災士のスキルアップ研修等を行い、さらに自主防災会の能力を高めていく必要がある。 ・また、ハザードマップを利用した防災訓練の実施により、市民に「災害を自分ごと」としてとらえていただくことができ、「自助」「共助」の意識を高めることができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・順調に防災士の増員がなされており、市民の意識も高く、他市では取り組まれていない「自主防災」(防災訓練における計画、実行)が効果的に行われている状況である。 ・災害時の緊迫した状況で頼りになるのは「地域」であることから、本事業において防災会のリーダー育成が図られたことは高く評価できる。 ・地域によって想定される災害が異なること、住民の間でも災害に対する危機意識が異なることなどを踏まえ、情報共有を図るとともに積極的な取り組みを進めている地域をモデルとして全体的に啓発していくことが重要である。 ・市民の意識を高めるためにマニュアルの整備等は有効であると同時に広く存在を周知することが必要である。
商工観光部 工業振興課	垂炭鉱害対策事業	・戦中戦後の資源不足時に主に家庭用燃料として垂炭が落合地区で採掘され、現在、その垂炭鉱廃坑跡の陥没事故の発生が地域住民の大きな不安となっているため、その対策を行います。	【目標】 ・災害発生時の緊急輸送路等優先度の高い箇所から今後の対応を検討するための状況調査を実施します。 調査：～H31年度 実施設計：H29～H32年度 【効果】 ・浅所陥没被害の復旧及び予防保全対策により市民の生命、財産が守られます。	・地域住民の安心・安全を確保するため、現状を把握し、対策を検討するための状況調査を行います。 ・垂炭鉱廃坑跡に起因する宅地・農地等の浅所陥没被害の原形復旧を行います。	・緊急輸送路となる市道の一部を対象とした調査を実施 垂炭鉱廃坑調査・測量・計画策定 ・浅所陥没箇所の復旧 垂炭鉱復旧に係る調査・測量・工事 2か所 【効果】 ・復旧のための方針が決定し、復旧工事に向けての準備が整いました。 ・陥没箇所が復旧され、市民の生命・財産が守られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・落合地区の垂炭鉱廃坑は毎年のように陥没・復旧を行っており、住民の東海・東南海地震等災害の影響による危機意識は高い。 ・現在、災害時等の緊急輸送路の安全確保に向け調査分析を進めているが、具体的な対策には時間を要する。 ・発生主義を基本に、市のスタンスを明確にした取り組みを進めていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域住民の安心・安全を確保するため必要性は非常に高い。しかし、垂炭鉱廃坑問題は国のかつての政策の結果でもあり、本来は国が対応すべきである。 ・市は応急的な陥没対応のみを行い、根本的な対応については国が責任を持って行うよう働きかけを行っていくべきである。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
基盤整備部 建築住宅課	住宅・建築物耐震化促進事業	・阪神淡路大震災、東日本大震災をはじめ国内で大規模地震が頻発し、建物被害や人的被害が発生する中、いつ起こってもおかしくないと言われる東海・東南海地震による被害を最低限にとどめ、事前に備えをすることで市民の生命と財産を守り、安心して暮らせる安全なまちづくりを推進します。	【目標】 ・本市の住宅・建築物の耐震化率をH32年度までに95%とします。 ・住宅の耐震化率：中津川市 79%、県 78%、全国平均 82% (H25年住宅・土地統計調査) 【効果】 ・耐震化を促進することで大規模地震の発生による人的被害、建物被害を減らすことができ、被災による家屋倒壊や災害廃棄物の発生が抑制され、処分に要する経費の低減や労力、また仮設住宅等のインフラの復旧に要する経費も軽減され減災ができます。	・木造住宅等耐震化促進のため、住宅建築物の耐震化の必要性について市民に広く普及啓発し、耐震診断及び耐震化リフォームの補助を行います。 ・地震による市民の被害を軽減するため、耐震化促進計画により、住宅・建築物の耐震化に取り組みます。	・木造住宅無料耐震診断 実施件数 142件(県内1位/42市町村) ・木造住宅耐震補強工事費補助(リフォーム補助を含む) 実施件数 13件(県内4位/42市町村) ・耐震化を促進するための啓発事業 【効果】 ・H27年度は木造住宅無料耐震診断、木造住宅耐震補強工事費補助(リフォーム補助を含む)を実施し、市民の住宅の耐震化を支援しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・本市の地震防災に対する市民の地震防災への意識は、高く、H27年度の実施件数は、岐阜県下42自治体の中で診断1位、補強3位であった。 ・熊本地震の発生に伴い、市民の耐震相談件数も急増しており、今後も住宅耐震化促進条例に基づく、事業推進が行政として有効かつ必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・本事業の重要性は、熊本地震の被災状況等によりさらに強く認識されるといったこととなった。 ・H27年度末の実績について、耐震診断、耐震補強ともに県下で高い水準にあり、目標である95%に向け今後も出前講座、個別訪問などの普及活動を推進する必要がある。
基盤整備部 建設課	橋りょう新設改良事業	・老朽化した橋りょうの架替えを行った場合に事業費が多くなるため、既存橋りょうを永く使用するための対策を行います。 ・地域防災上、避難ルート及び緊急輸送路の確保として橋りょうの耐震化を行います。	【目標】 ・第二地藏堂橋 全体計画延長:160m(うち橋りょう延長:16.2m)幅員:5.0m(橋りょう部分幅員:7.5m) ・橋りょう定期点検 対象橋りょう数:720橋 ・第一、二次緊急輸送路を跨ぐ橋りょう及び避難輸送路に架かる橋りょう補修及び耐震化工事対象橋りょう数:13橋 【効果】 ・避難ルート及び緊急輸送路の確保、橋梁の延命、橋梁架替え工事費の削減が図られます。	・市内にある約870の橋りょうについて、その重要性、優先度に基づき計画的な耐震、改修を行います。	<防災・安全社会資本整備交付金事業> ・橋梁耐震補強・補修 上与坂大橋耐震補強補修工事 L=80.8m 橋梁耐震補強設計(明沢大橋) ・橋梁点検 JR跨線橋N=2橋 中央自動車跨道橋N=6橋 国道19号跨道橋N=2橋 管理道路橋N=106橋 市内N=116橋の点検を実施 【効果】 ・上与坂大橋耐震補強補修工事により、緊急輸送路の確保、橋梁の延命を図ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・橋りょうの老朽化が進むなか、架け替えを行った場合に事業費が多くなるため、耐震と補修することにより、既存橋梁を長く使用するための対策と経費削減を図ることが出来た。 ・今後も地域防災上、避難ルート及び緊急輸送路にある橋梁から優先順位を付け耐震化をしていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・橋りょうの点検及び耐震化及び補修工事については、今後も計画的に進めていく必要がある。市民生活に直結した、効率的な橋りょう選定を行い実施していく。 ・特に、5年毎の点検が法令により義務付けられていること、現状では目標に対して全ての橋りょうの耐震化が完了していないことを踏まえ、必要な予算を確保し計画的に事業を実施していくことが必要である。 ・社会資本総合整備交付金の交付額により全体事業量をコントロールせざるを得ないため、積極的な要望により国庫補助の獲得に努める必要がある。
基盤整備部 建設課	道路維持補修事業	・市民が道路や歩道橋等を通行するのに対し、安全を確保するため、道路施設の点検・補修を行います。	【目標】 ・H27～30年度 道路付属構造物施設点検 ・H27～30年度 道路付属構造物施設点検結果により、修繕が必要となった施設の修繕工事 【効果】 ・市民生活に欠かすことのできない道路環境の予防・保全が図られ、市民の安全が保たれます。 ・施設の長寿命化が図られます。	・緊急輸送路を確保するため、道路施設の点検・補修を行います。 ・道路管理者の責務として管理市道の道路施設点検を実施し、道路利用者の安全を確保します。	・道路舗装補修工事(中津529号線L=820m 川上21号線L=120m 阿木3号線L=130m) ・歩道橋塗装補修工事(北野横断歩道橋) ・路面性状調査業務委託 ・道路路面・土工構造物二次点検業務委託 ・必要箇所において、補修等の対策を実施 633件 【効果】 ・道路維持補修事業により、市民が道路や歩道橋等を通行するのに対し、安全の確保ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・道路や歩道橋等を市民が安全に利用するため、道路施設の点検・補修や維持工事を行うことで、安全・安心が図れました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・長期的な観点では、新設改良よりも維持補修のウェイトを高めていかざるを得ないと考えます。 ・点検・補修及び維持工事については、優先順位を付け継続的に行っていく必要がある。 ・社会資本総合整備交付金の対象事業については、交付額により全体事業量をコントロールせざるを得ないため、積極的な要望により国庫補助の獲得に努める必要がある。
基盤整備部 建設課	急傾斜地崩壊防止事業	・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域を解消し安全・安心な生活環境を提供します。	【目標】 ・H27～H28年度 旭町(2)急傾斜地崩壊防止工事完了(坂下) ・H27～H30年度 野尻(2)急傾斜地崩壊防止工事完了(付知) 【効果】 ・急傾斜地に隣接する住宅地に住民の生命・財産を守ることが出来ます。	・急傾斜地に建つ住宅が大雨などによる災害で被害を受けることのないよう、複数年にわたり県と連携して崩壊対策工事を行います。	・旭町(2)急傾斜地崩壊防止工事 L=24m ・野尻(2)急傾斜地崩壊防止工事 L=20m ・県営事業負担金(付知町中野、加子母渡合・番田) 【効果】 ・事業実施により、急傾斜地に隣接する住宅地に住民の生命・財産を守る見込みができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域での崩壊対策工事を行うことで、安全・安心な生活環境が図れた。 ・今後も補助金を活用し、危険箇所の対策工事をしていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・急傾斜地崩壊防止工事は県と足並みを合わせて行っていく必要がある。補助金獲得を前提とし、今後も継続して事業を実施していく。
消防本部 消防総務課	消防設備整備事業	・消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、住民のニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守る責務があります。 ・経年とともに老朽化し、機能低下した消防車両、設備や機器を計画的に更新します。	【目標】 ・消防施設設備整備計画により、車両、器具等を順次整備します。(H30年度までに署車両8台、回車両等28台を更新) ・市有財産(施設)運用管理マスタープランに基づく器具庫の統廃合計画により消防団配備の消防車、ポンプ等の配置見直しを行います。 【効果】 ・維持管理の効率化、経費の削減が図れます。	・消防力の強化のため、消防用施設設備整備計画に基づき、消防設備を整備します。	・高規格救急車1台(西消防署:12年経過) ・指揮車1台(中消防署:16年経過) ・軽連絡車1台(坂下分署:30年経過) ・消防団ポンプ車2台(山口分団:28年経過、福岡分団:25年経過) ・小型動力ポンプ積載車2台(坂本分団:22年経過、苗木分団:22年経過) ・小型動力ポンプ2台(加子母分団:24年経過、川上分団:22年経過) ※更新にあたっては、消防車20年、救急車10年、その他車両、機器20年として、地域バランス、調子、故障歴等を勘案し、計画的に更新します。 【効果】 ・消防施設設備整備計画に基づいて車両等を更新し、維持管理費の削減、消防力を強化しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・出場件数が多い、経過年数の長いという観点から救急車1台(12年経過)、指揮車1台(16年経過)、軽連絡車1台(30年経過)等の署車両や回車両を更新した。 ・本来は10年から20年の経過年数で更新する計画を立てているが、予算の制約や各車両、機材の状況により計画どおりに更新を行えない場合もある。今後も都度優先順位付けを行い、効率的に計画を進めていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・外部評価では、効率的な運用を図ることの指摘があるが、命を預かる大切な事業として「効果的に実施されている事業」との評価がされている。 ・消防ポンプ自動車などの老朽化が進んでいることに加え、高規格救急車や工作車のような高額な特殊車両に対する国補助の要件が厳しくなっていることが大きな課題である。 ・優先順位付けに基づき計画的な配置に努められているが、これらの資機材は、一定期間で更新していく必要があることから、設備の状況を詳細に把握し長寿命化を図りつつ計画的な更新に努めるとともに、外部評価委員会の指摘のような効率的な運用を図ることが必要である。 ・特にこれらは特殊な機材で高額であることから、機材等の選定や購入にあたっては、費用対効果を十分考慮し必要最小限のものに留める必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
消防本部 消防総務課	消防施設建設事業	・広大な面積を有する本市において、消防団は消防署だけでは不足する人命救助や初期消火などへの対応等非常に重要な役割を担っています。 ・消防団は消防署だけでは不足する人命救助や初期消火などへの対応等非常に重要な役割を担っています。 ・消防団は消防署だけでは不足する人命救助や初期消火などへの対応等非常に重要な役割を担っています。	【目標】 ・市有財産(施設)運用管理マスタープランに基づき消防団の統廃合を図ります。 (H27年度:89か所→H30年度:85か所) ・対象 H27年度:付知分団 H28年度:福岡分団造成 H29年度:福岡分団 H30年度:山口分団 【効果】 ・消防団員のサラリーマン化による屋間の消防力の低下を施設統廃合により集約し、効率的な運用と維持管理費の軽減が期待できます。	・消防力の強化を図るため、消防施設設備整備計画により、計画的な消防団器具庫の統廃合、防火水槽の建設等を行います。 ・毎年団器具庫1棟、隔年で耐震性防火水槽(40t)2基を目標に整備します。	・団器具庫建設 1か所(付知分団第4部器具庫) ・団器具庫解体 3か所(苗木分団本町、付知分団安楽満、松原) ・団器具庫用地購入 1か所(福岡分団第3部川西器具庫) ・消火栓移転工事 4か所(駒場、西宮町、蛭川、落合) ・消火栓新設工事 2か所(落合、東18区) 【効果】 ・地域の実情等を考慮して団器具庫を統廃合したことにより、効率的な運用体制が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・現在の状況を踏まえ団器具庫1棟を建設し3棟を解体することで統廃合を進めることができた。 ・また、今後の計画実施のため、福岡地内に器具庫用地を購入し、H28年度用地造成～H29年度建設に向けて準備することができた。 ・消火栓新設2件、4件移転工事を実施し、水利の適正な配置ができた。 ・団員数の減少、予算や土地の制約もあり計画どおりに進んでいないところもあるが、地域の実情等を踏まえて優先順位付けと、再配置施設が各々の現状に見合ったものになるよう費用対効果に留意した計画策定が必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・外部評価では、地域の実情に応じた器具庫の建設、統廃合が必要との指摘がある。評価は、「効果的に実施されている事業」とされている。 ・外部評価委員会の指摘のとおり、消防施設設備整備計画に基づく団器具庫統廃合による適正配置は効率的な運用と維持管理コストの低減に大きな効果がある事業である。 ・限られた予算により計画的な事業実施を図るには、施設等の状況等を踏まえて優先順位付けと、再配置施設が各々の現状に見合ったものになるよう費用対効果に留意した計画策定が必要である。
生活環境部 防災安全課	生活安全対策事業	・安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、市民の身の回りに潜む犯罪の防止、危険の除去に取り組む。	【目標】 ・地域安全ボランティア団体支援育成:後継者育成による事業継続(一般65・企業20団体) ・青色防犯パトロールの推進及び実施:公用車18台、1週間に1度以上の実施継続。 ・自治会への防犯灯設置費補助:歩行者の安全な通行と犯罪予防 ・地域非行・いじめ対策:部会開催による関係機関との連携、情報共有、事例研究調査。 いじめ重大事態発生ゼロの継続を目指し、いじめ防止対策の実施。(地域非行対策部会:2回開催、いじめ対策部会:2回開催) 【効果】 ・安全で安心して暮らせる地域社会を実現します。	・青色防犯パトロールや地域安全ボランティア団体の育成支援を行います。 ・街頭犯罪抑止、生活道路における歩行者の安全な通行のため、地域で設置するLED防犯灯に対して交付金を交付し、LED防犯灯の普及を図ります。 ・空家等の対策のため、関係部局と連携して適正な措置を行います。	＜安全安心まちづくり事業＞ ・地域安全ボランティア団体の支援育成・青色防犯パトロールの推進及び実施(ボランティア団体:97団体・青色防犯パトロール:48回実施) ・自治会への防犯灯設置費補助(新規140基、LED化1140基) ・地域非行対策部会(7月、3月)・いじめ対策部会(10月、3月)を開催 関係団体との情報共有、連携強化 ＜身の回りの危険の除去事業＞ ・ひやりはと報告による改善・危険箇所点検(交通安全関連61件受付うち実施済37件) ・生命を守る月間現地視察(H27年8月3日 4か所) ・公共施設内設置AEDの維持管理(パッド16枚・バッテリー7個の更新) ＜空家等対策事業＞ ・相談窓口設置・空家等データベース作成・空家対策協議会設置(3回開催) ・空家特措法に基づく特定空家認定 2件 ・空家等に対して訪問または文書送付による適正管理依頼件数15件のうち改善件数7件 【効果】 ・安全で安心して暮らせる地域社会の継続を図ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・防犯灯設置補助については、予算新規139基、LED化1264基に対し、実績新規140基、LED化1140基とほぼ計画どおりの補助ができた。 ・新たに安全安心まちづくりリーダー養成講座を開催し地域安全ボランティアリーダーの安全意識の高揚を図ることができた。 ・空家特措法の施行を受けて県内で一番早く空家等対策協議会を設置し周辺住民に悪影響を及ぼしている倒壊危険空家等の所有者を調査し危険排除に向けた行政指導を行うことができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・いじめ対策、犯罪抑止から危険予防まで幅広い分野の対策を担う重要な事業であり、取り組みについても高く評価できる。 ・警察等関係機関との連携や地域等の多くのボランティアの方々との協力により成り立っている事業であることから、さらなる情報や課題の共有を図ることにより抑止等の効果を高めること、声かけ等による実績を広く市民にPRしていくことが必要である。 ・空家対策については、所有者への訪問や協議等により改善が図られており、特に本町の特定空家については解体に向けての道筋を付けることができた。
基盤整備部 建設課	交通安全施設設置事業	・児童生徒の通学時の安全確保のため、毎年、小学校毎に、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する通学路合同点検を行っています。 ・全国的に幹線道路や生活道路で歩行者や児童を巻き込んだ事故が発生しており、歩行者、児童に安心・安全な歩行空間の整備を行います。	【目標】 ・通学路の緊急合同点検結果による要対策箇所の安全施設等の整備率100%(対象路線数:115路線) ・通学路合同点検の実施 1回/年 【効果】 ・児童及び歩行者の安全な歩行空間が確保できます。 ・交通事故の防止となります。	・通学路合同点検の結果を受けて通学路の危険箇所の除去、改良及び安全施設の補修、歩道の整備、側溝整備、防護柵設置、カラー舗装等の安全対策を行います。	＜防災・安全社会資本整備交付金事業＞ ・東通～ニツ岩線通学路歩道設置工事 L=308m ・通学路明色化工事 29路線 カラー塗装 A=1576㎡ ・通学路側溝整備工事 2路線 L=448.5m ・交通安全対策(区画線)設置工事 L=3537m 他交通安全施設等 8件 【効果】 ・本工により、児童及び歩行者の安全な歩行空間が確保でき、安心して通行ができるようになりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・児童生徒の通学時の安全確保のため、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する通学路合同点検を行い、道路整備をすることで、歩行者、児童に安全・安心な歩行空間が図れた。 ・今後も合同点検を行い、優先順位を付け整備をしていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・計画どおり交通安全施設の設置は行うことができていますが、全市域の児童及び歩行者の安全な歩行空間が確保できたわけではない。今後も合同点検の結果を元に優先順位を付け計画の実施に努める必要がある。 ・社会資本総合整備交付金の交付額により全体事業量をコントロールせざるを得ないため、積極的な要望により国庫補助の獲得に努める必要がある。
生活環境部 環境政策課	環境管理事業	・中津川市環境基本条例に基づき、将来に向けて環境を生かしたまちづくりを推進します。 ・リニアでの開発や供用後のまちづくりを見据え、豊かな自然を守り、磨き、次世代に残していくために、希少動植物の調査や保護、外来生物の駆除、里地里山の保全などに取り組みます。また、そのための人材育成にも取り組みます。	【目標】 ・保育園・幼稚園や小学校における環境教育・学習実施数(H26年度:5園・13校 H30年度:17園・17校) 【効果】 ・幼児期の知的好奇心の育みと探究心や科学的思考力が芽生えます。 ・自然の魅力への気づきと環境を守ろうとする意識が向上します。 ・環境教育・学習の継続による自然に対する意識の高い人材が育成されます。	・市民と行政が協働し、自然共生地域づくりの推進に向けた各種事業に取り組めます。	＜環境基本計画の策定＞ ・第三次中津川市環境基本計画本編及び概要版を作成 ＜自然共生地域づくり事業＞ ・自然環境団体等連絡会議の参加団体による、環境保全活動の推進、有識者による勉強会の実施 ・幼児向けの環境教育、小学生向けの河川環境学習の実施、指導者育成 ・幼児環境教育 9園(320人参加) 河川環境学習 16校(527人参加) ・市民向け講演会の開催(ふるさとの清流保全講演会、木質バイオマス利用促進講演会) ＜外来生物分布調査及び駆除事業＞ ・特定外来植物の駆除に向けた啓発、分布調査や地域時活動での駆除活動の推進 ・外来植物駆除 9地区(510袋 3,312kg) 【効果】 ・環境基本計画の作成により、市民、事業者、行政が一体となり、良好な環境の保全と創出に関する施策が総合的、計画的に推進されることが期待できます。 ・幅広い世代が連携、協働し将来の環境を守る人の育成が図られ、豊かな自然環境を保全し、安心して暮らせる地域づくりが進められました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・幼稚園児・保育園児を対象とした環境教育の実施や小学生を対象とした河川環境学習の実施など、幅広い世代が連携、協働し将来の環境を守る人の育成を図ることができた。 ・特定外来植物の駆除の推進活動として、9地区510袋、3,312kgの駆除を行い、環境保全の取り組みを行った。今後も啓発と共に駆除活動を行っていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・特定外来種の対応については、市民の認識を深めていくことが重要であることから、今後も継続し内容の充実を図ることが必要である。 ・環境保全に向けた人づくりを進めるため、学校との連携を深めるとともに広報等により市民への周知に努める必要がある。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の検証において指摘された対象学年の拡大等、事業の組み立てに留意する必要がある。
基盤整備部 建設課	河川改修事業	・異常気象による、局所的豪雨に対応できる河川と排水路の整備を行います。(防災力の強化) ・自然環境と調和のとれた自然共生型の河川を整備することで住み良い街づくりを行います。	【目標】 ・H27～28年度 河川排水能力調査(第1期) ・H29～30年度 河川整備計画策定(第1期) 【効果】 ・家屋浸水被害が軽減できます。 ・身の回りの河川環境を整え、安全で安心な暮らしが確保できます。	・水害に強い河川、基幹排水路や、自然共生型の河川を整備するため、河川整備計画を策定し整備が進みます。 ・異常豪雨による水害の発生を抑制する河川の整備をします。 ・水害に強く異常豪雨にも対応できる基幹排水路の整備をします。	・河川排水能力調査委託(4か所) 辻原川 L=3.85km 空見川 L=0.75km 馬見川 L=1.20km 前川 L=2.18km ・河川堆積土排土工事(6か所) 野田川 肺臓川 黒沢 一色川 町切川 飛旭川 【効果】 ・事業実施により、河川に隣接する住宅地等の生命・財産を守る見込みができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・異常気象による局地的豪雨に対応できる河川と排水路の整備・計画をすることで、人命災害に対して安全・安心が図れた。今後も排水能力調査、計画、整備を進めていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・全国各地で局地的豪雨による災害が勃発し河川の氾濫に対する市民の危機意識が高まっている。 ・本事業は、暮らしの安全を確保する観点からも重要な事業であることから、合理的な優先順位付けに基づいて排水能力調査を行い、その結果を元に計画的に改修を実施していく必要がある。 ・県管理河川に対する地域要望も多いことから、県に対する要望も強化していく。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
水道部 下水道課	下水道整備事業(中津川処理区)	・木曾川上流域に位置する都市として、公共用水域への負担を軽減し、居住環境の向上を図るため、未整備地区の整備を計画的に進めます。	・全体計画区域:1,153ha・事業計画区域面積:986ha・整備済面積:769.08ha(H26年度末) ・全体計画面積整備率:66.7%・事業計画面積整備率:78.0%・全体計画期間:S49～H37年度 【目標】・公衆衛生の向上を目指し、整備可能な地区の整備を推進します。 (青木、小向井、斧戸、地藏堂、三五沢地区ほか) ・事業計画面積整備率 H27:79.0%、H28:80.0%、H29:82.0% 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全、生活環境の向上を図ります。	・中津川処理区の全体計画区域1,153haのうち、H26年度末現在の全体計画面積整備率は66.7%であり、未整備地区の下水道整備を計画的に推進します。	・下水道管渠整備延長 L=1,117m(地藏堂、松本地区) ・測量設計業務 1か所(大久後地区) 【効果】 ・整備済面積 773.90ha(H27年度末) ・全体計画面積整備率 67.1%(H27年度末) ・事業計画面積整備率 78.5%(H27年度末) ・河川、湖沼、沿岸海域などの公共用水域の水質汚濁の防止を図りました。 ・生活排水やトイレの水洗化により、快適で衛生的な居住環境が向上しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・昭和49年に工事着手した中津川処理区の整備率は79%まで進み、今後、都市計画道路青木斧戸線の整備で宅地化が予想される手賀野地区を中心に整備を進めることで、居住環境の向上や定住推進を図ることが出来る。 ・また、当該処理区の水洗化率は86%と高く、さらに個別訪問等による水洗化促進でさらなる向上が期待される。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・水洗化率については自部門評価のとおり高い水準にあるが、さらなる向上を図る余地があるため、積極的な取り組みを進める必要がある。 ・社会資本整備総合交付金の配分次第で事業費が増減する可能性があるため、他地区の整備と優先順位を付け事業量の調整を行う必要がある。 ・坂本処理区と比較すると優先順位は低い。
水道部 下水道課	下水道整備事業(坂本処理区)	・木曾川上流域に位置する都市として、公共用水域への負担を軽減し、居住環境の向上を図るため、未整備地区の整備を計画的に進めます。 ・リニアのまちづくり計画に基づくインフラ整備(下水道整備)を進めます。	・全体計画区域:282ha・事業計画区域面積:153ha・整備済面積:84.86ha(H26年度末) ・全体計画面積整備率:30.1%・事業計画面積整備率:55.5%・全体計画期間:H19～H37年度 【目標】・公衆衛生の向上を目指し、整備可能な地区の整備を推進します。 (坂本、与ヶ根、六地藏、堤下、鯉ヶ平地区ほか) ・事業計画面積整備率:H27:61.2% H28:64.8% H29:70.0% 【効果】・自然環境及び公共用水域の水質保全、生活環境の向上を図ります。	・坂本処理区の全体計画区域282haのうち、H26年度末現在の全体計画面積整備率は30.1%であり、未整備地区の下水道工事を計画的に推進します。	・下水道管渠整備延長 L=2,528m(坂本、中洗井、新町、堤下、青木地区) ・測量設計業務 4か所(与ヶ根2か所、旭、深沢地区) ・坂本処理区事業計画策定業務 【効果】 ・整備済面積 91.19ha(H27年度末) ・全体計画面積整備率 32.3%(H27年度末) ・事業計画面積整備率 59.6%(H27年度末) ・河川、湖沼、沿岸海域などの公共用水域の水質汚濁の防止を図りました。 ・生活排水やトイレの水洗化により、快適で衛生的な居住環境が向上しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・リニアのまちづくり計画が進められている地区であり、居住環境の向上や定住推進を図るため同調したライフラインの整備が必要不可欠である。 ・未整備地区の早期解消を図るとともに、供用開始5年目で水洗化率は52%と低調であるが、個別訪問等による水洗化促進により向上傾向にある。 ・今後、中核工業団地や新たに誘致される企業等を取込み経営健全化を図る。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・目標の事業計画面積整備率に対して実績が下回っているため、リニア開業に向けて、今後高めていく必要がある。 ・社会資本整備総合交付金の配分次第で事業費が増減する可能性があるため他地区の整備と優先順位を付け事業量の調整を行う必要がある。
水道部 下水道課	終末処理事業(公共)	・中津川及び坂本処理区の終末処理場の適切な維持管理を行い、自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ります。	【目標】 ・中津川及び坂本処理区終末処理場を、年間を通し適切な稼働稼働します。 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ります。	・利用者が安心して快適に利用できるよう、中津川処理区、坂本処理区の終末処理場の維持管理を行います。	<中津川処理区> ・維持管理及び修繕 中津川浄化センターNo.2曝気機用減速機修繕 他13件 ・汚泥運搬、処理委託 1,949t/年 ・処理水量 8,406m ³ /日平均 11,365m ³ /日最大 <坂本処理区> ・維持管理及び修繕 ・汚泥運搬、処理委託 130t/年 ・処理水量 646m ³ /日平均 907m ³ /日最大 【効果】 ・公共下水道終末処理施設の正常な稼働を保つとともに設備の延命を図り、公共用水域の水質保全ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・公共下水道2処理区(中津川処理区・坂本処理区)を水質保全のため適切に維持管理をしていくうえで、欠かさずの必要な事業である。 ・汚泥処分方法について、埋立処分・資源化に加え環境センターにて焼却処分を再開し、処理費を削減した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・維持管理費を軽減するため環境センターでの焼却処分以外にも汚泥処理方法について効率的な処理方法を検討する必要がある。 ・施設維持管理については手法を精査するなどし、見直すことが必要である。
水道部 下水道課	汚水処理施設共同整備事業	・汚泥乾燥施設を建設し、下水道汚泥と衛生センター汚泥を自区内処理することで処理費を軽減していきます。	【目標】 ・下水道汚泥乾燥と尿処理及び乾燥施設の集約・共有化することで、建設費・維持管理費を抑え、作業の効率化を図ります。 ・全市域汚泥量の自区内処理が可能となります。 ・環境センターでの汚泥焼却施設の稼働率を向上します。 【効果】 ・今後、効率的な汚泥処理を行うことで処理費が軽減されます。	・下水道汚泥と尿汚泥を乾燥する2つの施設(汚泥乾燥機等)を一体的に整備し、新衛生センターもあわせた1つの施設を整備します。 ・施設の整備にあたっては、最新の技術により周辺環境に配慮した、安全・安定性に優れた施設を目指すと共に、景観に配慮し周辺環境と調和した施設を整備します。 ・付知川の環境に配慮した整備を行います。	・汚泥処理対策特別委員会での提案どおり、全量自区内処理のために、新たに建設する汚泥乾燥施設において下水道汚泥と尿汚泥を一体的に処理する方法を軸に、汚泥のリサイクル処理の方法も含めて検討しました。 【効果】 ・汚泥処理対策特別委員会にて中津川市にとって最も効率よい処理方法を検討するよう提案されました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・汚泥処理費用削減の検討には時間が必要であり、今後も最適な方法を検討する必要がある。	必要性⇒B必要性に課題がある 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒C縮小/見直し	・目標に対して具体的な方策が示されておらず、検討を重ねる段階であるため、汚泥処理対策を効率よく行う方法について見直しを行うべきである。 ・処理技術の進歩を踏まえた汚泥発生量の精査等により、ランニングコストも含めできるだけ小規模で経費のかからない手段を検討すべきである。
水道部 下水道課	下水道施設長寿命化対策事業	・老朽化が進んでいる処理場の機械・電気設備が耐用年数を超えており、施設の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化に対して更新費用を平準化することで財政負担を分散します。 ・また、ストックマネジメントにより既存施設の改築更新と機能アップを図り、ライフサイクルコストの低減を図ります。	【目標】 ・長寿命化計画を策定し、効率のよいストックマネジメントを実施します。 ・H27～H28年度 中津川市浄化センター汚泥処理設備の機械・電気設備工事 ・H29～H30年度 中津川市浄化センター管理棟内の改築更新と処理槽屋根の防水 【効果】 ・計画的に改築更新を行う事で、費用の平準化を図り効率的な維持管理が可能となります。	・浄化センター(S63年度建築)の老朽化にともない、機能を維持するための設備更新や建物改修工事をH30年度までに行います。	・長寿命化計画による設備の更新 中津川浄化センター汚泥処理施設の機械設備・電気設備工事 ・中津川浄化センター耐震補強工事実施設計 【効果】 ・計画どおり改築更新を実施し、安定した施設の運用が可能となりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・安定した処理水質を確保するために必要な事業であるが、多額な費用を要してしまう。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・浄化センターに限らず他の施設も含め機械設備の故障が多く、維持補修の経費が高む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めていくことが重要である。 ・H27年度は計画どおり事業を実施することができたが、施設改修が一時期に集中しないよう、計画に基づき計画的な改修に努める必要がある。
水道部 下水道課	農業集落排水施設長寿命化対策事業	・農業集落排水施設長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行うことで、費用を平準化し、効率的に長寿命化を図ります。 ・適切な維持管理を行い、自然環境及び水質保全・生活環境の向上を図ります。	【目標】 ・長寿命化計画を策定し、効率のよいストックマネジメントを実施します。 ・H27:加子母地区の機能診断 H28:実施設計 H29:機能強化事業実施 H30:加子母3地区のMP更新 ・H28:川上、田瀬、蛭川南部の機能診断 H30:機能強化事業実施 【効果】 ・計画的に機能強化事業を行う事で、費用の平準化を図り効率的な維持管理が可能となります。	・施設の計画的な改修を行うため、農業集落排水の各処理場の長寿命化計画を策定し、それに沿った改修を進めます。	・加子母(南部・中部・北部)処理場の機能診断調査業務委託 【効果】 ・計画的に機能強化事業を行う事で、費用の平準化を図り効率的な維持管理が可能となります。 ・機能強化事業を国費を導入し実施することが可能となります。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・安定した処理水質を確保するために必要な事業であるが、交付金の内示率が低く計画どおり改築更新ができない。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・機械設備の故障が多く発生し維持補修の経費が高む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めていくことが重要である。 ・施設改修が一時期に集中しないよう計画に基づき計画的な改修に努める必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
水道部 下水道課	終末処理事業(農集)	・農集9処理区の終末処理場の適切な維持管理を行い、自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ります。	【目標】 ・農集9処理区終末処理場を、年間を通し適切な設備稼働します。 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ります。	・利用者が安心して快適に利用できるよう、農集9処理区の終末処理場の維持管理を行います。	・農集9処理区の終末処理場の維持管理及び修繕 農集排水処理施設機械設備修繕工事 他21件 ・汚泥運搬(4処理区 合計 1,700m3/年) ・コンポスト (5処理区 合計 30t/年) ・処理水量 坂本北部処理区 499m3/日平均 阿木処理区 210m3/日平均 川上処理区 209m3/日平均 加子母北部処理区 275m3/日平均 加子母中部処理区 279m3/日平均 加子母南部処理区 342m3/日平均 田瀬処理区 170m3/日平均 高山処理区 133m3/日平均 蛭川処理区 159m3/日平均 【効果】 ・農業集落排水終末処理施設の正常な稼働を保つとともに設備の延命を図り、公共用水域の水質保全ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・農集9処理区(坂本北部、阿木、川上、加子母北・中部・南部、田瀬、高山、蛭川処理区)を水質保全のため適切に維持管理をしていく上で、欠かすことのできない事業である。 ・コンポスト装置が設置してある処理場で老朽化等が原因で修繕工事が増加した。今後は計画的な修繕工事等が必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・長寿命化対策事業のコメントと同じく、機械設備の故障が多く発生し維持補修の経費が高む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めるとともに、修繕工事についても計画的に行う必要がある。 ・施設維持管理については手法を精査するなどし、見直すことが必要である。
水道部 下水道課	特環下水道施設長寿命化対策事業	・各下水道施設は併用開始から年月が経過し、老朽化が進んでいる処理場をはじめとする施設の効率的な改築更新を行ないます。 ・そのため、福岡、付知、蛭川、まごめ4施設の脱水設備の設置、付知クリーンセンターの処理水質改善のための汚泥引き抜き、河川環境保全のための各処理場の高度処理を検討します。	【目標】 ・長寿命化計画を策定し、効率のよいストックマネジメントを実施します。 ・H27年度 汚泥脱水乾燥車の長寿命化計画策定 ・H28年度 汚泥脱水乾燥車の実施設計、事業計画変更申請 ・H29～H30年度 汚泥脱水乾燥車の改築更新、付知・福岡クリーンセンターの長寿命化調査、計画策定 【効果】 ・計画的に改築更新を行う事で、費用の平準化を図り効率的な維持管理が可能となります。	・施設の計画的な改修を行うため、特環下水道の各処理場の長寿命化計画を策定し、それに沿った改修を進めます。	・マンホールポンプ緊急通報装置更新工事 蛭川地区 12か所 【効果】 ・マンホールポンプにとって、緊急通報は管理上最重要な設備であり、速やかな通報より故障などの緊急対応を確実に図りました。 ・マンホールポンプからの流出事故防止ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・効率的な改築更新が必要であるが、多くの施設が同時に更新時期を迎えるため、事業費の平準化を図ることが大きな課題である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・機械設備の故障が多く発生し維持補修の経費が高む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めていくことが重要である。 施設改修が一時期に集中しないよう計画に基づき計画的な改修に努める必要がある。
水道部 下水道課	終末処理事業(特環)	・特環7処理区の終末処理場の適切な維持管理を行い、自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ります。	【目標】 ・特環7処理区終末処理場を、年間を通し適切な設備稼働します。 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ります。	・利用者が安心して快適に利用できるよう、特環7処理区の終末処理場の維持管理を行います。	・特環7処理区の終末処理場の維持管理及び修繕 落合浄化センター2系曝気機修繕工事 他32件 ・汚泥運搬、処理委託 7処理区合計 1,021t/年 ・処理水量 落合処理区 664m3/日平均 苗木処理区 1,167m3/日平均 まごめ処理区 157m3/日平均 坂下処理区 1,158m3/日平均 付知処理区 1,562m3/日平均 福岡処理区 749m3/日平均 蛭川処理区 660m3/日平均 【効果】 ・特定環境保全下水道終末処理施設の正常な稼働を保つとともに設備の延命を図り、公共用水域の水質保全ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・特環下水道7処理区(落合・苗木・まごめ・坂下・付知・福岡・蛭川処理区)を水質保全のため適切に維持管理をしていく上で、欠かすことのできない事業である。 ・汚泥処分について、新たな処分先(肥料化)との汚泥ケーキ肥料化業務を開始した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・長寿命化対策事業のコメントと同じく、機械設備の故障が多く発生し維持補修の経費が高む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めるとともに、修繕工事についても計画的に行う必要がある。 ・施設維持管理については手法を精査するなどし、見直すことが必要である。
水道部 下水道課	個別排水処理事務事業	・個別排水処理施設の適切な維持管理を行い、自然環境及び公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図ります。	【目標】 ・対象となる合併処理浄化槽を、年間を通し適切な設備稼働します。 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ります。	・利用者が安心して快適に利用できるよう、個別排水処理施設整備事業(福岡・川上・加子母地区)で設置した合併処理浄化槽の維持管理を行います。	・合併浄化槽75基の料金徴収及び施設維持管理 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境が適切に保たれました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・対象となる77戸の合併浄化槽を年間をとし適切に維持管理することができた。今後は更新時期について検討していく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・維持管理については計画どおりであるが、更新については方針を示す必要がある。 ・個別排水処理事業会計自体の存続についても、法適化に合わせて見直す必要がある。
生活環境部 環境政策課	地球温暖化対策推進事業	・地球温暖化防止対策やエネルギー問題に対して、市としても積極的に関与し、二酸化炭素の排出が少なく、資源を循環させ持続可能な地域づくりを構築するための取り組みを推進します。	【目標】 ・住宅用太陽光発電設置に対して補助を行います。(H27年度末累計1,507件) H12～H30年度までに累計1,800件以上の設置を行います。 ・薪・ペレットストーブに対して補助を行います。 H28～H30年度までの累計として60件以上の設置を行います。 【効果】 ・自然エネルギーの更なる活用を図り、低炭素社会が実現します。 ・環境にやさしいライフスタイルが実現します。	・自然エネルギーの活用を推進するため、家庭用太陽光発電等設置にかかる費用の一部を補助します。 ・薪・ペレットストーブ設置にかかる補助及び地域資源を活用するため、木質バイオマス活用に向けた研究を行います。 ・小水力発電の推進を図るため、新たな発電施設候補地のリストアップと調査を行います。	・住宅用太陽光発電システム補助件数 90件 設置費用の5%(上限10万円)の補助 ※ただし、市外業者が設置する場合は2.5%(上限5万円)の補助 ・上金小水力発電施設の余剰電力を国道地下通路で活用するための整備工事 【効果】 ・住宅用太陽光発電設置に対し90件の補助を行い、市民の自然エネルギー活用推進が図られました。 CO2削減量:295t/年	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・住宅用太陽光発電システムへの補助、第一用水上金小水力発電所の機能充実を図り、自然エネルギーの推進と効率的な利用促進が図られた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・住宅用太陽光発電システムについては、環境保全の側面だけでなく災害時にも大きなメリットがあることから、引き続き設置の促進に努める必要はあるが、新築住宅を中心に設置ニーズは安定していることから現状維持で対応するのが妥当である。 ・小水力発電の開発については、採算性のある発電量が得られる適地の選定と地域の活性化につながる開発であることに十分な検討を要する。
農林部 農林整備課	小水力発電事業	・農業用水で小水力発電を行うことにより二酸化炭素排出削減を図ります。 ・売電収入を活用し、土地改良施設の維持管理につなげます。	【目標】 ・年間712tの二酸化炭素排出削減(=1,538,163kwh×0.000579(H26代替値採用)×0.8(年偏差)) 【効果】 ・土地改良施設の効果的な維持管理に活用しながら、農林整備により排出される二酸化炭素の排出が図られます。	・用水を活用した小水力発電所を運営することで二酸化炭素排出削減を図りながら、売電収入を活用し土地改良施設の維持管理を図ります。	＜小水力発電施設の維持管理＞ ・施設管理委託、小水力発電所電気設備保守管理委託等 ＜小水力発電施設建設基金＞ ・小水力発電施設の更新に活用します。 ＜土地改良施設建設改良基金＞ ・後年度の土地改良施設の更新及び改良に活用します。 ＜市内の土地改良施設修繕工事＞ ・土地改良施設の更新及び改良をします。 加子母小郷用水路蓋設置工事等 全32件 【効果】 ・小水力発電を適切に運営することにより、772t(H27年度)の二酸化炭素排出削減を図りながら売電益を活用し、土地改良施設の維持管理をすすめました。 (1,334,316kwh(H27年度売電量)×0.000579 = 772t、売電収入:41,790,771円)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・小水力発電施設の適切な維持運営により発生する売電益を土地改良施設の維持管理に活用しながら、二酸化炭素排出削減を図ることができている。今後も現状維持で適切に運営していく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・小水力発電を行うことにより二酸化炭素の排出は削減されており、また売電量も多いことから、事業の有効性、効率性については一定の評価ができる。 ・農業用水から生み出された収入であるので農業(土地改良)に還元されるのは当然であるが、その具体的な使途については検討の余地がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
生活環境部 衛生センター	し尿収集処理事業	・一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、し尿汚泥及び浄化槽汚泥等を適正に処理します。 ・河川や海域の窒素やリンの濃度上昇を防ぐため、処理水に含まれる同成分の除去に必要な施設の運転管理を適正に行い、快適な生活環境の保全に努めます。	【目標】 ・し尿汚泥及び浄化槽汚泥等の安定的な処理及び処理施設から発生する放流水の水質の向上を図ります。 (目標規制値:全窒素 25mg/l以下、全リン 2.5mg/l以下) 【効果】 ・快適な生活環境の保全、河川や海域の水質汚染を防ぎます。	・市内で発生するし尿汚泥及び浄化槽汚泥等を適正に処理します。	・し尿収集業務 し尿収集量 9,517kl 浄化槽汚泥等収集量 9,067kl ・汚泥処理業務 し尿汚泥 8,214kl(1.315klは恵北で処理) 浄化槽汚泥等 6,197kl(2,904klは恵北で処理) ・脱水汚泥処理業務 サーマルリサイクル(京都府)313t 石灰肥料(福井県)230t ・施設維持管理業務 【効果】 ・処理量減少による恵北衛生センターの安定稼働支援となります。 ・リサイクルの推進となります。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法律に基づき、し尿汚泥及び浄化槽汚泥を安全で安心できる処理を行い、発生した汚泥はリサイクルするなど、生活環境の保全に努めている。 ・施設の老朽化が進み多額の維持管理費を要しているため、新衛生センターの早期完成を推進する。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・今後も引き続き適正な処理、管理を行い、新衛生センターの完成までの間安定稼働に努める。
生活環境部 衛生センター	新衛生センター建設事業	・S42年に供用開始した中津川衛生センターは、施設の老朽化が進み維持管理等に多額の費用を要しています。 ・市内に2か所ある衛生センターを1か所に統合して、維持管理・汚泥処理を円滑に行いランニングコストの削減を図ります。また、浄化槽汚泥が増加しても安定的に処理を行うことができる施設を建設します。	【目標】 ・H31年3月完成に向け、計画的な施設整備を進めます。 【効果】 ・市内から発生するし尿汚泥、浄化槽汚泥、農集汚泥を円滑に処理を行います。 ・施設の統合によりランニングコストが削減できます。	・H25年度に作成した一般廃棄物処理基本計画に基づき施設規模を予測、将来の収集量を見込み新衛生センター建設に向けた調査設計等を行います。	・調査測量設計等委託 基本設計、橋梁設計、造成設計 ・土地取得業務 用地購入、分筆・登記(16,480㎡) ・全体計画 H27年度 調査測量設計、土地取得 H28年度 造成工事、橋梁工事 H29～30年度 施設建設(H31年3月末供用開始予定) 【効果】 ・H30年度完成に向け計画どおりの施設整備が行えます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・設計調査委託業務、用地取得業務共に予定どおり完了した。 ・H30年度完成に向けて計画どおり事業を進めている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・長年停滞していた本事業が地元のご理解により、調査測量設計、用地取得などの具体的な業務に着手できた。 ・H30年度末の供用開始に向け、計画に基づき適正かつ有効な機能を備えた施設の建設を目指しつつ、建設費については費用対効果を十分考慮し削減に努めることが必要である。 ・今後の方向としては、本体工事に掛かっていくことから予算額の点では拡大となるが評価については、B計画の承認とした。
生活環境部 環境センター	ごみ収集事業	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市民から排出される一般廃棄物の収集・運搬を安全かつ適正に行います。	【目標】 ・市民から排出される一般廃棄物の収集・運搬を安全かつ適正に行います。 【効果】 ・一般廃棄物の収集・運搬を安全かつ適正に行うことにより、市民の衛生的な生活環境の保全が図れます。	・市民から排出される一般廃棄物の収集・運搬を安全かつ適正に行います。	・直営収集車両の車検・修繕 13台分 ・ごみ収集委託地区 全てのごみ 坂下・川上・加子母・付知・福岡・蛭川・山口地区 可燃ごみ 中津西・中津南・苗木・坂本の一部・落合・阿木・神坂地区 不燃ごみ 水曜日収集地区 雑紙 モデル地区 衣類・布類 市役所・総合事務所・地域事務所・資源センター ・指定ごみ収集袋作成 15,550箱 【効果】 ・一般廃棄物の収集運搬を安全かつ適正に行うことにより、市民の衛生的な生活環境の保全が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・収集体制が直営から委託に移行した地域も含め、安全かつ適正に収集運搬を実施できた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・直営から委託への移行について検証しておくことは必要であるが、現状維持で事業を進めていくことが妥当である。 ・ごみ処理事業など他の事業とも関わってほしいと思われるが、回収の仕方、地域性等を見据えた対応が課題と考えられ、H29年度からの導入を検討しているごみ処理費の有料化も踏まえ、十分な検討が必要である。
生活環境部 環境センター	ごみ処理事業	・一般廃棄物の焼却処理や埋立て処分を安定的に適正に行うため、焼却施設等について7年間(H24～H30年度)の長期包括運営管理業務委託を締結するなど、ごみの定量的な処理と施設の安全で安定的稼働に努めます。	【目標】 ・運営管理業務を長期包括委託することで、計画的に安全かつ安定した稼働を継続します。 ・長期包括運営管理業務委託 契約額:4,246,019千円 契約期間:H24～H30年度 【効果】 ・単年度契約に比べ年平均10%程度の経費削減が見込まれます。	・ごみの焼却処理及び埋立処分を安定的かつ適正に行います。	・ごみ受入量 25,579t (燃えるごみ22,010t 燃えないごみ875t 大型ごみ2,209t 下水道汚泥485t) ・ごみ焼却量 24,239t(運転日数:1号炉275日 2号炉264日) ・最終処分場埋立量 2,280t(スラグ428t 不燃物936t 固化物915t) ・スラグリサイクル量 313t(売払い量277t) 【効果】 ・長期包括運営管理業務委託により、経費削減を行いながらごみ処理施設の安全かつ安定した稼働を継続することが出来ました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・長期包括運営管理業務委託により、ごみ処理施設の安全かつ安定した稼働を図ることができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・ごみ処理事業としては、現状維持で事業を進めていくことが妥当である。 ・ただし、ごみが思うように減らない現状を打開していくため、来年度からの導入を検討しているごみ処理費の有料化も含めトータルの対策が必要である。 ・H30年度で長期包括運営管理業務委託が切れることから、それ以降の維持管理経費については可能な限り圧縮できるよう、今から十分な検討を進めていく必要がある。
生活環境部 環境センター	資源化対策事業	・燃えるごみの減量化のため、資源となるごみのリサイクルを推進します。 ・環境センターの焼却施設への負担を軽減し、市民のリサイクル意識を高めます。	【目標】 ・資源となるごみを正しく分別し、リサイクルすることにより循環型社会の実現を目指します。 【効果】 ・リサイクルの推進を行うことにより、燃えるごみが減量され焼却施設への負担軽減と、市民のリサイクルへの意識向上が図れます。	・資源物の選別及び処理を適正に行います。	・ペットボトルの減容、空缶の圧縮、空瓶の破碎処理 ・資源ごみ処理実績 缶類 150.66t ビン類 637.02t ペットボトル 144.52t 牛乳パック 4.49t トレイ等 1.82t 計 938.94t ・雑紙、衣類・布類収集実績 雑紙 8.5t 衣類・布類 27.0t 計 35.5t 【効果】 ・資源物の収集、選別及び処理を適正に行い、リサイクルの推進が図れました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・資源物の選別及び処理を適正に行い、リサイクルの推進を図ることができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・リサイクル推進については、環境政策課が担当する「ごみ減量化・資源化推進事業」で実施しており、本事業はリサイクル処理そのものの業務である。 ・処理自体は適正になされており評価できるが、ごみ減量化・資源化推進事業に対する外部評価において、「目標を達成できておらず、効果の発現とまでは言えない」との指摘を受けていることから、ごみ減量の関連事業トータルで見直しを図る必要がある。
生活環境部 環境センター	リサイクル施設整備事業	・資源ごみの回収及び再資源化を効率的に行うため、老朽化している現在の資源センターに代わる施設の整備を進めます。	【目標】 ・H28年4月供用開始を目指し、計画的に施設整備を進めます。 【効果】 ・環境センター敷地内に施設を整備することで、資源の回収及び再資源化を含めたごみ処理が一体的、効率的に行うことができ、市民の利便性が向上します。	・現在の資源センターの建物、機材の老朽化に伴い、環境センターの敷地内にリサイクル施設を建設します。	・リサイクルセンター建設工事及び建設工事監理業務 ・施設概要 延床面積:1,289.65㎡ 処理能力:4.9t/日 (缶類 0.9t/日 瓶類 2.6t/日 ペットボトル 1.3t/日 蛍光灯 0.1t/日) 【効果】 ・環境センター敷地内に施設を整備することで、資源の回収及び再資源化を含めたごみ処理が一体的、効率的に行うことができ、市民の利便性が向上します。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・リサイクルセンターの整備工事をH28年3月に完了し、H28年4月1日から供用開始することができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・事業完了 ・計画どおりH28年4月に供用開始ができた。 ・自部門評価のとおり、リサイクルセンターの環境センター敷地内への施設整備(併設)のメリットを活かした効率アップと、適正な管理運用が必要である。 ・外部評価では、「効果的に実施されている事業」との評価がされている。「完成して終わりではなく、施設見学など市民への啓蒙の取り組みを行うべき」との指摘を踏まえ、ごみ減量化・資源化推進事業のなかで組み立てることが必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
生活環境部 環境施設建設室	斎場維持管理事業	・斎場は、市民生活と深いかわりを持ち、地域社会に密着した極めて公共性の高い施設であり、市民に安心と安らぎを提供できるよう適切な管理運営を行います。	【目標】 ・斎場の適切な管理運営を行います。 【効果】 ・市民に安心と安らぎを提供することができます。	・火葬炉等の保守管理及び修繕を行います。 ・火葬業務を円滑に遂行するための管理運営を行います。	・火葬業務の実施 977件 ・火葬炉煙道修繕 ・火葬炉耐火物修繕 ・火葬バーナー等の点検整備 ・棺台車修繕 【効果】 ・火葬を適切に実施することで、市民に安心と安らぎを提供することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・既存の火葬場施設の適切な管理運営により、利用者に安心と安らぎを提供した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・新斎場を新たに建設するまでの間は、現斎場の長寿命化を図り維持していく必要がある。 ・施設の性質上バーナーや火葬炉等の点検や修繕といったメンテナンス経費が嵩むが、引き続き施設の適正管理に努める。
生活環境部 環境施設建設室	市有墓地整備管理事業	・高齢化社会の到来、核家族化、新規転入者による墓地需要に対して、長期的に対応できるように既存墓地の修繕、整備、拡張を行い市民の墓地使用に支障をきたさないようにします。	【目標】 ・長期的に対応可能な墓地施設を整備します。 【効果】 ・住民ニーズに基づいた墓地の提供により安心と安らぎを提供することができます。 ・墓地の環境を整備することで、墓地使用者及び周辺住民の安全と利便性が確保されます。	・住民ニーズに沿った墓地整備を行うとともに、市有墓地の適正管理を行います。	・坂本辻原墓地整備 全体計画 整備区画数 118区画(既存区画との合計 272区画) H28年度以降 墓地区画等整備工事、分譲 造成 A=1,700㎡ ・駒場青木墓地法面整備モルタル吹付 A=551㎡ ・市有墓地内通路修繕 2か所L=14m ・市有墓地内支障木伐採 10か所 ・墓地管理組合が行う環境整備への原材料費支給 5件 【効果】 ・墓地使用者及び周辺住民の安全と利便性を確保しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・辻原墓地造成工事を進めるとともに市内既存墓地の修繕等により墓地使用者の利便性を確保している。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・墓地の適正管理を行うとともに、需要に見合った供給に努めることが必要である。 ・H28年度に入り市有墓地の使用申込み資格を一部見直したことにより、申し込み件数が増えるなど需要と供給のミスマッチを改善できたことは評価できる。
商工観光部 工業振興課	工業振興事業	・本市の製造業をはじめとする工業分野は地域産業と雇用の中心的役割を担っています。 ・雇用の場の確保と地域活力向上を図るため、地元の既存企業が安定した事業の継続と事業規模拡大をしていくための支援を行います。	【目標】 ・地元企業の経営規模が拡大し、若者の働く場所があり、本市で育った若者を定着させます。 【効果】 ・企業活力の向上により雇用の安定と地域活力の向上が図られます。	・企業ニーズを的確に把握するため、企業訪問を行い、施策に反映させます。 ・効率的な情報収集を行い、企業のニーズをもとに支援メニューを整えます。	・企業訪問の実施 160社(H26年度:127社) ・異業種交流の促進 メッセナゴヤ2015への出展 8社 契約成立件数 4件 ・工業団地内環境整備(法面草刈、剪定等) ・技術研修等派遣助成金 交付対象者 64社 390人 ・勤労者技能検定手数料助成金 交付対象者 34人 ・産業振興交付金 商工会議所ホール管理費 ・企業立地土地借上げ料(付知地内) 【効果】 ・企業ニーズの把握と施策への反映により、企業活動の活性化を図りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・本市の産業の中心的役割を担う工業分野への支援は、雇用の場の確保と地域活力の向上につながることを期待できる。 ・H26年度と比べ企業訪問件数が33社増加しており、より多くの情報収集と実態把握により施策へ結び付けることができた。 ・さらなる企業ニーズの把握と施策の検証に努め、事業効果を高めていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・工業は本市の基幹産業であり、これを支援することは地域活力の向上に有効である。 ・企業訪問は前年度実績を上回る実績を上げている。他の取り組みも含め、こうした活動が全て成果につながるものではないため、引き続き地道であっても継続的な取り組みが求められる。 ・アンテナを高く張り企業ニーズの把握に努め、支援のあり方や効果的な手法について常に見直し続けることが必要である。
商工観光部 商業振興課	商業振興事業	・商業活性化等に積極的に取り組んでいる各種団体を支援します。 ・中山道、苗木城などの歴史的・文化的資産、恵那山、付知川などの豊かな自然を活用し、特産品やおもてなしによる商業の活性化は必要だと考えます。 ・中津川の経済を支える中小企業への支援も継続していきます。	【目標】 ・起業支援施策を構築します。 【効果】 ・商店街での起業を支援する事で、空き店舗の活用を促進します。 ・組織の設立により、事業者(商業者・住民)を巻き込んだまちづくりが可能になります。	・商店の個店強化を促進するため、商工会議所、北商工会支援を通じた、各個店強化策を講じます。 ・中小企業への支援を行います。	＜商業団体等育成事業＞ ・各種団体への補助金 2団体(中津川商工会議所・中津川北商工会) ＜中小企業支援対策事業＞ ・中小企業小口融資制度 預託原資額 160,000千円 中小企業小口融資 信用保証料補給金 44件 中小企業小口融資 利子補給金 44件 ・小規模事業者経営改善資金融資制度 54件 ・創業に関する資金融資制度 10件 ＜プレミアム付商品券発行事業＞ ・H26年度からの繰越分 発行総額 672,000千円(56,000組) 【効果】 ・経済団体への補助により、中小企業を中心とする事業所支援を行いました。 ・市内中小企業に対して小口融資制度等で金融支援及び保証料・利子の補給を行いました。 ・プレミアム付商品券の発行により、購買活動を促進し、発行額面以上の経済効果が見込まれました(参加店舗758件、消費喚起約184百万円)。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・まちづくりや地域活性化のため、商工会議所及び北商工会と協力しながら事業を進める必要がある。 ・金融支援は利用者の資金繰りに有効な支援策である。 ・H27年度はプレミアム付商品券発行事業があり、大きな経済効果を産むことができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・団体への支援は既得権とされないよう毎年、事業内容に応じて見直しが必要である。 ・中小企業は経営基盤が強いいため、きめ細かな支援が望まれることから、商工会議所、商工会と十分に協議して進めることが重要である。 ・プレミアム付商品券発行事業は国の施策に応じた単年度事業であるが、効果を十分検証する必要がある。
商工観光部 商業振興課	中心市街地活性化推進事業	・岐阜県の東の玄関口として、リニア開業の2027年以降も現在の中心市街地を中津川市の顔としていくため、個店強化や集客イベント等への支援を行います。 ・あわせて、利便性の向上や歴史資産との結びつけなど、市街地のグランドデザインを描き、それに沿った整備を検討します。	【目標】 ・中心市街地を面的にとらえ、リニアを見据えた中心市街地まちづくり計画の策定と事業を推進します。 ・中心市街地歩行者数の増加 H26年度実績:4,308人/日 H30年度:4,777人/日 【効果】 ・計画に沿って事業を推進することで、流入人口を増加させ、まちのにぎわいを維持します。 ・商店街の歩行者数を増加させることで、まちのにぎわいを維持します。	・市の顔である中心市街地のにぎわいを取り戻し市全体の活性化につなげるため、集客イベントや個店強化に対する取り組みを支援します。 ・新町地内の未利用市有地の活用検討に必要な基本調査と構想を策定します。	＜集客イベントの支援事業＞ ・中津川体験バスツアー3コース(市外参加者137人) ・六斎市(11回)春・秋の中山道まつり(各1回)音楽のまちづくり事業(9回)商店街活性化イベント ＜個店強化の推進事業＞ ・個店強化のための講演会開催(1回) ・花飾り、レンタルアーティスト自転車(通年)などの「おもてなし」事業 ・おかみさん連携・女性力発揮事業(6回) ＜未利用市有地の活用検討業務＞ ・中津川市複合交流施設基本調査・構想作成事業委託 【効果】 ・イベントの継続実施により、まちなかの集客を維持しています。 中心市街地入込数 H26:293,950人 H27:312,550人 中心市街地歩行者数 H26:4,354人 H27:4,777人 ・中津川市複合交流施設基本構想が作成され、H28年度以降の事業推進の基礎ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・イベントによる流入人口確保は効果をあげている。 ・新町の未利用地に中心市街地の集客の核となる施設を整備し、さらなる活性化策につなげる必要がある。 ・個店の元気が商店街の元気につながるため、イベントでの来街者を個店へ引き込む対策に力を注ぐ必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・行政主導では真の活性化は実現しない。当地域の住民・個店事業者だけでなく市民全体に活性化の気運が高まっていく必要がある。 ・自部門評価では、「核となる施設整備が行われていないため、さらなる活性化につなげられていない」としているが、「施設を整備すれば人が集まるのではなく、「魅力のあるまちが人を集める」のである。中心市街地として何が魅力なのかを第一義に置いて取り組みを組み立てる必要がある。
商工観光部 商業振興課	にぎわいプラザ運営事業	・駅に近く駐車場も完備しているため、会議や講習会、展示会、サークル活動など多くの方に利用いただいています。 ・利便性の高い中心市街地の公共施設として、活性化に寄与します。	【目標】 ・にぎわいプラザ施設利用率を35%まで引き上げます。 【効果】 ・利用者による中心市街地内の回遊を促します。 ・コミュニティ活動の促進の下支えになります。	・利便性、安全性の向上など利用向上施策を実施します。 ・コミュニティオフィスなど、中心市街地でのコミュニティ活動の拠点づくりを支援します。 ・入居団体との協力による中心市街地活性化策の推進します。	・入居団体による事業への協力。 ・施設修繕による、利用環境の改善。 ＜にぎわいプラザ関連工事＞ ・にぎわいプラザ南面外壁補修工事 ・にぎわいプラザD階段等補修工事 ・にぎわいプラザ自動閉鎖装置取付工事 ・利用者数 年間利用者数 272,888人 年間プラザ利用料金 3,136,910円 【効果】 ・快適で安全なにぎわいプラザを目指し、利用者の利便性向上に向けた整備の拡充を行ったことで、にぎわいプラザ利用者数は対前年比11%の増となりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・施設の利便性を向上させることにより、利用者は増加している。利用者ニーズを把握し、より使いやすい施設とした。 ・ただし、建設から約40年を経過し、維持管理や修繕に必要な経費も増加していることから、施設の統廃合を視野に入れて今後の施設の利用について検討する必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・駅前という立地もあり、広く市民に活用されている。 ・今後も継続することが求められるが、現在の施設に拘る必要はない。利用状況・潜在的なニーズを検証し、求められる“機能”を継続して提供していく方法を総合的に検討する必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
商工観光部 商業振興課	特産品振興事業	・市を訪れた方の消費喚起を促すような『中津川市の特産品』を発掘し、市内外へPRすることにより商業の活性化につなげていきます。 ・リニア開業による都市、国家間交流の活性化を見据え、当市の特産品が持つ特徴、優れた点などの魅力を情報発信します。	【目標】 ・商品表示等の講習会開催 1回/年 ・マッチング事業の実施 1回/年 ・大規模小売店舗で行うテストマーケティングの実施 2回/年 【効果】 ・潜在している特産品の掘り起しと、商品力の強化により、販路拡大の道すじをつけることができます。	・中津川市への集客・商業の活性化を図るため、特産品生産者及び販売者の育成・特産品の販路拡大等の支援を行います。	・キッチンカーによる食の特産品の振興 利用回数 年間 15回(22日) ・大手スーパーでのテストマーケティング イオン新瑞橋店「中津川フェア」(6/26～6/28 3日間) 参加店舗 21社 取扱商品 160品目 売上額 約4,000千円 ピアゴ多治見店「中津川フェスタ」(10/6～10/9 4日間) 参加店舗 13社 取扱商品 84品目 売上額 約1,700千円 ・ふるさと祭り東京への出展 (1/8日～1/18日 10日間 入場者数 約43万人) リニアのホームタウン中津川・特産品のPR 【効果】 ・催事における売上げが堅調に推移しており、都市部の消費者や大手スーパーにおいて中津川のブランドが浸透してきました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・大型小売店で行っているフェアやテストマーケティングにおいては、PR、売上げともに成果を出している。 ・大型小売店での定番商品化につなげるなど、産品振興の展開を図りたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・「中津川ブランド」の売り込みは一朝一夕ではいくものではないが、大型小売店でのフェアなどにより地道な浸透を図っていることは評価できる。 ・特産品を広く掘り起こし需要を喚起する取り組みは理解できるが、「中津川ブランド」を構築するうえで、同時に何十種類もの特産品を選定するのはピンがぼけてしまうため、少数精鋭で選定し段階を追って追加していく方法を検討すべきである。
商工観光部 商業振興課	駐車場事業	・中心市街地を訪れる買い物客や観光客等の利便性を向上させるため、駅前市営駐車場及び駅前広場市営駐車場を適切に管理、運営し、利用を促進します。	【目標】 ・利用台数の増加 H25年度実績223,096台 H29年度250,000台 【効果】 ・道路交通を円滑化します。 ・中心市街地来街者及び公共交通機関利用者の利便性が向上します。	・駅前市営駐車場及び駅前広場市営駐車場を指定管理により、効率的かつ適切に管理、運営します。	<駐車場運営の指定管理委託> ・中津川駅前市営駐車場(一般用81台・身障者用3台・月極40台)入庫から2時間無料、その後30分100円 ・中津川駅前広場市営駐車場(一般用17台・身障者用1台)入庫から30分無料、その後30分100円 ・市営駐車場防犯カメラ新設工事2か所2台 ・市営駐車場排水溝修繕工事 ・年間駐車場利用料金 22,624,740円 ・駅前市営駐車場 年間利用台数 136,954台 ・駅前広場市営駐車場 年間利用台数 107,144台 ・合計利用台数 244,098台 【効果】 ・市営駐車場の利用台数は、H26年度より5,464台増えており市街地の商店等利用客を中心に多くの市民に利用されました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市街地へ訪れる方への駐車場として、多くの利用をいただいている。施設機能維持のための修繕を行い施設機能を維持しているが、古い施設のため現在の利用者ニーズに合わせる事が難しくなっている。 ・施設の民間譲与も視野に入れ、早急な計画策定が必要となっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒C効率でない 総合評価⇒C縮小/見直	・利用状況から当駐車場は民間経営が十分可能な施設であると思われる。 ・自部門評価であるように民間譲渡も含めて検討を進めるべきである。
農林部 農業振興課	農地・担い手対策事業	・農家の高齢化や後継者・担い手不足、農地の荒廃が問題になる中、地域の中心となる経営体(個人・法人・集落営農)の確保や、経営体への農地集積に必要な取り組みを支援します。	【目標】 ・各年度、集落営農の重点指導地区を設定し、地域単位で集落営農組織の強化・法人化支援を進めます。 ・集落営農組織数(法人) H25年度末8経営体 H30年度10経営体 ・農業に関心をもってもらうことや就農促進のため、就農支援セミナーを定期開催します。12回/年 【効果】 ・新規就農者、認定農業者の増加につながります。 ・集落営農組織の強化を図り、効率的な営農体制の構築、農地の集約化につながります。	・集落営農組織、法人、個人農家の経営安定化を図るため、地域農業の担い手を支援するとともに、農地集積等を推進することにより生産性の高い農業経営体となるよう支援します。	・国の青年就農給付金事業を活用し、新規就農(経営開始)後5年間、給付金を交付 給付対象者5人 ・農業用機械購入(3経営体)、畦畔管理省力化(3経営体)への補助支援を実施 ・集落営農組織(法人)の設立等への支援を実施(付知地区) ・機構集積協力金の交付(川上地区34.7ha、福岡地区49.4ha、阿木地区8.3ha、その他地区1.5ha) 【効果】 ・新規就農者の支援については、関係機関(県、JAひがしみの)と連携し、就農準備から就農定着のサポートを実施した結果、3名の新規就農者の確保につながりました。 ・農地の集積化については、対象地区への説明会を継続的に行った結果、3地区を中心に93.9haの集積につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・地域農業の担い手を支援することで、より生産性の高い農業経営体の育成につながる。 ・H25年度から地区を選定し、集落営農組織の設立、強化、法人化への支援を行っているが、H26、H27に付知地区で任意組織の統合等に取り組んだが、統合には至らなかった。しかし、各組織の意識の高揚につながった。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・新規就農者への支援については、5年後、10年後がどうなっているか検証が必要である。 ・本事業の目的は弱者救済ではなく自立化への支援であることから、やる気のある農業者によりインセンティブが働く仕組みが必要であるが、国県による制度設計のため市の裁量は限定的である。 ・外部評価では、耕作放棄地の解消の目標が未達成という理由から、「進捗の遅れへの対応または事業内容の見直しが必要な事業」との評価となっている。 ・農地集積や耕作放棄地の解消については、受け皿となる組織の有無により大きく左右されることから、外部評価委員会の指摘内容等を参考にさらなる対策強化が必要である。
農林部 農業振興課	鳥獣害対策推進事業	・鳥獣被害の発生しない、安全・安心に耕作が行える環境整備を行います。	【目標】 ・農業被害を低減するため、農地に入れない対策としての侵入防止柵の設置への支援を行います。 ・永続的な有害鳥獣捕獲活動の実施のため、鳥獣被害対策実施隊員への支援を行います。 【効果】 ・侵入防止柵の支援より、農作物被害が低減し、生産性が向上します。 ・有害鳥獣の個体数を減らすことで、農業への被害を低減します。	・市の単独補助金により、侵入防止柵を設置した場合に費用を補助します。 ・県の補助金により、集落が設置する被害防止施設の資材支給を行います。 ・鳥獣被害対策実施隊員への捕獲などに対し報酬を支払います。	・鳥獣被害防止施設設置事業(市単補助) 侵入防止柵を設置した場合の事業費の1/3以内で上限2万円 市内対象者 86戸 20,637m ・岐阜県獣害急増集落緊急対策事業(県補助金3/4・市負担1/4) 侵入防止柵の資材支給 16集落(34か所)14,110m ・鳥獣被害対策実施隊への報酬額:10,000円/人 141名 【効果】 ・国の補助金と合わせて活用することにより、各地域からの侵入防止柵設置要望の7割をカバーすることができ、農作物の被害低減につながりました。 ・各地域での有害鳥獣の捕獲協力により、農作物の被害が低減につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・柵の設置は、集落単位で大規模に囲う国県の補助事業を活用しているが、この事業の対象とならない個人単位(小規模な農地等)についても、被害軽減対策は必要である。 ・農作物被害については、侵入防止柵だけでは、被害の軽減につながりにくく、猟友会(捕獲実施隊員)の捕獲とわな等の設置協力は必要不可欠である。 ・農作物の被害面積は、H26年度が35.48ha、H27年度が32.99haであり、被害拡大の防止につながっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・鳥獣害は農作物そのものの被害に加え農業者への精神面へのダメージも大きく、要望が強い事業であり、今後も強化していく必要がある。 ・被害面積がH26年度と比べ減少しており、一定の効果が認められる。 ・侵入防止柵の効果が最大限に発揮されるよう補助事業だけではなく、市費も投じて隙のない設置を図る必要がある。 ・防止柵を単に設置するだけでは根本的な解決にならないことから、農業部門と林業部門の連携をさらに強化し、捕獲策の強化を合わせて行う必要がある。
農林部 農林整備課	多面的機能支払推進事業	・過疎化、高齢化、混住化等が進行し共同活動が困難になっている地域に、農用地、水路、農道等の地域資源が適切に維持されるように地域の共同活動を支援することで、農地の保全を図ります。	【目標】 ・荒廃農地70ha以下(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査) 【効果】 ・国県の交付金制度を活用し地域の共同活動を支援することで、農地の多面的機能が維持されるとともに、中津川市の荒廃農地増加の抑制が図られます。	・活動組織が活動する範囲の農振農用地の面積に応じて交付される、多面的機能支払交付金を交付することで、組織の活動に係る費用(日当、機械経費、物財等、修繕)を支援します。	・取組団体 44組織(H27年度末) ・取組面積 1,326ha(田1252ha 畑74ha) ・農地維持支払交付金 田:3,000円/10a、畑:2,000円/10a 28組織、田:754ha、畑:73ha ・資源向上支払交付金(共同活動)田:1,800円/10a、畑:1,080円/10a 28組織、田:754ha、畑:73ha ・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)田:4,400円/10a、畑:2,000円/10a 36組織、田:1,071ha、畑:61ha 【効果】 ・多面的機能支払交付金を交付したことにより、荒廃農地はH27年度 66ha(H26年度67ha)(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査)となり、荒廃農地の増加を抑制することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・交付金は、組織による活動に幅広く活用され、農地維持や共同活動の活性化が図られた。活動組織はH26年度に比べ2組織が増加した。 ・国県の制度を活用し4分の1の市負担で農業地域組織に直接交付できるよい仕組みである一方、事務手続きが煩雑なため、事務体制を改善し拡充していくことが課題である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域が幅広く使用できる国県の制度に基づく交付金であるが、有効活用されるよう指導は必要である。 ・きめ細かい指導ができるよう事務の改善を図る。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
農林部 農業振興課	農産物ブランド化推進事業	・農産物のブランド化による生産意欲の向上と、更なるイメージアップを図るため、安心して農業が行えるよう農業者団体に対して支援を行っています。	【目標】 ・夏秋トマト、夏秋なす、栗の生産拡大(作付面積：H25年度実績16.5ha H30年度 17.5ha) ・「間ノ根観光栗園」の整備を行い、中津川産栗のブランド化の確立につなげます。 【効果】 ・ミネラル野菜、粟産地としての中津川市の更なるイメージアップにつながります。 ・販売額の拡大はもとより、生産者の意欲向上・所得向上につながります。	・ミネラル野菜(夏秋トマト・夏秋なす)の生産拡大やブランド化への取り組みに対して支援を行います。 ・粟産地のPRを行うため、「間ノ根観光栗園」の整備を進めます。	・ミネラル野菜のブランド化確立のために必要な肥料の施肥や土壌改良を行うための精密土壌診断に対し支援を実施(市内4生産組合) ・H28年度秋の開園に向けた「間ノ根観光栗園」の栗の育成管理を実施。 (敷地面積：6.7ha、20品種、1,451本) 【効果】 ・ミネラル野菜(夏秋トマト・夏秋なす)のブランド化の確立により、中津川市の更なるイメージアップにつながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・産地作物のPRやブランド化の確立に向けた事業実施により、産地としてのイメージアップにつながり効果的であった。 ・夏秋トマト・なすの4生産組合の販売額であるが、H26年度は434,029千円、H27年度は456,067千円であった。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・ミネラル野菜のブランド化は、意欲のある生産者の存在によって進展している。販売額も伸びており、引き続き意欲ある生産者の応援を継続する。
農林部 農業振興課	地産地消推進事業	・「地産地消」を推進することで地元産農産物の消費拡大につなげていきます。 ・今後、生産農家が自主的に販売につなげていけるよう販路の拡大、PR等に関して支援を行います。	【目標】 ・六斎市、ファーマーズマーケットを定期開催し、地元産農産物のPRを行い、地産地消の推進につなげます。 【効果】 ・地元産農産物の直売による地産地消、地域農産物の消費拡大につながります。 ・生産農家が自主的に販売につなげていけるような仕組みづくりを進めます。	・地産地消を推進するため、地元産の農産物が継続的に供給できるよう、耕作面積の拡大や新たな栽培方法や技術の導入を推進するとともに、地元産農産物の利用拡大に向けたPRを行っています。	・六斎市、ファーマーズマーケットでの中心市街地における農産物販売の実施(4月～12月の年9回開催) ・生産者団体の農産物販路拡大に向けた取り組みに対して支援を実施(10団体) ・学校給食での地産地消の推進に対して支援を実施(対象 市内小中学校 31校) ・卸売市場整備計画に係る調査業務を実施(調査期間 11月～3月) 【効果】 ・六斎市、ファーマーズマーケットの定期開催による地元産農産物のPR、地域農産物の消費拡大につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・六斎市やファーマーズマーケットでの地元産農産物の直売や、生産者団体等への農産物販路拡大に対する支援は、生産者の意欲向上、地域農産物の消費拡大につながる効果的な取り組みであり、引き続き、4月～12月の定期開催等を支援していく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地元農業、地域への関心が深まるという効果も期待される。 ・都市部など他地域での消費に対する地元消費のメリットは何か。“地産地消”を自明に良いものとするのではなく、“地産地消”の狙い・効果をPRする必要がある。
農林部 農林整備課	土地改良整備事業	・農業振興のために、公共性、緊急性の高い土地改良施設の整備、維持管理をします。	【目標】 ・荒廃農地70ha以下(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査) 【効果】 ・土地改良施設の維持補修、工事を行うことで、中津川市の荒廃農地増加の抑制が図られます。	・農業振興のため、公共性、緊急性の高い土地改良施設(農道・農業用水路・農業排水路・ため池など)の整備、維持管理を図ります。	<単独事業> ・農業農村整備事業 矢管地区(阿木) 用水路改良工事 L=257m 下沢地区(蛭川) 排水路改良工事 L=162m 荒神尾地区(福岡)ため池改良工事 1式 ・ため池防災支援事業 ため池調査点検(中津川市内)109か所 <市単独事業> ・用排水路改良工事、農道舗装、ため池改修工事等 32か所 <補修・原材料支給・重機使用料> ・土地改良維持補修、用排水路・農道補修等 86か所 【効果】 ・土地改良整備等の結果により、荒廃農地はH27 66ha(H26 67ha)(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査)となりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・土地改良施設の老朽化が進む中、土地改良施設(農道・農業用水路・農業排水路・ため池など)の整備、維持管理をすすめることにより、荒廃農地の増加抑制が図られている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・土地改良施設についても他のインフラ施設同様、今後の全面的な更新は困難であると思われる。 ・長期的な視点をもって、更新・長寿命化・廃止等の検討が必要である。
農林部 農林整備課	土地改良事業(県営)	・農業振興のために必要な大規模土地改良整備を県営事業で行います。	【目標】 ・荒廃農地70ha以下(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査) 【効果】 ・大規模な土地改良整備事業を行うことで、中津川市の荒廃農地増加の抑制が図られます。	・農業振興のために必要な県営土地改良整備事業に対する市の負担分を支出します。	<中山間地域総合整備事業> ・加子母地区(加子母) 用水路改良、農道舗装等 ・中津川東部地区(落合・神坂) 用水路改良、測量設計等 ・阿木地区(阿木) 用水路改良、測量設計等 ・阿木北部地区(飯沼・川上) 用水路測量設計等 <経営体育成基盤整備事業> ・八布施地区(福岡) ほ場整備等測量設計 <県営かんがい排水事業(保全管理化型)> ・西山地区 管路補修工事 <県営ため池等整備事業> ・根の上湖、原、中津川1期(新溜設計)、中津川2期(上之平2号、広恵寺設計)、二軒屋ため池改修工事、実施設計 <県営農道施設強化対策事業> ・落合地区(夜明け大橋) 橋梁耐震実施設計 【効果】 ・県営土地改良整備等の結果により、荒廃農地はH27 66ha(H26 67ha)(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査)となりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・大規模土地改良施設の老朽化が進む中、県との適切な調整により県営整備を促進することで、荒廃農地の増加抑制が図られている。 ・国県の予算状況により事業の進捗状況が左右されるため、県との調整を行っていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・県予算により(市は一部を負担)実施される事業であることから、市にとっては有効な事業である。 ・県が主体で実施する事業であるため、市の裁量に限定的で評価が難しい面があるが、より効果的な整備が促進されるよう、現状把握とさらなる県との連携強化に努める必要がある。
農業委員会	農業委員会事業	・農地の権利移動や転用申請に対し、適正な審査と委員会(総会)運営を行うとともに、荒廃農地解消に向けた取り組みを通して、優良農地の確保と農地の有効利用を図ります。 ・農地に対する相談対応や情報提供を行い、農業の発展と農業者の地位向上を図ります。	【目標】 ・農地法等関係法令に基づく農地の適正な権利調整による農地管理を行います。 ・農業の発展と農業者の地位向上を目指します。 【効果】 ・農地が適正に管理され、農地の有効利用が図られるとともに、農業の発展につながります。	・農地の権利移動や転用申請に対し、適正な審査と委員会(総会)運営を行います。 ・荒廃農地の現状を把握し、所有者に対して意向確認を行い、荒廃農地の解消と農地の有効利用を図ります。	・委員会(総会)の開催 毎月 ・市の農業施策に関する市長建議、議長要望を実施 ・権利移動及び転用申請(農地法第3・4・5条)の審査 738件 1,864,055.22㎡ ・荒廃農地の発生及び解消状況に関する調査 618件 686,531㎡ ・農地利用状況調査及び調査結果に基づく所有者に対しての意向確認調査 401筆 396,111㎡ ・農地に対する相談業務 随時受付 【効果】 ・農地権利移動等の適正な審査及び委員会審議により、農地の適正管理を図りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づいて設置されており、農地法等の法令業務として必要な事業である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法令等に基づく業務を粛々と執行するものであるが、その他事業と同様、効率的な執行については常に留意する必要がある。
農林部 林業振興課	有害鳥獣駆除事業	・有害鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害が深刻になっており、有害鳥獣の生息数を適正な水準に管理し、被害を低減するため、有害鳥獣の捕獲を実施します。 ・永続的な有害鳥獣捕獲活動実施のため、有害鳥獣捕獲隊員を育成します。	【目標】 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて鳥獣の個体数管理を行います。 ・永続的な有害鳥獣捕獲活動の実施のため、有害鳥獣捕獲隊員の支援と育成を行います。 【効果】 ・有害鳥獣の個体数を減らすことで、農林水産業への被害を低減します。	・捕獲された鳥獣の種類及び数に応じて、捕獲謝礼金を支払います。 ・有害鳥獣捕獲隊員に対して、活動費、ハンター保険代、事故防止研修会の費用を補助します。 ・有害鳥獣捕獲隊員を育成し、後継者の確保を行います。	・有害鳥獣捕獲報償費 インシ727頭、ニホンザル32頭 他(H27年1月1日～12月31日分) ・有害鳥獣捕獲隊員補助金 活動費、ハンター保険代、事故防止研修会費用の補助 ・有害鳥獣捕獲隊員育成事業 2人 【効果】 ・増え過ぎた有害鳥獣の生息数を減少させ、被害低減につながりました。 ・有害鳥獣捕獲隊員の活動を支援することで、捕獲数の増加につながりました。 ・新たに2人の捕獲隊員の確保が出来、隊員の増加に寄りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・有害鳥獣の捕獲を実施することで生活環境、農林水産業及び生態系への被害低減につながっている。 ・また、後継者育成により永続的な有害鳥獣捕獲活動につながっている。 (捕獲隊員の確保＝H26年度：4人⇒H27年度：2人)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・鳥獣害は農作物そのものの被害に加え農業者への精神面へのダメージも大きく、要望が強い事業であり、今後も強化していく必要がある。 ・有害鳥獣による被害低減のためには鳥獣の個体数調整が最も有効な対応策であり、取り組みを継続するために捕獲隊員の確保が重要である。 ・農業部門(鳥獣害防止対策)と林業部門(有害鳥獣駆除)の連携をさらに強化する必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
農林部 林業振興課	地域木材需要拡大事業	・木材価格の低迷が続いており、地域産材の需要拡大を図るため、産直住宅や公共施設などにおける地域産材の利用を推進します。	【目標】 ・産直住宅建築棟数 51棟/年 【効果】 ・産直住宅の推進等による地域産材の利活用は、森林整備につながるだけでなく、製材業、建築業、木工業など木材に関連した産業の活性化につながります。 ・環境にやさしい資源を利用することは低炭素社会への貢献にもつながります。	・東濃松に代表される地域産材の利用拡大を図るため、県産材で建てられる産直住宅の建設や普及活動の支援などを行います。	・市内産直住宅組合による産直住宅建設への支援 41棟 ・市内産直住宅組合への活動支援 4団体 ・地域材を利用した木製ベンチ老朽化による修繕 45基 ・産直住宅展示場及びびどりの健康住宅の維持管理 ・中津川市・高山市 林業・木材産業連携協議会への負担金 【効果】 ・産直住宅の推進等により地域産材の利活用を推進することで、地域の森林の整備とともに、製材業、建築業、木工業など木材に関連した産業の活性化に寄与しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域産材を活用した産直住宅の建築により、森林整備の促進と地域産業の活性化、低炭素社会への貢献につながっている。 (産直住宅建築棟数＝H26年度：45棟⇒H27年度：41棟)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・産直住宅の推進等による効果の裾野は広く有効性は認められる。ただ、産直住宅の補助は対象者が限られるため、別の手法による地域産材の利活用の推進も強化する必要がある。
農林部 林業振興課	林業振興事業	・H27年秋に岐阜県で開催される第39回全国育樹祭を盛り上げるため、森林環境基金を活用し、耐震改修工事を終える明治座にて、育樹祭のサテライト事業を開催します。 ・間伐や作業道の開設など効率的に森林整備を行うため、森林経営計画の作成を支援します。 ・旧慣に基づいて市民に貸し付けている市有林は、地上権者の高齢化や世代交代により森林境界が不明確になっているため、境界を明確にし間伐等の森林整備を進めます。	【目標】 ・市貸付山林境界明確化面積 50ha/年 ・森林経営計画作成面積 200ha/年 【効果】 ・市貸付山林の境界を明確化することで、今後の森林整備の推進につながります。 ・森林経営計画作成により、間伐面積が増加します。	・H27年度に全国育樹祭サテライト事業を開催します。 ・森林組合が行う森林経営計画の作成を支援します。 ・市貸付山林の森林境界を確定し測量を実施します。	＜全国育樹祭サテライト事業＞ ・明治座における全国育樹祭サテライト事業の開催 ・森林文化伝承フォーラムの開催 ・加子母歌舞伎保存会による歌舞伎公演 ＜森林整備促進支援＞ ・森林組合が行う森林経営計画の作成への支援 ・市貸付山林の森林境界明確化 52ha 【効果】 ・歴史的建造物としての価値を損なわないよう木造での耐震改修を実施した明治座のこけら落としを兼ねてサテライト事業を開催し、木材の良さを木造建築の耐震性など、市の地場産業である林業、木材産業を広くPRすることができました。 ・森林経営計画の作成支援や市貸付山林の森林境界明確化の実施により、今後の森林整備の推進につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・境界が不明確なことで森林整備が進まない市の貸付地の境界を明確にすることにより今後の森林整備の推進につながっている。 ・また、所有者が自ら森林に入り境界を確認することにより森林に目を向ける機会をつくり、地元住民による森林整備への発展にもつなげている。 (市貸付山林境界明確化数＝H26年度：75.19ha⇒H27年度：52ha)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市貸付山林の森林境界明確化は、時を置けばますます困難になるため、毎年確実な進捗が必要である。 ・H27年度のスポット的な事業となったが、林業、木材産業を広くPRする場として、県との連携により全国育樹祭サテライト事業の開催ができた。
農林部 林業振興課	市有林整備事業	・市有林における適切な森林整備と、木材資源の有効活用を図るため、利用間伐を実施します。 ・森林整備と木材搬出を効率的に実施するため、路網の整備を行います。 ・木材搬出の困難な森林についても、森林の健全性を保つため、切捨て間伐を実施します。	【目標】 ・市有林における 間伐面積 120ha/年、路網整備 2,000m/年 【効果】 ・市有林を適切に管理・整備することにより、森林の健全性を確保できます。 ・路網の整備により、低コストで効率的な森林整備と木材搬出が可能になります。 ・利用間伐で木材を搬出することにより、木材資源の有効活用につながります。	・木材資源の有効活用を図るため、市有林における適切な森林整備を進めます。	＜森林環境保全直接支援事業＞ ・利用間伐 103.26ha ＜県森林・環境税事業＞ ・切捨て間伐 43.13ha ＜路網整備＞ ・林業専用道 863m、森林作業道 4,285m ＜地域の市有林整備＞ ・川上夕森間伐 0.25ha ・付知下刈 5人工 ・蛭川きのこ山整備 草刈 660m、風倒木伐採処理 1人工 【効果】 ・民有林の見本となるよう間伐を推進することができました。また、東濃松の産地として、木材資源を産出し流通させることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・木材資源の有効活用と森林の持つ公益的機能の高度発揮のため市有林の森林整備は必要である。 (森林環境保全直接支援事業による利用間伐数＝H26年度：84.52ha⇒H27年度：103.26ha)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・森林環境保全直接支援事業による利用間伐数はH26年度と比べ22%増となっている。 ・森林保全と林業振興の2つの側面があり、森林所有者として継続的に取り組む事業である。
農林部 農林整備課	林道整備事業	・林業従事者減少や高齢化のなか、次の担い手が意欲ある林業を継続できる環境を整えるため、林道の改良整備・舗装整備・維持管理をします。	【目標】 ・民有林間伐面積 200ha/年 【効果】 ・林道の整備・維持補修を図ることで森林整備の推進が図られます。	・林業経営の効率化及び森林整備の推進を図るために、林道の整備・維持管理をします。	＜公共林道事業＞ ・林道 木曾越林道線(加子母) 開設工事 L=57m(H26年度繰越) ＜県単林道事業＞ ・林道 不動～丸山線(阿木) 舗装工事 L=437m ・林道 大谷霧ヶ原線(神坂) 法面改良工事 L=45m ＜市単林道事業＞ ・林道維持工事 林道深山線舗装工事 全4か所 【効果】 ・林道整備等の結果により、民有林間伐面積が 236ha(H27年)となりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・林業従事者減少や高齢化のなか、次の担い手が意欲ある林業を継続できる環境を整えるため、林道の改良整備・舗装整備・維持管理をすることで、利用間伐の区域が増えた。 (H26年度189ha⇒H27年度236haを実施)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H26年度と比べ利用間伐の区域が増加した。このことから林道整備は森林整備を促進するために有効な事業である。 ・舗装については、後年度の更新費用も発生することから、利用状況に応じて最低限に留めるべきである。 ・このところ、局所的なゲリラ豪雨による災害が多発しているが、林道の路面洗掘や法面崩壊の復旧費用も嵩んでいるため、そうした点も考慮した改良整備等が必要である。
農林部 林業振興課	森林整備促進事業	・中津川市の面積の8割が森林であり、水源涵養や山地災害防止など森林の持つ多くの役割の維持増進を図るため、間伐等の森林整備を推進します。 ・豊富な森林資源の中でヒノキ・スギ等の人工林が6割を占めており、森林整備を促進し、地域の木材資源の有効活用を進めます。	【目標】 ・私有林における森林整備 間伐面積 350ha/年、搬出材積14,000m3/年 【効果】 ・森林整備の促進と間伐材の利用拡大へつなげます。 ・間伐等を促進し森林の多様な役割の維持増進を図ることは、水源の確保や災害の防止へつなげます。	・木材の活用と林業の活性化を図るため、間伐材の搬出に対する支援を行います。 ・良質な木材生産と森林の持つ多くの役割の維持増進のため、切捨て間伐に対する補助を行います。 ・森林経営計画が策定できない森林の整備と木材搬出のため、作業路整備の支援を行います。	・間伐材の搬出補助(1,500円/㎡) 12,924m3 ・高齢級間伐補助(5.98ha)、切捨て間伐補助(0.14ha) ・木の駅プロジェクト事業搬出補助 133t 【効果】 ・利用間伐木搬出に対する補助の実施により、地域の木材資源の積極的な循環利用と林業の活性化につながりました。 ・間伐等を促進することは地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能の維持増進へとつなげます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・森林の健全性の維持と地域の木材資源の積極的な循環利用及び利用拡大を図り、林業の活性化に貢献している。 (間伐材搬出補助数＝H26、8,057ha⇒H27、12,925ha)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・間伐材搬出の補助数がH26年度と比べ60%増と大幅に伸びており、地域の木材資源の積極的な循環利用と林業の活性化に貢献した。 ・市域のほとんどが森林である本市にとって、森林の健全な維持は根幹的な責務であり、引き続き計画的に実施していくべき事業である。
農林部 農業振興課	畜産振興対策事業	・県内産の優良な繁殖雌牛の確保、担い手の育成を図ることにより、飛騨牛の生産基盤の確立につなげます。	【目標】 ・優良繁殖雌牛の確保 年間10頭 ・効率的乳用後継牛の確保 年間10頭 【効果】 ・優良な雌牛を確保することにより、飛騨牛の生産基盤の確立につながります。	・生産基盤を確立して飛騨牛等の畜産振興を図ります。 ・畜産振興会主催の共進会に対して支援します。 ・優良繁殖雌牛・効率的乳用後継牛の確保対策を図ります。 ・全国ホルスタイン共進会(北海道)への出品協力を行います。	・畜産振興会による共進会の開催(年2回) ・飛騨牛優良雌牛保留対策：8頭×234千円 ・効率的乳用後継牛確保対策支援：5頭×30千円 ・全国ホルスタイン共進会(北海道)への出品協力 1頭(ホルスタイン種) 【効果】 ・年2回の共進会は、東美濃管内の優良な黒毛和牛の選定と、各農家の生産技術の向上、優良生産者への表彰を行うことにより、各農家の士気を高めることにつながりました。 ・飛騨牛優良雌牛保留対策は、優良な岐阜県産飛騨雌牛を残すことにより、更なる飛騨牛が持つブランド力の向上につながりました。 ・効率的乳用後継牛確保対策支援は、酪農家が、雌雄選別精液を交配もしくは雌雄別別受精を移植した乳用妊娠牛の導入、自家保留することにより、生産性効率向上につながりました。 ・全日本ホルスタイン共進会への参加については、1農家(1頭)が出場し、岐阜県産、中津川市産のホルスタイン種のアピールと、農家の生産性、飼育技術の向上につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・共進会の開催及び参加は、飼養管理技術の向上、経営の発展、生産拡大へとつながっている。 ・繁殖保留は、飛騨牛ブランドの維持と生産拡大に貢献しており、H26年度が10頭、H27年度が8頭と県の割当頭数を確保している。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・飛騨牛は地域の貴重なブランドであり、支援していく価値がある。 ・畜産に対する助成は少なく、何らかの支援の継続は必要であるが、助成内容については効果の検証が必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
商工観光部 工業振興課	地場産業振興事業	・本物志向にマッチしたブランドの一つとして定着している本市の石材製品や木工製品の認知度を高め、また、地場産業の振興を図るため、市内中小企業に対する技術・商品開発や販路拡大を支援します。	【目標】 ・2020東京オリンピックに向けた建設資材としての石材・木材の販路を拡大します。 ・地場産業販路拡大事業を創出し、木工業、石材業を中心に製品展示会等イベント参加を後押し、地場産業の販路拡大を図ります。 ・企業展参加事業所 10社/年 【効果】 ・市内中小企業の課題解決に向け取り組み、地域の活力向上を図ります。	・石材業や木工業などの地場産業の振興を図るため、首都圏を中心としたイベント等に参加し、販路拡大に向けた積極的なPRを行うとともに、市内企業の相談体制を充実します。	<中小企業支援センターへの助成> ・市内商工業者に対する相談等の支援 相談件数 196件 (H26年度:124件) <販路拡大の支援> ・企業展示会への出展費用の一部を補助 利用事業所数 8社 (H26年度:7社) 【効果】 ・市内企業が抱える課題解決に向けた取り組みにより、販路の拡大や経営革新などが進み、企業の活力向上を図りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中小企業支援センターでの相談件数がH26年度と比べ72件増加しており、相談指導により国等の補助金獲得に至るなど、変化する企業ニーズに対応している。 ・販路拡大に向けた取り組みは利用者が計画を若干下回ったものの、交渉継続や契約に結びついている。 ・引き続き効果を高めていくための検証を進めていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中小企業支援センターの相談件数が対H26年度比で158%と大幅に増加していることは、ニーズに対応しており評価できる。 ・販路拡大の支援については、利用事業者数が少なく、事業者の需要に届いていないものなのか、行政の支援が必要なものか若干ながら疑問が残る。 ・事業名である“地場産業振興”と“成果”のつながりが見えないので、制度を利用している事業者からの意見を参考に効果の向上を図るとともに、事業の検証を行いよりニーズに沿った事業としていくことが必要である。
基盤整備部 建設課	道路新設改良事業	・交通の利便性と安全性の確保及び生活基盤の向上と地域間の交流の活性化を図ります。	【目標】 ・道路が整備されることによる時間短縮効果(ラッシュ時の渋滞緩和) 【効果】 ・幹線道路と生活関連道路のネットワーク形成による交通渋滞が緩和されます。 ・災害時の避難路の確保、緊急車両の進入が可能になり搬送時間の短縮が見込まれます。	・市民生活に欠かすことのできない幹線及び生活関連道路を整備します。	<社会資本整備総合交付金事業> ・野尻～大上線改良工事L=140m 津戸～那木線改良工事L=47.0m 坂本133号線改良工事L=46.2m ・苗木205号線改良工事L=142.9m 苗木216号線改良工事L=193.0m <市単独事業> ・中津350号線改良工事L=60m 他待避所設置等 7件 ・中津154号線舗装工事L=183m 他地区舗装等 15件 ・松源地～谷線交差点改良測量設計業務委託 他11件 【効果】 ・野尻～大上線改良工事にて市道からの国道への渋滞が緩和しました。 ・改良工事により、交通の利便性と安全性の確保ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市民生活に欠かすことのできない幹線及び生活関連道路を整備することで、交通の利便性の確保および生活基盤の向上と地域間の交流の活性化が図れた。 ・今後も交付金を活用し、整備していく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・担当課で優先順位を付け事業を実施できている。 ・社会資本整備総合交付金の配分額によっては今後の事業実施規模が変動する可能性があるため、真に交通の利便性の確保及び地域間の交流の活性化が図られる路線を選定する必要がある。
基盤整備部 建設課	本町街なみ環境整備事業	・景観重点区域である本町中山道地区の街並みを「守り、つくり、育てる」ため、行政の役割である公共空間の整備を行い、官民一体となった景観の創出に努めます。	【目標】 ・本町街なみ景観整備工事整備率 H27年度:100%(事業完了) 【効果】 ・修景水路整備や電線類地中化等の公共空間の整備により歴史的空間を取り戻し、その歴史・文化遺産を活用して来訪者を増加させ賑わいを創出します。	・本町中山道地区の公共空間整備(道路美装、修景水路、電線類地中化、修景電柱建替、広場整備等)を実施します。	・本町街なみ環境整備工事 施工延長L=510m 車道舗装A=2,240㎡ 橋梁舗装A=40㎡ 【効果】 ・事業完成に伴い、修景水路整備や電線類地中化等の公共空間の確保ができ訪問者を増加させる準備ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・景観重点区域である本町中山道地区の街並みを「守り、つくり、育てる」ため、行政の役割である公共空間の整備を行い、官民一体となった景観の創出を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・事業完了 ・事業がH27年度で完了し目標を達成した。大学や地域の皆さんとの協働により本町の景観を整備したことで事業効果は大きいと判断した。 ・特に、自部門評価コメントにあるように、文字どおり官民一体となった取り組みができたと考えられ、景観に限らず様々な分野における市民との協働事業のモデルとなる事業である。
基盤整備部 管理課	用地監理事業	・市道・河川、法定公共物の適正管理と利用者の安全・安心を確保します。	【目標】 ・公共施設や設備を適正に管理します。 【効果】 ・利用者の安全と利便性の確保がされます。	・公共用地の境界確認と用地内民地の解消及び占使用・承認工事の許可・承認及び占使用料の徴収を行います。	・公共用地の境界確認と用地内民地の解消のための地権者との調整 ・占使用及び承認工事の許可承認 ・占使用料の徴収のためのシステム管理と1,666件の納付書発行及び12件の滞納整理 ・公共物損傷の確認と原因者による修繕の確認 ・各種通報システムの維持管理 ・街路灯の電気料等、施設の光熱水費の支払 【効果】 ・公共施設や設備を適正に管理し、利用者の安全と利便性の確保がされました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・市道・河川・法定外公共物の適正な管理を行ない、利用者の安全と利便性の確保が図られている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市道・河川・法定外公共物の適正な管理を進める必要がある。 ・利用者の利便性の更なる向上のため、効率的な事業の進め方を検討する必要がある。
基盤整備部 地籍調査室	国土調査事業	・地籍調査又はほ場整備確定測量未実施の土地は、公園及び土地登記簿が現状と一致していないものが大半であり、公共事業等計画的な土地利用に支障があります。 ・大規模災害等が発生した場合、土地の境界が不明となり復興に時間を要する恐れがあります。 ・土地の境界を明確にし、公園や土地登記簿を現状と一致させます。	【目標】 ・市全体進捗率 H27年度:43.14% H31年度:52% ・地区別進捗率 中津川地区 8.50%、山口地区99.63%、坂下地区86.81%、川上地区85.79%、 (H27年度) 加子母地区67.96%、付知地区95.32%、福岡地区30.19%、蛭川地区56.21% 【効果】 ・土地の境界が明確になることにより、土地にかかるトラブルの未然防止、災害復旧の円滑化、土地取引の円滑化、公共事業の円滑化、課税の適正化が図れます。	・地籍の明確化を図るため、現地調査(立会)、測量、閲覧の実施により、地籍図及び地籍簿を作成します。	・現地調査(立会)、測量、閲覧の実施、地籍図及び地籍簿の作成 中津川地区、坂下地区、加子母地区、付知地区、福岡地区、蛭川地区で実施 遅延地区の解消 3地区4調査区 H28年2月26日認証済 【効果】 ・地籍調査実施面積が増加しました。 ・遅延地区解消による土地の異動、取引のトラブルが解消できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・公園及び土地登記簿が現地と一致していないものが大半であり、公共事業等計画的な土地利用に支障があり、その解決策として地籍調査を進めることは必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・自部門評価であるように未だ公園と土地登記簿が現地と一致していない箇所が多く、他の事業の支障となる可能性がある。 ・国の補助を活用して計画的に実施する事業であり、長期的な取り組みを要する事業であるが、遅延地区の解消、効果の高い地域から優先して実施するなど見直しを図る余地がある。
リニア都市政策部 都市計画課	景観形成推進事業	・景観計画に基づき、旧中山道宿場町を中心とした景観計画重点区域(本町、落合、馬籠)では、建築物等に位置、高さ、色彩、素材等の規制をかけ、街道のまちなみ景観形成を実施しています。 ・修景は徐々に進んでいますが、まだまだ修景が必要な建築物は多く残っています。 ・強い規制の中において、修景を促進するために修景工事等に対する助成を行います。	【目標】 ・景観計画重点区域において、失われつつある旧宿場町のまちなみ景観を取り戻します。 景観計画重点区域内における修景件数 H26年度末:97件 H30年度末:140件 【効果】 ・景観計画重点区域内において、統一したまちなみ景観の形成を促進させます。	・景観計画重点区域における私的空間の整備(住民の役割)に対して助成を行います。	・景観計画重点区域(本町、落合、馬籠)における景観形成に対する助成 建築物、休憩施設等の設置・修景 14件 工作物(看板)の修景・修繕 1件 工作物(門、塀等)の修景・修繕 2件 建築設備(エアコン室外機、プロパンガス)、自動販売機等の修景 4件 花壇設置、花木・緑化木等の植栽 1件 統一したまちなみを演出するための修景活動 2件 合計 24件 【効果】 ・景観計画重点区域内において修景箇所が増加し、統一したまちなみ景観の形成が促進されています。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H26年度に比べ、修景件数及び補助金の総額が増加している。 ・10年計画のうち馬籠・落合地区は9年、本町地区は8年が経過し、成果は出ているが、詳細な検証と事業評価を行い、今後の展開を検討する時期に入っている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・修景件数及び補助金の総額が増加しており、関係地域住民に浸透していることがうかがわれ高く評価できる。 ・無秩序な改修を防ぐための規制があり、地域住民の認識を高めていくことが重要であることから、今後の展開としては助成を継続していく必要がある。 ・自部門評価にあるように詳細な検証が必要である。景観という性質上、短期間に効果が現れることはないものであるが、現状を評価して今後の取り組みを組む必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
基盤整備部 用地課	道路新設改良事業(用地対策)	・交通の利便性と安全性の確保及び生活基盤の向上と地域間の交流の活性化を図ります。 ・道路等基盤整備事業を円滑に施工するため、先行して用地等の取得を行います。	【目標】 ・幹線・生活関連道路整備工事(H27～H30年度)の円滑な施工のため、道路用地等を早期に取得します。 【効果】 ・幹線道路と生活関連道路のネットワーク形成により交通渋滞が緩和されます。 ・災害時の避難路確保と緊急車両の進入を可能にし、搬送時間の短縮が見込まれます。	・市民生活に欠かすことのできない幹線・生活関連道路整備工事が円滑に施工できるよう、用地等を早期に取得します。	・市道東原～尾外岩線 用地購入 契約3件 ・市道中津78号線 用地調査測量業務 一式 用地購入 契約9件(うち明許繰越5件) 物件補償 契約5件(うち明許繰越5件) ・市道中津190号線 用地購入 契約11件 物件補償 契約1件 ・市道中津400号線 用地調査測量業務 一式 用地購入 契約6件 損失補償 契約3件 ・市道中津494号線 用地購入 契約2件 ・市道太田～恵下線 用地調査測量業務 一式 【効果】 ・事業用地の買収により、道路整備が円滑に施工できます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・建設事業の推進には、事業用地の取得が必要不可欠であり、計画的に測量業務の発注と用地買収を進めている。 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・建設工事の推進には用地取得は不可欠である。H27年度については工事実施予定の路線の用地を購入できている。 ・今後も関係各課と連携をとり、効率的な用地取得を実施する必要がある。
基盤整備部 建設課	青木斧戸線道路整備事業	・手賀野から駒場地区にかけては道路が狭く通行に不便をきたしており、指定避難所である西小学校へも大型車両の乗り入れができない状態にあります。この道路は手賀野と駒場をつなぐ背骨であり、まちづくりのためには欠かすことのできない幹線道路であるとともに、西小学校が災害時の指定避難所にもなっていることから、防災上非常に重要な路線でもあります。また、駅前周辺から郊外へ出入りするルートとして、既成市街地の交通混雑を解消することからも本道路を整備します。	【目標】 ・道路が整備されることによる時間短縮効果(ラッシュ時) 青木斧戸線(中津531号線):44% 駒場線(中津532号線):67% H31年度完成予定 【効果】 ・既設市街地の環状道路として形成され、市街地通行車両の交通渋滞が緩和されます。 ・緊急輸送路として防災面での機能向上が図られます。	・リニア開業を見据えて、市の主要幹線道路である国道19号と国道257号を円滑に結ぶ幹線道路として、さらには主要生活道路として青木斧戸線を整備し、利用者の利便性の向上と渋滞低減を図ります。また、中津西地区の避難所である西小学校へ大型車両が進入できる防災道路として青木斧戸線から西小学校までの道路を整備します。	<社会資本整備総合交付金事業> ・中津531号線(青木斧戸線) 道路改良工事 L=70m(繰越) 用地測量 L=1,110m 用地購入 契約 4件(内繰越 2件) 物件補償 契約 4件(内繰越 2件) ■全体計画 ・青木斧戸線 国道257号線青木交差点～国道19号線間 L=1,360m W=16.0m 国道19号線～市道円通寺線 L=228m W=12.0m ・駒場線 青木斧戸線～西小学校 L=267m W=12.0m 【効果】 ・H27年度より工事着手した事により、市街地通行車両の交通渋滞緩和の見込みができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・リニア開業を見据えて、市の主要幹線道路である国道19号と国道257号を円滑に結ぶ幹線道路として青木斧戸線を整備することで、利用者の利便性の向上と渋滞低減が図れる。 ・今後も早期完成出来るよう交付金の確保と課題の解決をする必要がある。 総合評価⇒B計画の承認	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・目標に沿って事業の実施ができています。外部評価では、「順調に進捗している事業」との評価がされている。 ・今後も計画どおり進める必要があるが、社会資本整備総合交付金次第で事業の進捗が前後することから、できるだけ多くの補助金を獲得し事業を進めるべきである。 ・外部評価委員会からの指摘があるように、当初の計画から総事業費が増額となるようなことがないよう計画に沿った事業推進が必要である。 ・自部門評価における利用者の利便性の向上と渋滞緩和の観点では事業がまだ完了していないため、効果の発現はまだないと判断する(外部評価委員会も同様の見解)。
基盤整備部 建設課	付知中央橋架替事業	・旧付知中央橋(S45年建設)は、幅員も狭く、すれ違いができません。通行に支障をきたしていたことから改築を行い、交通の利便性と歩行者の安全性を確保するため早急に整備します。	【目標】 ・H27年度 上部工、取付道路工を完了します。 【効果】 ・歩行者の安全が確保できます。 ・安全な車両通行が確保できます。 ・耐震橋りょうとして、緊急輸送路が確保できます。	・幅員も狭くすれ違いができません。通行に支障をきたしていたため、車道2車線と片側歩道を確保した橋りょうに架け替えます。	<社会資本整備総合交付金事業> ・中央橋上部工(床版)工事 L=156.5m <市単独事業> ・中央橋取付道路(新田～中野線)改良工事 L=132.2m ・水道施設支障移転の補償金(中央橋橋梁本体架替工事) 【効果】 ・中央橋架替により歩道設置による歩行者(児童・生徒)の安全が確保され、耐震対応された橋梁となったことで、緊急輸送路として使用できる見込みができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・旧付知中央橋は、幅員も狭くすれ違いができません。通行に支障をきたしていたことから改築を行うことで、交通の利便性と歩行者の安全性の確保を図ることができた。 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・事業完了 ・H28年度完成に向け事業を進めた。計画当初のH27年度中完成が約半年遅れたことについては反省点となる。今後の事業執行に活かしていく必要がある。 ・自部門で評価した交通の利便性と歩行者の安全性の確保という観点については、開通が遅れたものの自部門評価時点(H28年9月)においては完了しており、満点ではないが目的を達成したと判断する。 ・外部評価では、開通後には交通利便性の面で事業効果はあるとして、「順調に進捗している事業」との評価がされている。
基盤整備部 建設課	神坂PASスマートインターチェンジ設置事業	・広域観光への連携強化を図るため、現在の神坂PAIに出入り口(スマートインターチェンジ)の設置が望まれています。	【目標】 ・計画に沿って事業を推進します。(H27年度以降検討部会の設置、測量設計等を予定) 【効果】 ・馬籠地区への広域観光客の増加が見込まれます。 ・国道19号に点在する観光施設を結ぶ観光ネットワークが構築されます。 ・トンネルと長大橋の間地点であるので、災害等の緊急時に高速道路外への避難、緊急輸送時の確保、災害復旧車両の進入が可能となります。	・山口・坂下・神坂地区等の利便性向上と、馬籠への観光誘客を図るために必要な神坂スマートインターチェンジの設置に向けて、概略設計図面を作成し、国、県、公安委員会、NEXCOとの協議を進めます。	・神坂スマートIC事業修正設計業務委託 1式 ・H27年度、国土交通省による新規事業化準備段階調査地区に選定されました。 ・国、県、公安委員会、NEXCOと協議会の実施 3回。 【効果】 ・新規事業化準備段階調査地区に選定されたことにより、観光振興による地域活性化、災害時の迂回路の確保、暮らしの環境改善など整備による効果の準備検討を行いました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・本事業は、広域観光の推進、馬籠などへの観光誘客を図るとともに、災害等の緊急時において高速道路外への避難や緊急車両の進入が図れるなどの効果が見込まれる。 ・今後は、早期着手に向け関係機関と調整を行っていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・大型事業であり事業費も大きいことから市の財政に大きな負担となる。工法や国・NEXCOとの負担割合等について、経費の軽減に向けた調整が必要である。 ・地元との調整を丁寧に行い、理解を得て進めることが重要である。
水道部 水道課	水道施設耐震化事業(簡水)	・簡易水道の地震災害時の被害を抑えるため、計画的に耐震化を行います。 ・配水池においては、災害発生時の飲料水を確保するため、施設の耐震化と緊急遮断弁の設置を行います。	【目標】 ・管路耐震化率 H25年度実績:5.9% H35年度:9.5% ・耐震化整備済の配水池は、緊急遮断弁を設置します。 ・遮断弁設置率 H25年度実績:15.7% → H35年度:21.4% 【効果】 ・管路の耐震化により、地震災害時における断水被害を抑えることができます。	・地震災害時における断水被害などを抑えるため、導水管、送水管、配水管等で優先順位を付け、計画的に耐震化事業を進めます。また、地震災害時の飲料水を確保するため、配水池に緊急遮断弁を設置します。	<耐震化整備管路詳細設計(坂下・付知地区)> ・坂下地区詳細設計(L=1,345m) ・付知地区詳細設計(L=3,740m) ・耐震化率のH27年度目標値:6.5%、実績:6.6% <塞の神配水池緊急遮断弁設置工事> ・1基(加子母地区) ・遮断弁設置率のH27年度目標値:17.1%、実績:17.1% 【効果】 ・耐震管を積極的に採用したことにより、目標値を上回るようになりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・予算策定時より関係課と調整を図りながら効率的に事業を進めるとともに、目標どおり事業を進めることができています。 ・今後は、早期着手に向け関係機関と調整を行っていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・耐震管の積極的な採用により、耐震化率のH27年度目標値6.5%に対し実績6.6%、と目標を上回るなど、目標に対して上回る成果が上がっている。今後も計画的に進めることにより耐震化を図る。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
基盤整備部 建築住宅課	公営住宅等整備事業	・既存の公営住宅や市営住宅の効果的な管理運営を図るため、中津川市公営住宅等長寿命化計画に基づいて、既存の市営住宅の安全安心な住環境の確保及び老朽化した住宅の長寿命化に取り組めます。	【目標】 ・公営住宅等ストック活用計画に基づいて、長期活用を図るべき住棟の計画的な施設整備を進めます。 ・H27年度：安森、後洞、山手、狩宿団地 H28年度：松田団地 H29年度：駒場1号団地、 H30年度：駒場2、3号団地 【効果】 ・居住環境の向上を図ることで、市営住宅の長寿命化による更新コストの削減と中長期的な居住安定の確保が出来ます。	・国の支援を受け、公営住宅等ストック総合改善事業(計画期間：H19～H28年度)の年次計画に基づき、老朽化した既存市営住宅の中規模修繕と、危険住宅の除去を行います。	<公営住宅等ストック総合改善事業(長寿命化)> ・安森団地 1棟 20戸 水道管布設替 ・後洞団地 1棟 18戸 水道管布設替 ・狩宿団地 4棟 16戸 屋上防水 ・山手団地 3棟 18戸 屋上防水 <公営住宅等危険住宅除去事業> ・紙屋団地 2棟 2戸 【効果】 ・2団地の水道管布設替、2団地の屋上防水及び外壁の塗装改修工事を実施したことにより、長寿命化を図ることができました。 ・耐用年数を超過した1団地2棟2戸の解体し、危険住宅の除去をしたことにより安全が確保されました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・既存の公営住宅ストックを活用し長寿命化を計画的に推進することや危険住宅を除去して、市有財産の有効活用をすすめ、良質な住宅を確保している。 ・建替え等の大きな投資を抑制し、増大する傾向にある修繕など維持コストを低減している。 ・国の支援を前提としているので、予算の平準化を図って事業を実施していることから更に効率を高める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・目標に対して計画どおり長寿命化、撤去ができています。 ・今後も手法について検討し、目標に向け効率的に計画を進めていく必要がある。 ・建物の状況にもよるが、状態の悪いものについては、無理に延命せず廃止する方向での見直しも必要である。
市長公室	ふるさと応援隊事業	・リニア中央新幹線開業に向けて、首都圏を中心に中津川市の知名度を向上させるため、中津川市にご縁のある方を中心に市外へのネットワークをつくり、外から見た中津川市の魅力や良い所、弱みや修正すべき所等について把握し、各施策の参考にします。	【目標】 ・本市の情報を発信する人のネットワークを拡大します。 ・応援隊員加入総人数 H27年度実績：264人(3月末現在) H28年度末：350人 H30年度末：500人 ・情報発信の実施 1回以上/2週間 【効果】 ・首都圏での観光PR活動への隊員参加などで全国への知名度アップと、市外から見た中津川市への提言などを活かし定住政策の推進が図られます。	・中津川市の全国への知名度アップを図るため、ふるさと応援隊員との情報交換や隊員への情報提供などを行います。	・ふるさと応援隊員への情報提供 (2週間に1回以上、東京都内で行うイベントの案内) ・ふるさと応援隊員からの情報提供 (役員会の開催、施策に対する意見聴取 開催回数1回/年) ・東京都内での観光イベントへの隊員の参集と協力依頼。(協力人数2イベント/13名) 【効果】 ・役員会等で隊員から見た本市への助言や提案を得たことで、全国への知名度アップの取組みや各分野の事業等に活かすことができました。 ・中津川市の様々な取組みなど、市外へアピールする足がかりとして活用することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・応援隊の中で積極的に提言をいただけるのは役員など一部の方に限られている状況である。 ・市の知名度アップや定住施策などの推進につながるような取組みを行っていただくため、応援隊の役割を明確にしていく必要がある。 ・応援隊員の加入促進のため、会員特典の拡大などを図っていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市外に居住されている隊員の方々とコミュニケーションには物理的な制約がある。そうした制約を踏まえ、市外からの情報提供や定住施策などの推進につながるような取組みを行っていただくため、応援隊の役割を明確にしていく必要がある。 ・短期間に成果が現れる性質の事業ではないことから、隊員の方々の意見を参考に取組みの中身も柔軟に変えていく必要がある。
定住推進部 定住推進課	シティプロモーション推進事業	・人口減少対策として、市民が地域への愛着や誇りを高めるように地域の取り組みを支援し、その魅力を効果的に対外へPRすることで、移住定住を促進し、地域を活性化させます。	・都市部での移住セミナーや移住相談会開催時に都市住民が求める「情報発信」に込めます。 実施回数：3回/年 【効果】 ・都市部に向けた情報発信により、中津川市を知ってもらい、住みたい人の増加につなげます。 ・中津川市の全国認知度順位(1,000市町村)(H25年：478位→H26年：410位)	・知名度向上のため、都市圏でのPRを推進します。 ・中津川市の魅力や誇れる地域の取組みや活動を支援し、愛着を高めます。	・県外をターゲットにした1ターン向けPRを実施。(3回) ・Uターン者向けに情報提供や周知を実施。 ・シティプロモーション関連事業の発掘。 ・パンフレットの作成(2種・各3,000枚) 【効果】 ・中津川での1ターン、Uターン者の体験談や地域活動をパンフレットにまとめ、移住定住活動の推進をすることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・中津川への1ターン・Uターン者の体験談や地域での活動をパンフレットにまとめ、ターゲットの絞込みやパンフレットの活用シーンを間違えれば、全く的外れになってしまうおそれがある。 ・知名度を上げることはスタートラインであるため、平行して他事業と連携していくことが重要である。 ・こうした事業は、自己満足に陥りがちな性質があることから、毎年度客観的なデータを押さえたうえで見直しを図る必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・体験談や活動をパンフレットにまとめるだけで満足してはいけないう。ターゲットの絞込みやパンフレットの活用シーンを間違えれば、全く的外れになってしまうおそれがある。 ・知名度を上げることはスタートラインであるため、平行して他事業と連携していくことが重要である。 ・こうした事業は、自己満足に陥りがちな性質があることから、毎年度客観的なデータを押さえたうえで見直しを図る必要がある。
商工観光部 工業振興課	企業立地奨励事業	・雇用の創出と若者の地元定着の促進、市内の既存企業や新たな進出企業が安定した事業を継続し、事業規模の拡大を図れるよう、奨励金制度により支援します。	【目標】 ・市外からの企業の立地促進と既存の市内企業への支援を行い、企業活動が活性化し雇用の促進と地域経済の活性化を図ります。 ・事業所設置数 2社/年、新規雇用数 10人/年 【効果】 ・企業立地奨励金により、企業の活動が活発化し地域経済の持続的発展が期待できます。	・雇用の拡大と市内産業の活性化を実現するため、企業立地奨励金により企業の立地や新規設備投資に対する支援を行います。	・企業立地奨励金 0件(H26年度：3件) ・事業所設置奨励金 12件(H26年度：13件) ・操作開始後初めて課税される年度の固定資産税評価額の100分の10以内の額を交付 ・雇用促進奨励金 1件(H26年度：3件) ・新たに雇用した従業員で引き続き1年以上雇用している者に対して定額(30万円/人)を交付 ・事業所設置奨励金 12件(H26年度：13件) ・操作開始後初めて課税される投下固定資産に対する固定資産税及び都市計画税相当額を5年間交付 【効果】 ・雇用と税収を確保するとともに、企業の市外への流出を抑え、地域経済の発展を図りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・「既存企業」の投資拡大と併せ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に伴う「本社機能」の地方移転推進など積極的な企業誘致を後押しし、若い世代の流出抑制や企業間の取引増加による地域活力の向上を図るため、中津川独自の施策・制度の拡充を図りながら積極的な事業推進に努める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・投下した公費が税収として回収できているのか、雇用創出に貢献しているのかについて、費用対効果の検証が必要である。 ・企業誘致の自治体間競争が本来の立地条件等での競い合いではなく「優遇措置合戦」になっている面も否めない。こうした点について有効性や効率性の面からも課題として捉え検証することは必要である。
総務部 情報政策課	川上地区CATV運営事業	・川上地区は難視聴地域であるため、地上波デジタル放送を視聴できるようかわえケーブルテレビの適切な維持管理を行います。	【目標】 ・かわえケーブルテレビにより、川上全地区で地上波デジタル放送を視聴できるよう適切な維持管理を行います。 【効果】 ・事業の実施により、川上地区の住民が地上波デジタルテレビを視聴し、インターネットを利用することが出来ます。	・難視聴地域である川上地区のかわえCATVの運営・地上デジタル放送機器の保守管理を行います。 ・地区住民への地上デジタル放送の配信、インターネットの提供、自主放送による静止画及び動画の配信や地域情報等を地区住民へ配信しています。	・ケーブルテレビ加入件数 323件 ・インターネット加入件数 178件 ・静止画によるお知らせ 91件 ・動画による自主放送 15件 578分 ・パイロット信号発生ユニット交換、STMユニット交換 ・関連工事(引込工事等 8件) ・ケーブルモデム購入 17件 【効果】 ・維持管理を適正に行うことで、川上地区の住民が地上デジタルテレビを視聴し、インターネットを利用することが出来ました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・事業の実施により難視聴地域である川上地区の住民が年間通して視聴することなく地上デジタルテレビを視聴し、インターネットを利用することが出来る。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・テレビ視聴のための設備であり故障の際には大きな影響が出るおそれがあるため、長期的な維持補修計画を作成し適切な維持管理に努める必要がある。 ・ケーブル等の経年劣化に伴う設備更新が大きな課題となっていることから、地域と十分に協議したうえで、費用対効果が高く、負担と受益のバランスもとれる対策を検討していくことが必要である。
総務部 情報政策課	情報通信ネットワーク基盤維持管理事業	・情報通信の地域格差是正のために市が整備した情報通信ネットワーク基盤による、安定した高速通信サービスが提供できるよう適切な維持管理を行います。	【目標】 ・安定した高速通信サービスが提供できるよう適切な維持管理を行います。 【効果】 ・市内どこに住んでいても、高速通信サービスを受けることができます。	・情報通信の地域格差是正のために市が整備した情報通信ネットワーク基盤(光ファイバー網)を適切に維持管理します。	・新築住宅の新たな引込工事、道路の改修等による支障移転工事の実施 1,230件 ・情報通信ネットワーク整備事業で整備した光ケーブル網の保守管理 985km ・H27年度末 加入件数 9,255件(加入率59.8%) ・H27年度 加入増加件数 324件 【効果】 ・高速通信サービスが提供できるよう維持管理を行うことにより、市民が市内どこに住んでいても、高速通信サービスを受けることができます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・適切な管理を実施し、年間を通して停止することなく高速通信サービスの提供が出来ている。 ・申込みのあった光ケーブルの引込みや移転などの工事は、遅延することなく100%実施できた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・加入者は微増ながら増えているが、事業は維持管理に重心が移っている。 ・新築家屋への接続や既存部分の維持補修など、長期的な見直しに基づき適切な管理運営が必要である。
定住推進部 定住推進課	中津川に住もうサポート事業	・人口減少を少しでも食い止めるため、転入者の増加に取り組めます。 ・移住定住者への住宅確保のために、増加する空き家の有効活用に取り組めます。 ・地域コミュニティ維持のために移住希望者へのPRを行います。	【目標】 ・空き家等を拾いだし、適正に情報発信し、希望者ニーズに応えます。 ・移住定住希望者のサポート体制を強化することで、移住者数の増加につなげます。 (空き家情報バンク登録目標件数 H30年度：30件) ・中津川に住もうサイト内容をリアルタイムに更新し、アクセス件数を毎年2割アップを目指します。 (アクセス件数 H30年度：5,500件) 【効果】 ・情報接触率の向上が図られ、各市への関心と移住定住意識の醸成が図られます。 (移住定住相談件数 H30年度：120件 ・移住世帯実績 H30年度：60世帯)	・移住・定住促進のため、地域や宅建事業者と協力し、空き家を所有者が貸しやすくなる制度を立案し推進します。 ・中津川市の魅力や各種情報を発信します。	・宅建事業者(不動産業者)との連携による借家供給の改善 ・空き家所有者への不動産相談会の開催 開催数：3回 ・空き家バンク登録制度の改善 ・空き家を貸しやすくなる制度の研究 ・市有施設の積極的な貸し出しや売り払い ・移住PR動画の制作 ・不動産事業者との連携による空き家情報バンク登録件数 H26年度：2件→H27年度：5件 【効果】 ・動画を制作し、ホームページに掲載したことによる情報発信 ・移住実績としてH26年度：42世帯・97人→H27年度：75世帯・182人	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・本市への移住を考えた時に必要となる情報(住まい情報や地域の魅力となるイベント情報など)を発信するため、H27年度に移住者インタビューを中心とした動画制作を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒C効率でない 総合評価⇒C縮小/見直し	・活動指標を達成できれば効果が上がったと捉えやすい性質の事業であることから、アウトカムとしての実際に発現した成果の検証が必要である。 ・特に、移住促進を単独で捉えるのではなく、市内の若者流出などの現状を踏まえたトータル的な事業展開が必要である。それによりウエイトをかける方向を見直すことも必要である。 ・動画制作については、今後の効果的な活用により成果が上がるものであり、ターゲットや活用シーンの検討がポイントとなる。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
商工観光部 観光課	観光推進事業	・苗木城跡や常盤座などの新たな観光地には、中京圏を始め首都圏からも多くの観光客が訪れるようになっていきます。これを一過性で終わらせることがないよう、リニア開業を見据え多くの観光客の方に訪れていただくため、観光資源の一つひとつの魅力の向上や積極的なPR活動を展開し、観光入込客数を増加させ地域活性化に結びつけます。	【目標】(※入込客数は、「県観光入込客統計調査(暦年集計)」に基づく。)・観光入込客数 H26年実績:3,784千人、H27年実績:4,058千人 H30年:4,180千人 【効果】 ・観光入込客数の増加により地域の活性化が図られます。	・リニア開業を見据え、市内各地にある観光資源の魅力向上を図るとともに、テーマやストーリーで結びつけた新たな観光ルートの確立を行い、首都圏、中京圏や旅行社等へのPR、メディアとタイアップした売り込みなどを行います。また、観光協会や観光団体が実施する事業への支援を行います。	・県観光連盟主催商談会出席(大阪・東京・名古屋、延べ50社と商談) ・旅行会社とのタイアップバスツアー(10/28～11/8の間、244名) ・市単独付知モニターツアー実施 2回(参加者:新緑39名、紅葉:41名) ・花街道付知トイレ改修 ・観光案内看板設置 付知地内2か所設置 苗木城跡案内看板設置 ・ボランティアガイド養成講座の実施 馬籠宿ガイド 4回 延べ参加者数:28名 ガイド登録者数:7名 苗木城跡ガイド 4回 延べ参加者数:32名 ガイド登録者数:7名 スキルアップ講座 1回 参加者数:40名 ・ガイドユニフォーム作成・配布 H27年度末ガイド登録者数:66人(うち苗木城跡36人、中山道16人) ・苗木城跡にちなんだみやげ物開発 試作品の作成、ふるさとじまん祭での配布、アンケート実施 【効果】 ・旅行社との商談、ツアー造成により観光入込客数が増加しました。 ・ボランティアガイドの養成によりおもてなしが向上しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・主要観光地に絞った旅行社等への情報発信により、H27年度の入込客数は406万人となり、H26年度の378万人から大きく増加した。特に、観光地化に力を入れている苗木城跡では、H27年度が4.5万人(H26年度の2.6万人)となっており、PR効果が表れつつある。 ・今後もリニア開業を見据え、中津川市の知名度向上を図り、継続的、戦略的に市の魅力をPRする必要がある。 ・また本市を訪れる観光客に様々な場所を巡り市の魅力を体感していただくよう、地域住民が主体となり各地域にある観光資源の磨き上げを継続して行っていなければならない。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・近年の取り組みが功を奏し入込客数が増加しており、特に苗木城がH26年度比173%と大幅に伸びていることは高く評価できる。今後も取り組みを継続し、いっそうの認知度のアップ、魅力のPRを図っていく。 ・有効性については、自部門評価で「B高める余地がある」としていることから、財務部評価もそのままとするが、「A有効である」に限りなく近いものとして評価している。 ・一方で、現状を分析し、ターゲットを絞った広告や仕掛けを行うことで有効性や効率性を高める余地がある。
商工観光部 観光課	観光広域連携事業	・より多くの観光客の方に訪れていただくため、本市だけでなく当市の周辺自治体と連携し、各自自治体を持つ魅力ある観光資源を結び観光ルートを構築し、相乗効果により観光入込客数の増加につなげます。 ・他の自治体との連携においては、南北軸では飛騨街道をつなかりに下呂市と、東西軸では中山道をつなかりに木曾地域、東濃地域の自治体との連携を強化するとともに、連携の拡大に向けた検討を行います。	【目標】(※入込客数は、「県観光入込客統計調査(暦年集計)」に基づく。)・観光入込客数 H30年:4,180千人(H26年実績:3,784千人 H27年実績:4,058千人) 【効果】 ・圏域としての魅力が向上し、市の観光入込客数の増加につなげます。	・周辺自治体との連携をいっそう強め、当市の観光資源を他の自治体の観光資源とテーマやストーリーで結びつけた観光ルートの構築、PR活動などを行います。	<下呂・中津川広域観光振興協議会への負担金> ・国内誘客事業(周遊バス:5月～8月、バス58台、送客実績1762名。首都圏旅行社招聘:3社3名) ・東京キャンペーン・トップセールス(5/16、17:東京駅KITTE(キッテ)にて観光物産展、9/24～27:ツーリズムEXPOジャパン岐阜県ブースへの出展、岐阜県ブースへの来場者数、約10,044人) ・インバウンド事業(ビジットジャパントラベルマートにて50社と商談) <東濃ぐるりん観光事業への負担金> ・観光プロモーション事業 ①広告展開(ロゴマーク製作、交通広告、雑誌掲載等) ②東濃観光情報サイト制作(ホームページ制作) ③名古屋圏観光イベント (3/19、20名古屋市久屋大通り公園での観光イベント「旅まつり名古屋」に出展) ④観光映像素材製作(PR用DVDの作成) ⑤首都圏観光プロモーション(3/24、25東京駅KITTE(キッテ)でのイベント実施。) <木曾観光連盟への負担金> ①一般観光宣伝事業(総合パンフレット「木曾路小さな旅」13万部作成) ②特別宣伝事業(高速バスでの誘客キャンペーン5/19、9/8～9/9実施。延べ105人参加)等 【効果】 ・広域連携による効果的なPR活動により、観光入込客数が増加しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・下呂中津川広域観光振興協議会や東濃ぐるりんの首都圏プロモーションの積み重ねにより、はとバスなど首都圏からの送客が増え、H27年度の入込客数は406万人となり、H26年度の378万人から大きく増加した。 ・旅行者から見ると観光には境界がないことから、周辺自治体を持つ魅力ある観光資源を活用し、連携してPRを行うことで、相乗効果により誘客が見込まれることから、継続した取り組みが必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・岐阜県、下呂、東濃地域の連携が実を結び、入込客数が増加していることは大きく評価できる。 ・ライバルでもある多地域との連携は難しい側面もあるが、お互いにWinWinとなるよう、引き続き連携を強め、いっそうの認知度のアップと魅力のPRを図っていくことが必要である。 ・「協議会」や「連盟」への負担金となるため、事業内容が見えにくくなるおそれがある。事業が形骸化しないよう、より積極的な関与が必要である。
商工観光部 観光課	観光施設管理事業	・市内を訪れる観光客の安全・安心と快適さを提供するために、各観光関連施設、自然公園などの維持管理を行います。	【目標】(※入込客数は、「県観光入込客統計調査(暦年集計)」に基づく。)・観光入込客数 H26年実績:3,784千人、H27年実績:4,058千人 H30年:4,180千人 【効果】 ・適切な管理を行うことで、観光入込客数の増加につながります。	・市内を訪れる観光客の方に魅力ある観光地を常に提供するため、市内に点在する観光施設や自然公園などの維持管理を行います。	<道の駅管理委託> ・山口「賤母」、坂下「きりら坂下」、加子母「かしも」 <施設等修繕> ・健康温泉館受電設備改修 ・恵那山トイレ排水管修繕 ・道の駅「きりら坂下」屋根雨漏り修繕 ・桜の湖ふれあい村センターハウス改修 ・五木のやかたエアコン改修 ・夕森公園駐車場区画線設置 ・付知峡不動公園歩道、手摺修繕 <指定管理委託> ・健康温泉館 ・坂下:桜の湖ふれあい村 桜の湖自然公園 ・川上:道の駅五木のやかた ・蛭川:蛭川保養施設(紅岩山荘) 【効果】 ・各観光関連施設の適切な維持管理と施設改修により観光客の利便性が向上しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・施設の安全、健全経営が出来るよう、優先順位付けを行い施設改修を行っている。 ・本市を訪れる観光客が安全安心で快適に観光できるよう、また、当市における観光消費額の増加を図るため、今後も計画的に整備する必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・限られた予算で老朽化が進む全ての施設を維持することは困難であることから、破損箇所等については必ずしも復旧するのではなく、施設や設備の必要性を十分考慮したうえで廃止の検討も必要である。 ・一方で、集客実績等の良好な施設については、早めに手を入れることで健全な状態を保てるようにするなどメリハリを効かせた対策が必要である。 ・第三セクター施設については改修等の投資をしたにもかかわらず営業成績に反映されていないケースもあることから、経営の全体計画を踏まえた事業化を心がけるべきである。
文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	交流事業	・国際的な視野を持った若者を育てるため、海外での生活を通じて多様な文化や風習などを学ぶ機会をつくります。 ・交流協定等を結んでいる自治体(まち)の魅力や個性に触れ、郷土の魅力を再認識し新たなまちづくりにつなげます。 ・市の国際交流活動として姉妹都市レジストロ市との交流を市民協働の民際外交として引続き行います。	【目標】 ・東南アジアを中心とした地域に中学生を派遣します。 ・レジストロ市の市長をはじめ関係者を本市に招待します。 【効果】 ・研修等での経験を活かし、将来リーダーとなる人材が育成されます。 ・他市等の魅力や個性に触れ、郷土の魅力を再認識し新たなまちづくりにつながります。	・将来の中津川市を担う国際感覚やリーダーシップをもった人材を育成するため、中学生を海外に派遣し交流研修を行います。 ・元気な人や地域を創出するため、提携や協定を結んでいる他市町村等との地域間交流を行います。 ・姉妹都市提携しているレジストロ市と友好を深めるため、市民交流を行います。	<中学生海外研修事業> ・中学生24人とスタッフ14人をタイ王国へ派遣。 ・ホームステイ、学校交流、文化交流などを実施(H27.8.7～8.12) <姉妹都市友好推進事業> ・姉妹都市提携35周年を記念し、レジストロ市の友好親善訪問団(19名)を受け入れ。 ・記念式典や学校・企業・各種団体との交流を実施(H27.4.14～4.17) <国内各姉妹都市との交流> ・対馬市、小諸市、大磯町のイベント等への出展 ・上対馬町の児童(20名)の受入。 【効果】 ・外国に派遣した若者が、異文化に触れ、新たな視点で自分達の生活や町を見ることで改めて良さに気づくことができ、将来の当市を担う人材育成につながりました。 ・多くの市民や団体、企業と協力し真心のおもてなしで歓迎したことで、レジストロ市との友好をさらに深めることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・市民国際交流事業(中学生タイ研修)ではボランティア主体の運営により事業を進め、また企業等から寄付金を募り財源の確保に努めている。 ・国内交流事業の中には、縮小傾向の活動もあるため、改善に向けた余地がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27年に35周年を迎えた姉妹都市友好推進事業については、中津川市姉妹都市友好推進協会が主体となって事業が推進されており、レジストロ市の友好親善訪問団を受け入れることができた。今後も引き続き友好を深める事業を継続していく必要がある。 ・中学生海外研修事業については、“人づくり”の観点からも有益な事業であるが、企業からの寄附金を財源としており、継続的な財源確保が課題となっている。 ・国内交流事業については自部門評価でも言及があるが、合併後10年以上経過したことから在り方について十分議論すべき時期にあると思われる。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
リニア都市政策部 リニア対策課	リニア中央新幹線対策事業	・少子高齢化、人口減少の進展という厳しい時代を迎えているなか、千載一遇のチャンスであるリニア開業をまちづくりに活かし、持続的に発展する中津川市をつくります。 ・事業に対する住民の不安を取り除きながら円滑な事業推進をしていきます。	【目標】 ・2027年の開業に向けて、関係機関との連携によるリニア建設の円滑な事業促進を図ります。 ・観光、産業を中心にリニアの波及効果を最大限取り込む具体的な活性化策を実施し、市の持続的発展を図ります。 【効果】 ・リニアの波及効果を活用したまちづくりが具体性を持って実現でき、市民の暮らし向上につながります。	・リニアの波及効果を最大限活用し、周辺地域との連携による広域拠点としての市の持続的発展と、リニア事業の円滑な推進を図るため、関係機関(事業者、県、周辺自治体、沿線地域、庁内関係機関等)との連携、調整を行うほか、市民への情報提供を行います。	・「庁内推進本部」会議の開催・運営 (庁内推進本部会議:1回、庁内推進本部調整会議:1回、土地利用調整会議:2回) ・JR東海による地元説明等に対する支援及び対応 ・山口地区リニア中央新幹線対策協議会に対し、JR東海が事業計画の説明を実施。 ・JR東海との協議(中心線測量、各種協議、用地説明、用地測量) ・市内沿線地域でJR東海による中心線測量や、中部総合車両基地周辺地域で地権者立会いによる土地の境界確認が実施されました。 ・岐阜県とリニア中央新幹線用地取得等事務の委託に関する契約を締結しました。 ・市民への情報提供(広報なかつがわにリニア中央新幹線の情報を隔月(年6回)掲載) ・関係機関(国、県、周辺自治体、沿線地域、庁内関係機関等)連携による駅周辺整備や産業、観光振興等の活性化策の検討 ・市内沿線地域との合意形成および地権者対策 【効果】 ・市内及び市民への情報提供を行うことにより、中心線測量や土地の境界確認など、リニア事業の円滑な推進が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・リニア中央新幹線および関連事業について、事業主体および沿線地域との協議・打合せ等を随時行った。 ・また、市民への啓発活動として、広報なかつがわへ6回記事を掲載したほか、リニア関連施設への親子バス見学会を2回開催し好評を得た。 ・事業者において様々な形で住民説明を行っているが、全員の方に十分なご理解が得られる状況には至っていない。 ・事業を円滑に進めるには、市民の理解と協力が必要であり、引き続き実施していくことが重要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市民の理解を得て事業を進めるために情報提供や地元調整など事業の必要性は高く、今後も継続していく必要がある。 ・JR東海の工事だけでなく市が主体となる事業も大きく進展する時期に入ってきたことから、関係地域、経済団体、関係地域の事務所やリニア駅周辺整備課など関係部署との情報共有や調整をさらに強化していく必要がある。
リニア都市政策部 都市計画課	リニア中央新幹線関連拠点整備事業	・リニア岐阜県駅を中津川のみならず岐阜県の新たな玄関口として位置づけ、駅及び車両基地周辺の都市基盤整備を行うとともに周辺地域とのアクセス機能を充実します。	【目標】 ・リニア岐阜県駅前広場の整備、駅及び車両基地周辺における住宅地・商業地・工業地等の確保、アクセス道路の整備を行います。 【効果】 ・駅利用者が二次交通を利用して目的地へ円滑に移動できるような動線の確保ができ、また、駅、車両基地、中心市街地を円滑に結ぶことで各拠点が一体的に機能し、秩序あるまちづくりができます。	・周辺地域の振興に資する岐阜県駅の新たな東の玄関口としての岐阜県駅の広域的役割を踏まえながら、国や県などの関係機関と連携し、駅及び車両基地周辺の面的整備や道路整備等の計画策定に取り組みます。	＜土地区画整理事業等調査＞ ・リニア駅周辺地区土地区画整理事業調査業務委託 ・リニア岐阜県駅周辺橋梁計画検討業務委託 ＜アクセス道路、都市間連絡道路設計等＞ ・坂本地区周辺骨格道路網検討業務委託 ・東濃東部都市間連絡道路(仮称)道路予備設計業務委託 ・中津川市整備計画検討業務委託 ＜リニア関連施設周辺土地利用計画検討＞ ・道の駅「リニアの見える丘公園」整備促進協議会の開催 整備促進協議会:1回 幹事会:2回 ・リニア関連事業説明資料作成業務 【効果】 ・道の駅「リニアの見える丘公園」の候補エリアの選定を行いました。 ・リニア岐阜県駅及び車両基地周辺の基盤整備の計画策定を行うことにより、リニアのまちづくり推進に向けたより具体的な検討に入ることができます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・リニア開業を見据え、限られた時間の中で効果を発揮できるよう計画の検討、協議、必要な事業展開を推進した。 ・土地区画整理事業では、説明会(13回)、検討委員会(5回)等にて説明・検討を重ねた結果、当初の計画どおり、実現可能な施行区域案を作成し、検討委員会に提示することができた。 ・関係機関との協議・調整等について、事のほかに進展しないので、引き続き粘り強く協議を進める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・県やJRの進捗に合わせて手戻りのないよう効率的に進める事業であることから、関係事業主体と緊密な連携を図り計画的に進める必要がある。 ・自部門評価にあるように、区画整理事業については、きめ細かな地元対応により計画どおり進捗しており高く評価できる。 ・H27年度の業務は、調査設計や検討業務が主となっているが、その精度により今後実施する整備事業が大きく左右されるため、引き続き慎重な検討が必要である。 ・区画整理事業をはじめ市が主体となる事業も大きく進展する時期に入ってきたことから、関係地域、経済団体、関係地域の事務所やリニア対策課など関係部署との情報共有や調整をさらに強化していく必要がある。 ・リニアのまちづくりビジョンでも示しているとおり、施設によっては民間活力の活用を検討していくことが必要である。
企画部 広報広聴課 (政策推進部 広報広聴課)	ホームページ作成管理事業	・市公式ホームページは、インターネットを利用する即時性と情報量に制限がない優れたツールであり、セキュリティの確保や適正なアクセシビリティ、ユーザビリティの維持を図ります。 ・「全ての情報はホームページ」に市広報計画の基本方針にあり、市民が知りたい情報や市の魅力を的確に掲載していくために、専門技術スタッフの確保と市職員への技術指導に取り組めます。	【目標】 ・専門業者による保守管理で、ホームページのセキュリティやアクセシビリティ、ユーザビリティの適正な維持を可能にし、利用者の安全性と利便性の向上につなげます。 ・技術スタッフを嘱託職員として雇用し、ホームページの日常の運営と市職員への指導を継続的に行うことで掲載情報の質と量を充実させ、利用者の利便性の向上とアクセス数の増加を目指します。 (H30年度:100万件) 【効果】 ・市民との情報共有や市の魅力発信を促進します。	・誰もが、安心して知りたい情報に早くたどり着けるようにホームページを管理、運営します。 ・利用者の安全性と、誰もが利用できる、使いやすいホームページであるために、専門業者による適正な保守管理を行いホームページを常に良好な状態に維持します。 ・職員への技術指導や、管理を行うため専門技術スタッフを配置します。	・専門業者によるシステムの保守管理委託 ・専門技術スタッフとして1名を配置(継続性が必要な業務であるため嘱託職員として雇用) ・自動翻訳サービス委託(英語・中国語・韓国語) ・ホームページ用サーバーのレンタル3台(ミラーリング用2台、バックアップ用1台) ・メールフォームの再構築及びSSL導入によるセキュリティの強化 【効果】 ・市公式ホームページへの訪問者数が増加し、更に情報共有や魅力発信が図られました。 H26年度:951,501人 H27年度:968,756人(17,255人増) ・メールフォームの別サーバーへの再構築及びSSL導入による通信の暗号化により、セキュリティの向上が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・閲覧件数の増加は図られている。 ・知りたい情報によりたどり着きやすいホームページの作成が必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・アクセス数は前年度を1.8ポイント上回り、セキュリティ対策も向上したことから一定の事業効果は上がっていると評価できる。課題となっているウェブアクセシビリティ※の評価の向上についてはH28年度～H29年度の計画で改善が図られており、その結果を見て判断する必要がある。 ※ウェブアクセシビリティとは…「高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること」 ・事業目的、目標は適切であると考えられるほか、技術スタッフの配置により業務の効率化も図られており、取り組みをさらに加速していくことが望まれる。 ・ホームページの充実には組織全体で取り組むべき課題であるので、職員の意識の涵養が必要である。
企画部 広報広聴課 (政策推進部 広報広聴課)	広報広聴事業	・広報紙などで市の情報を発信することや、市政懇談会などで市民の声を聴くことにより、市民との情報共有を図り、市民の声を市政に反映する市民本位の市政を実現します。 ・市の魅力を広く情報発信することで、市民によるまちづくりや、市外の人の中津川市に魅力を感じてもらうためのきっかけづくりとします。	＜広報事業＞【目標】 ・各種広報媒体で市政情報を定期的に発信することで市民との情報共有を進めます。 ・市の魅力を広く情報発信し市への愛着を誇りに発展させるきっかけをつくります。 【効果】 ・市民との信頼関係の構築につながります。 ・市民の市政参加や情報発信を促進し、市の一体感醸成にもつながります。 ＜広聴事業＞【目標】 ・市長が市民と直接懇談することで市民の声を市政に反映する機会をつくります。 【効果】 ・市民の市政への参画につながります。	＜広報事業＞ ・市政情報と市の魅力発信のため、市広報紙「広報なかつがわ」各地域の地域版広報を毎月発行し、全世帯に配布し、ホームページなどでも閲覧できるようにします。また、報道機関への情報発信なども行います。 ＜広聴事業＞ ・市民の声を直接聴く機会として、市政懇談会などを開催し、内容を公表します。	＜広報事業＞ ・広報なかつがわの発行 特集記事、連載記事を掲載(1か月1回発行部数 28,000部/月) ・各種懇談会配布資料の作成 市の施策をわかりやすく説明 報道発表 定例記者会見及び随時報道発表資料を送信し、報道機関へ情報提供を実施 ・暮らしのガイドブック発行事業(前回はH25.3月発行) 発行部数 31,000部 ＜広聴事業＞ ・各種懇談会の開催 意見を集約し、各所属へ伝達 【効果】 ・市民へのお知らせ、市外への市の魅力の情報発信ができました。 ・各種懇談会にて市政に対する声を聴くことができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・広報紙の作成や報道機関などへの情報発信などに取り組んだ。 ・懇談会の開催方法については、地域の声を聴きながら検討していく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・ホームページが普及しても広報紙等紙媒体の資料は一定の役割を果たし続けていくものと考えられる。 ・広聴事業のうち現在実施している各種懇談会等は地域の代表者や特定の層を対象としたものであるが、それらとは別にサイレントマジョリティ(「物言わぬ多数派」)、「静かな多数派」の意見を拾うようなことも検討の余地がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
総務部 行政管理課 (財務部 資産経営課) (財務部 財政課)	行政改革推進事業	・現在の行政改革の継続とともに、新たな行政改革により財源の確保に取り組みます。 ・行政改革推進本部会議が中心となり、「行政コストの徹底的な縮減」と、「集中と選択」による効率的で効果的な行政経営を行います。 ・合併後の市域全体を見渡した市有施設の再編と効率的な運用を進めます。	【目標】 ・自主財源比率 H25年度決算：37.8% H30年度：40.6% ・行政改革重点項目(23項目) H27年度：戦略シナリオを掲示、行政改革に着手 【効果】 ・職員一丸となり行政改革に取り組むことで、市の持続的発展を図ります。	・全国49か所の重点「道の駅」候補の一つに選ばれた「道の駅賤母」を中心とした地方活性化と地域コミュニティの再生、施設老朽化、第三セクターの問題の解決に向けて、国、民間、市との連携を高め、実証的検証を含めて取り組みます。 ・行政改革推進本部会議による行政改革プランの定期的な進捗状況のチェックと庁内への取組み周知を行います。	<第三セクターの運営形態の検討及び施設老朽化対策> ・道の駅「賤母」を中心とした、6次産業化による地域の活性化と雇用を創出するため、山口地域に「中山道(山口・馬籠)地域活性化推進協議会」を設立。 ・リニア開通を見据え、道の駅「賤母」を木曾方面の観光拠点の一つとなる施設として位置づけ、都市農村共生・対流総合対策交付金(農林水産省)を活用して、地域の活性化と道の駅の機能充実を図る事業に取り組みました。 <道の駅「賤母」の施設整備実施設計を実施。> ・H28～H31年度の行政改革取組方針となる「中津川市行政改革推進プラン(案)」を作成。 【効果】 ・自主財源比率：39.3%	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・改革の行程表ロードマップに続く、行政改革プラン(案)を作成することができた。今後はプランの策定を行い行政改革の継続と新たな財源確保に取り組むことが必要である。(財政課) ・施設老朽化対策、第三セクターの課題解決、地方活性化と地域コミュニティの再生を目指しモデルケースとして山口・馬籠地域の地方創生へ着手することができた。(資産経営課)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・国補助の積極的な獲得により、道の駅の機能充実事業を実施できたことは評価できる。 ・ロードマップの成果については、終了年度であるH26年度から検証を開始しH27年度中に整理すべきであった。 ・普通交付税の一本算定となるH32年度が刻々と近づいている。今後見込まれる投資的事業の財源確保には行政改革の成否にかかっている。新たに策定した行政改革推進プランの確実な進捗が必要である。
総務部 人事課	職員研修費	・地方分権の進展により地方自治体の裁量による行政運営の幅が広がることに伴い、職員に最適なスキルアップ研修を計画的に実施します。(目標値：H28～H30年度の研修回数 年間55回、対象者：全職員) ・職員の能力向上のための研修事業と、能力向上を把握し評価するための人事評価制度を適正に運営することで組織力を向上させます。	【目標】 ・限られた予算と人員で効率的かつ最大の効果を発揮して業務を行えるよう、職員に最適なスキルアップ研修を計画的に実施します。(目標値：H28～H30年度の研修回数 年間55回、対象者：全職員) ・人材育成の強化により、「市民に求められる職員像」に近づき、市民協働によるまちづくりにおいてリーダー的存在となることを目標に行います。 【効果】 ・行政の専門家としての人材育成が図られ、組織力が向上します。	・職員一人ひとりが、①「公正・公平」な行政を進める判断力と勇気、②わかりやすく説明し、市民の皆様の声に聴く対話力、③現状を分析し、課題を明らかにし、その解決策を立案する思考力と意志を身につけるため、人事評価や職員研修を行います。	・集合研修(自主研修) 採用1,2年目、係長級、補佐級、再任用、政策研修、人権啓発(6研修・210名) ・研修センター 企画力・計画力向上、コーチング、滞納処分研修等(23研修・304名) ・人事評価者研修(1研修・354名) ・遭遇研修 新人接遇、新人あいさつ運動、マナー推進員研修(3研修・101名) ・その他研修 NOMA、アカデミー等主催(21研修・21名) ・合計54研修、990名(延べ参加者数1,346名) 【効果】 ・組織力向上のため職員研修を体系的に実施したことにより、各職員の実務のスキルアップやビジネスマナーの向上を図ることが出来ました。 ・H27年度ビジネスマナーアンケート結果(対象：市民の来庁者、時期：H28年2～3月) *「職員のあいさつ」→「良い」91.3%。*H25年度比5%向上 *「お客様からの話の聞き方」→「丁寧にきいてくれた」97.8%。*H25年度比7%向上	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・職員の意識改革・人材育成を図るため、職員研修事業をさらに充実させる必要がある。 ・また、管理職のレベルアップが不可欠であることから、現在は未実施である次・部長を含めた管理職研修等を実施する必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・職員のスキルアップには、職階に応じた研修の充実、職員の意識改革が不可欠であり事業としての必要性は高いが、限られた予算を活かすよう課題とマッチした効果的な研修メニューの選択等が重要である。 ・専門性の高い研修には外部講師に頼らざるを得ない部分もあるが、政策立案能力や業務遂行能力の向上にはOJT(仕事で、仕事遂行を通して訓練すること)の有効性も認められていることから、取り組みの強化が必要である。
総務部 行政管理課 (財務部 資産経営課)	財産管理事務事業	・市有財産の適正な管理を行い、市庁舎等における円滑な業務遂行を確保するとともに、市有財産(施設)運用管理マスタープランに基づき、H32年度までに維持管理経費を6億円削減します。	【目標】 ・市庁舎等の日常的な維持管理を適正に行います。 ・市有財産(施設)運用管理マスタープランに基づき、施設の統廃合や不要な施設の取壊しを進め、維持管理経費を6億円削減します。 【効果】 ・施設設備等の長寿命化が図られます。 ・施設の適正な維持管理経費が確保できます。	・市庁舎等の日常的な管理を行い、市民が快適に利用できる施設にします。 ・市有財産(施設)運用管理マスタープラン実施計画に基づき、施設の統廃合や不要な施設の取壊しを進め、維持管理経費の削減を図ります。	<庁舎等維持管理> ・本庁舎及び総合事務所庁舎等の日常的な維持管理の実施。 ・健康福祉会館の外壁調査(H25年度実施)により、外壁タイルの剥離が確認されたため、全面改修工事を実施。 <市有財産(施設)運用管理マスタープラン> ・旧川上診療所(S48年建築)の解体工事を実施。跡地は売却を検討中。 ・中津川市健康温泉館施設(市有財産)と、櫛クアリゾート湯舟沢(第三セクター所有)を、一体施設として民間譲渡するため、企画提案型で買受希望者を募集しましたが、契約に至らず不調に終わりました。引き続きクアリゾート湯舟沢の民間事業者による継続運営を目指し、募集要件等を見直し再度買受希望者の募集を始めました。 【効果】 ・H25年1月から高圧業務用電力を新電力(PPS)に切り替えており、H27年度は51施設で約12,200千円の電気料の削減効果がありました。 ・クアリゾート湯舟沢の民間事業者による継続運営に期待できます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・維持管理経費は当然必要であるが、引き続き経費の削減に取り組む必要がある。 ・通常の庁舎等維持管理を行うなかで、懸案事項であった本庁舎の耐震工事に着手できた。 ・市有財産(施設)運用管理マスタープランの実行として旧川上診療所の解体工事、市健康温泉館と櫛クアリゾート湯舟沢の民間譲渡の募集を行った。第1回の民間譲渡は不調に終わったが、H28年度に条件を見直し再募集を進める。 ・電力切り替えにより約1,220万円の電気料金の削減ができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・クアリゾート湯舟沢の民間譲渡については、H27年度では不調に終わったが、結果として28年度の成果(11月に民間譲渡を完了)につなげることができた。 ・市有財産(施設)運用管理マスタープランについては、行政改革推進プランの中核的な取り組みでもあり、厳しい財政状況下において投資的財源を確保するため、実施計画を着実に進める必要がある。
企画部 企画財務課 (財務部 財政課)	財政管理事務事業	・普通交付税の減少等本市の財政運営を取り巻く環境がますます厳しものとなるなか、将来にわたり安定的かつ弾力的な行政運営を可能とするため、財政計画に基づき健全財政を確保します。 ・財政のマネジメント強化により市の限られた財源を有効に活用するため、地方公会計を予算編成等に活用する仕組みを整備します。	【目標】 ・実質公債費比率 H30年度末：9.6% 【効果】 ・真に必要な事業を見極め、優先順位づけを行い計画的な執行に努めるとともに、公債費負担適正化計画に基づき、身の丈にあった計画的な借入・償還に努め、持続可能で健全な財政を維持します。	・中長期にわたって効率的な財政運営を実現するため、単式簿記・現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握する取り組みとしてH29年度から新地方公会計制度の導入を行います。H27年度は、財務書類の前提となる固定資産台帳の整備に取り組みます。また事務の効率化及び議会説明資料等の充実を図るため、財務会計システムの構築運用を進めます。	・新地方公会計導入支援業務委託(新規) 固定資産台帳の整備、統一した基準に基づく財務書類の作成に向けた準備、総務省配布の標準ソフトウェアの調査・分析 ・財務会計システム保守管理委託 予算決算説明資料(補正予算・主要施策)の開発委託 ・当初予算編成 9～3月 当初予算書印刷(一般会計・特別会計 各100部) 緊急課題等に対応した補正予算の編成、議案作成 ①6月、②8月、③9月、④9月その2、⑤9月その3、⑥9月追加、⑦12月、⑧12月その2、⑨3月 ・健全化判断比率(実質公債費比率 他3指標)及び資金不足比率の算定、報告 6～9月 ・中津川市の財務4表作成、公表 6～12月 ・普通交付税及び特別交付税基礎資料の報告(通年) 普通交付税本算定事務 7月 ・決算統計事務 6月 ・起債管理事務 借入済み額に対する金融機関への定期償還及び予算に基づく県との借入協議 通年 【効果】 ・必要な予算を必要なタイミングに編成することにより、行政サービスを遅滞なく市民に提供するとともに、健全化指標をH26年度の数値より低下させることができました。 ・実質公債費比率 9.4%(H26末：10.0%) 将来負担比率：33.5%(H26末：46.2%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・新地方公会計の導入に向けて、財務書類をより効率的に作成するため、財務会計システムの改修・機能拡張を行った。 ・財務会計システムの改修に伴い、帳票や予算書のレイアウトについて、制約が出たことが課題である。 ・中長期にわたり効率的な財政運営を実現するために、事務の効率化、財務会計システムの機能強化が必要であり、今回の反省を踏まえ見直しを図っていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市の持続的発展には健全財政が前提となることから、財政担当部局として長期的かつ全体的な視点に留意し健全な財政運営に努めることが必要である。 ・財務会計システムの改修については、帳票等のカスタマイズに課題が残り改善の余地がある。 ・財政状況の指標として掲げた実質公債比率については、県内他市の状況等を考慮すると今後も低下させていく必要がある。
企画部 税務課 (財務部 税務課)	賦課事務事業	・市財政の根幹であり、自主財源の要である市税を確保するために、正確な課税客体の把握、精緻な資料の調製に基づいた的確な課税と、市民の納税利便性の向上等納付環境の整備を行います。 ・法令等にとつた適正な徴収や処分を通じて、繰越債権の早期回収を進めます。	【目標】 ・収納率向上のため納税環境の整備を図ります。 ・現年度課税分徴収率：99.0% (H25年度実績：98.6%) ・滞納繰越分徴収率：30.0% (H25年度実績：22.9%) 【効果】 ・公平かつ適正な市税の賦課・徴収によって、より多くの自主財源が確保できます。	・公平で公正な課税と徴収対策を実施します。 ・納付の利便性を高めるため、納付手段を多様化します。 ・税及びその他の公課の重複滞納に対して担当課等の連携を強化し、滞納者の生活実態に合理的に対応します。	・社会保障・税番号制度導入に向けたシステム改修等 ・効率的、効果的な課税のための調査の実施(地図データ等の更新、土地評価業務等の委託) ・納税方法等の拡充(市民税のコンビ二収納導入) ・賦課資料作成委託(情報センター) 【効果】 ・H27年度賦課徴収実績 (千円、%) 区分 調定額 収入済額 収入割合 県下(市)平均 現年分 10,374,922 10,234,442 98.65 98.68 滞納分 516,505 120,559 23.34 22.10 合計 10,891,427 10,355,001 95.07 94.19	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・公平、公正な賦課・徴収のために的確で効率的な調査の実施が求められており、限られた人員のなかで地番図の作成等により正確な課税に努めている。 ・収納管理室設置により、滞納者に対する税及び他の債権を含めた、合理的な対応ができるよう体制の整備を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市税の賦課徴収は市政運営の根幹にかかわる重要な業務であり、引き続き正確で適切な執行を心がける。 ・収納管理業務と重なるが、賦課しても収納できない場合は財源とならないことから、実質的な歳入を少しでも増やせるよう滞納、繰越債権の早期回収に努める。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成27年度の事業内容	自部門評価	自部門評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント																		
企画部 収納管理室 (財務部 収納管理室)	収納管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 市税、国民健康保険料、介護保険料及び保育所保育料の滞納繰越額が12.4億円となっています。 庁内の公債権担当部署間の情報共有や債権管理、回収体制の強化が求められています。 法令等に則った適正な徴収や処分を通じて、繰越債権の早期回収を進めます。 	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞納繰越減額を縮減します。(H27年度 12.4億円→H30年度 9.6億円) 納税環境の整備や公債権担当部署との共同処理、情報共有により徴収体制の充実を図ります。 生活困窮者自立支援の取組みにより、各課協働して滞納者との折衝を図り滞納金を解消します。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公平かつ適正な市税の賦課・徴収によって、より多くの自主財源が確保できます。 滞納者が収支バランスを取り戻し、通常の市民生活が送れるよう助言できます。 	<ul style="list-style-type: none"> 公平で公正な徴収対策を実施します。 納付の利便性を高めるため、コンビニ納付を拡大します。 税及びその他公課の重複滞納に対して、担当課の連携を強化し、滞納者の生活実態に合理的に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> 公債権担当課(税・国保・介護・保育)における収入未済額の把握と滞納者の名寄せ、分析により、重複滞納者の把握を行い、協働での処分や納税均衡を実施。 税及び公課について、連携して滞納整理を実施する体制の整備(各課徴収担当者を徴税更員に任じ、情報の共有、共同催告、協働した処分の実施等を行う。) 債権管理に対する法的助言と研修会の実施(1回) 生活困窮者等の支援が必要な方への適切な指導と滞納解消のための庁内連携 <p>【効果】</p> <p><実態把握結果></p> <ul style="list-style-type: none"> 重複件数:1,199件、金額:717,148千円 3課重複:175件、172,944千円・2課重複:1,024件、544,204千円 H27年度滞納繰越縮減額 △74,131,750円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H27年度収納率</th> <th>H27年度/H26年度収納率増減率</th> <th>収入未済額増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市税 95.07%</td> <td>0.04%</td> <td>△43,642,586円</td> </tr> <tr> <td>国保 73.91</td> <td>△0.33</td> <td>△32,330,070</td> </tr> <tr> <td>後期 99.24</td> <td>0.01</td> <td>△338,180</td> </tr> <tr> <td>介護 94.28</td> <td>△0.16</td> <td>8,147,156</td> </tr> <tr> <td>保育料 96.57</td> <td>1.24</td> <td>△5,968,070</td> </tr> </tbody> </table>	H27年度収納率	H27年度/H26年度収納率増減率	収入未済額増減	市税 95.07%	0.04%	△43,642,586円	国保 73.91	△0.33	△32,330,070	後期 99.24	0.01	△338,180	介護 94.28	△0.16	8,147,156	保育料 96.57	1.24	△5,968,070	<p>必要性⇒A必要である</p> <p>有効性⇒B高める余地がある</p> <p>効率性⇒B高める余地がある</p> <p>総合評価⇒B計画の承認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 債権管理を適正化し、公債権滞納繰越額をH30年度までに9億円に減少させるために、債権担当課の協働をさらに高めていく必要がある。 各課に跨る滞納者については、庁内連携して滞納者との折衝を図ることにより、滞納者の折衝に係る負担を軽減するとともに、庁内統一した対応と事務負担の軽減を実現する。 	<p>必要性⇒A必要である</p> <p>有効性⇒B高める余地がある</p> <p>効率性⇒B高める余地がある</p> <p>総合評価⇒B計画の承認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 税だけでなく市各所管の滞納を公債権として捉え、合理的な徴収体制を整備できたことは評価できる。 ただし、国民健康保険料や介護保険料などについては滞納解消への直接的なアクションにまでは至らず状況把握に留まったところが課題である。
H27年度収納率	H27年度/H26年度収納率増減率	収入未済額増減																									
市税 95.07%	0.04%	△43,642,586円																									
国保 73.91	△0.33	△32,330,070																									
後期 99.24	0.01	△338,180																									
介護 94.28	△0.16	8,147,156																									
保育料 96.57	1.24	△5,968,070																									